

特許庁委託事業

南アフリカの知的財産制度および
その運用に関する調査

2019年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

[作成協力]

KISCH IP Attorneys

目次

1.	はじめに	6
1.1	本マニュアルの目的	6
1.2	企業の視点	6
1.2.1	南アフリカ経済の概要	6
2.	南アフリカの国家知的財産戦略	10
2.1	南アフリカにおけるマドリッド商標協定議定書への加盟および履行の可能性	10
2.2	南アフリカ共和国知的財産方針 2018 年第 1 フェーズ	10
2.3	国家知的財産管理庁 (NIPMO)	12
3.	南アフリカの知的財産に関する法律・規則および条約の概要	12
3.1	特許	12
3.1.1	1978 年法律第 57 号特許法およびその関連規則	12
3.1.2	特許性の要件	12
3.1.3	出願の準備および提出	15
3.1.4	関係書類	18
3.1.5	付与手続	19
3.1.6	付与後	20
3.2	登録意匠	24
3.2.1	1993 年法律第 195 号意匠法およびその関連規則	24
3.2.2	登録可能性の要件	24
3.2.3	出願の準備および提出	25
3.2.4	関係書類	27
3.2.5	付与手続	27
3.2.6	登録後	28
3.3	商標	31
3.3.1	1993 年法律第 194 号商標法およびその関連規則	31
3.3.2	登録可能性の要件	31
3.3.3	出願の準備	34
3.3.4	関係書類	36
3.3.5	付与手続	37
3.3.6	商標登録後	38
3.4	著作権	40
3.4.1	1978 年法律第 98 号著作権法およびその関連規則	40
3.4.2	著作権の保護を受けることができる著作物	40
3.4.3	著作権の存在要件	42

3.4.4	著作権の存続期間	43
3.4.5	著作権の所有権.....	44
3.4.6	著作権侵害の形態	44
3.4.7	著作権侵害に関して利用可能な救済	45
3.4.8	著作権侵害の例外	46
3.4.9	ベルヌ条約の著作権保護との密接な関係.....	46
3.4.10	著作権のライセンスおよび譲渡ならびに関連する手続.....	47
3.5	植物育成者権	47
3.5.1	1976 年法律第 15 号植物育成者権法およびその規則	47
3.5.2	付与の要件.....	47
3.5.3	出願の準備および提出	48
3.5.4	関係書類	49
3.5.5	付与手続	50
3.5.6	付与後.....	51
3.6	トレード・シークレット.....	53
3.7	ドメイン名.....	54
3.7.1	ドメイン名とは.....	54
3.7.2	ドメイン名を登録すべき理由	54
3.7.3	サイバースクワッティングとは.....	55
3.7.4	登録されたドメイン名の権利行使を管理・支援している機関	55
3.7.5	南アフリカにおいて ccTLD に適用されるドメイン名の権利行使手続	56
3.8	模倣品の取締	56
3.8.1	はじめに	56
3.8.2	「模倣」という語の意味.....	57
3.8.3	「知的財産権」という語の意味.....	58
3.8.4	模倣品の取扱いは禁止されており犯罪である	58
3.9	その他の IP に関する国内法および規則.....	59
3.9.1	2008 年法律第 51 号公的資金研究開発の知的財産権法.....	59
3.9.2	2013 年法律第 28 号知的財産法改正法	59
3.9.3	1941 年法律第 17 号商品表示法.....	60
3.10	南アフリカが加盟国である国際条約および協定	61
3.10.1	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)	61
3.10.2	世界貿易機関 (WTO) を設立する協定	62
3.10.3	世界知的所有権機関 (WIPO) を設立する条約	62
3.10.4	特許協力条約 (PCT)	63
3.10.5	特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約.....	63

3.10.6	植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)	63
3.10.7	生物の多様性に関する条約に対する遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書	63
3.10.8	工業所有権の保護に関するパリ条約	64
3.10.9	文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約	64
4.	南アフリカの知的財産保護を含む知的財産に関する官庁	65
4.1	特許庁、意匠庁、商標庁および著作権庁	65
4.2	植物育成者権庁	66
5.	南アフリカの知的財産保護に関する司法制度と裁判所	69
5.1	特許	69
5.2	意匠	69
5.3	商標	70
5.4	著作権	71
5.5	植物育成者権	71
5.6	消費者保護	72
6.	税関による知的財産の執行	73
6.1	適用される法律	73
6.2	差止対象の模倣品	73
6.3	税関における知的財産権の登録制度	75
6.3.1	はじめに	75
6.3.2	税関に対する第 15 条申請に必要な情報および書類と関連する手数料	76
6.3.3	第 15 条申請プロセス:	77
6.3.4	第 15 条申請プロセスに関する手数料	78
6.4	差止手続	78
6.4.1	必要書類	78
6.4.2	模倣品取締法の規定に基づく差押前の手続	78
6.4.3	CGA に基づく物品の正式差押後の手続	82
6.4.4	手数料	88
6.4.5	手続フローチャート	89
6.5	税関における情報共有	89
6.6	税関による国境管理運用の実際	91
6.7	典型的な成功・失敗事例と将来に向けた提言	91
7.	警察による知的財産の執行	94
7.1	適用される法律	94
7.2	差止対象の模倣品	94
7.3	レイド手続	95

7.3.1	必要書類	95
7.3.2	レイド前の手続.....	95
7.3.3	レイド後の手続.....	102
7.3.4	手数料.....	102
7.4	手続フローチャート.....	102
7.5	警察による運用の実際	104
7.6	刑事訴訟手続	104
7.7	典型的な成功・失敗事例と将来に向けた提言.....	105
8.	司法救済（民事訴訟）	106
8.1	適用される法律.....	106
8.2	南アフリカの裁判所.....	106
8.2.1	はじめに	106
8.2.2	南アフリカ高等裁判所	106
8.2.3	最高控訴裁判所.....	107
8.2.4	憲法裁判所.....	107
8.3	裁判所手続.....	107
8.3.1	申請手続	107
8.3.2	訴訟手続	108
9.	その他の行政組織の執行.....	109
10.	南アフリカにおける知的財産保護を補助する検討すべきその他の規制面.....	110
10.1	南アフリカにおける公告規制	110
10.2	2008年法律第71号会社法	110
10.3	2008年法律第68号消費者保護法	111
10.4	1972年法律第54号食品、化粧品、殺菌剤法（Foodstuffs, Cosmetics and Disinfectants Act）、1990年法律第119号農産物基準法（Agricultural products standards Act）およびこれらの関連規則	112
11.	引用文献	113
	別表 A – 特許に関する手数料.....	115
	別表 B – 意匠に関する手数料.....	118
	別表 C – 商標に関する手数料	120
	別表 D – 植物育成者権に関する手数料	122

1. はじめに

1.1 本マニュアルの目的

本マニュアルの目的は、南アフリカにおける知的財産の性質、識別、保護および管理ならびにその機能的運用の実践的な概要について説明することである。本マニュアルは、教育的な情報を提供し、南アフリカにおける知的財産およびその管理を取り巻く固有の問題について認識を深めてもらうことを意図しており、知的財産法に関する法的、経営的または技術的な助言を提供しようとするものではなく、そのため、専門家による法的、技術的および経営的助言の代わりになるものではない。法的助言が必要とされる場合は、様々な法、議定書、合意書、条約および関係規則ならびにこれらの手順に精通した専門の弁護士から受けるべきであると申し上げる次第である。著者は、本文書に記載された一切の作為または不作為について責任を負うものではない。提供する情報は 2018 年 11 月時点では正確であるが、知的財産関連法は随時変更される可能性がある。加えて、本マニュアルで引用されている手数料は単なる公的手数料であって、本マニュアル発行時に有効なものであり、変更される可能性がある。

1.2 企業の視点

現代のビジネスにおいて知的財産は貴重な資産のひとつである。特許、商標、意匠、著作権、トレード・シークレットなど、さまざまな種類の知的財産権が会社のアイデアや技術、名称、製品の保護に役立っている。会社の性質や規模、事業戦略によってさまざまな戦略がさまざまな会社に適用されるであろう。知的財産権に関する認識は、研究者や事業体にとってますます重要な問題となっている。知的財産の価値は、その利用や商業化の方法および有効性に依存する。知的財産の効果的な利用および商業化に体系的に取り組むことで、知的財産への投資から高いリターンを得ることができるであろう。

1.2.1 南アフリカ経済の概要

南アフリカは高中所得国であり、豊富な天然資源と十分に発達した金融・法務・通信・エネルギーおよび輸送セクターを有する新興市場の一つである。G-20に参加しているアフリカで唯一の国である。¹

南アフリカの輸出相手国上位5カ国は、中国、ドイツ、米国、英国、インドの順となっている。南アフリカの輸入統計も同様であり、南アフリカの輸入相手国は中国、ドイツ、米国、インド、英国の順である。2018年9月の輸出総額は113,694,546,329南アフリカランドであり、同期間の輸入総額は116,646,965,571南アフリカランドであった。²

主な輸出品にはトウモロコシ、ダイヤモンド、果物、金、金属および鉱物、砂糖、羊毛などがあり、主な輸入品には機械・輸送機器、化学品、製造品、石油などがある。

南アフリカはアフリカ大陸への経済的玄関口とみなされることが多く、優れたインフラ（鉄道・港湾・道路）と独立した準備銀行による規制の行き届いた十分に発達した産業、現代的な銀行および銀行制度を有している。加えて、2018年9月21日、大統領は、とりわけ、外国からの投資を呼び込み獲得するため、諸外国がさらに南アフリカとビジネスをしやすくなることを狙った景気刺激策を発表した。³

1.2.1.1 国際貿易

	輸出	輸入	貿易収支
2018年9月 (暫定)	ZAR 101,453,478,368	ZAR 113,235,204, 560	ZAR - 11,781,726,192
2018年8月 (改定済)	ZAR 104,261,507, 657	ZAR 104,221,613,521	ZAR 39,894,136
ZAR 増加／減少	ZAR -2,808,029,289	ZAR 9,013,591,039	
成長率 (%)	-2.7%	8.6%	

¹ Grant Makokera C. and Wood C. *South Africa and the G-20* <http://www.gegafrika.org/g20-blog/south-africa-and-the-g-20> (Date of use: 26 October 2018).

² <http://www.sars.gov.za/ClientSegments/Customs-Excise/Trade-Statistics/Pages/default.aspx>.

³ <https://www.businesslive.co.za/bd/economy/2018-09-21-in-full-ramaphosa-on-his-plan-to-rescue-the-sa-economy/>.

1.2.1.2 南アフリカの月次推計計算書

(a) 世界地域別および船（機）用品

期間：	2018年1月～9月／2017年1月～9月					
ワールド・ゾーン	輸出			輸入		
	2018年1月～9月	2017年1月～9月	増加／減少率(%)	2018年1月～9月	2017年1月～9月	増加／減少率(%)
	百万ランド	百万ランド	百万ランド	百万ランド	百万ランド	百万ランド
アフリカ	144,484.9	131,396.1	10	80,920.2	59,515.7	36
アメリカ	77,677.1	77,541.2	0.2	86,815.2	89,029.9	-2.5
アジア	285,644.7	273,458.4	4.5	411,184.7	360,260.1	14.1
ヨーロッパ	229,485.6	213,276.1	7.6	282,322.9	266,126.0	6.1
オセアニア	9,743.2	10,672.2	-8.7	14,526.9	16,847.4	36
その他分類不能	59,988.3	50,956.2	17.7	3,378.2	1,683.4	100.7
船舶・航空機	3,915.9	6,168.7	-36.5	-	-	-
合計	810,939.7	763,468.9	6.2	879,148.1	787,299.6	11.7

(b) HS (Harmonized System) 分類

類(項)	品名	輸出			輸入		
		2018年1月～9月	2017年1月～9月	増加／減少率(%)	2018年1月～9月	2017年1月～9月	増加／減少率(%)
		百万ランド	百万ランド	百万ランド	百万ランド	百万ランド	百万ランド
I(1-5)	動物(生きているものに限る。)、動物性生産品	8,503.2	7,901.2	7.6%	12,149.7	11,484.1	5.8%
II(6-14)	植物性生産品	50,462.8	48,158.3	4.8%	17,092.3	18,305.1	-6.6%
III(15)	動物性または植物性の油脂およびその分解生産物、調製食用脂ならびに動物性または植物性のろう	1,434.6	1,785.8	-19.7%	6,302.3	7,520.8	-16.2%
IV(16-24)	調製食品、飲料、アルコールおよび食酢、たばこおよび製造たばこ代用品	27,220.8	24,568.4	10.8%	22,728.9	22,810.6	-0.4%
V(25-27)	鉱物性生産品	195,680.8	194,784.9	0.5%	169,488.7	123,456.4	37.3%
VI(28-38)	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	47,958.3	44,604.1	7.5%	92,485.1	81,841	13%
VII(39-40)	プラスチックおよびゴムならびにこれらの製品	16,495.9	13,086.4	26.1%	40,095	35,377.6	13.3%
VIII(41-43)	原皮および革、毛皮およびその製品、動物用装着具、旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器ならびに腸の製品(蚕糸を除く)	2,710.3	2,983.3	-9.2%	2,769.7	2,711.8	2.1%
IX(44-46)	木材およびその製品、木炭、コルクおよびその製品、わら、エスパルトその他の組物材料の製品ならびにかご細工物および枝条細工物	4,184.5	3,951.6	5.9%	2,814.4	2,762.7	1.9%
X(47-49)	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプおよび古紙、紙および板紙ならびにこれらの製品	13,992	13,956.4	0.3%	24,974.9	11,115	124.7%

XI (50-63)	紡織用繊維およびその製品	8,148.1	7,186.6	13.4%	28,366.9	26,794.5	5.9%
XII (64-67)	履物、帽子、傘、日傘、つえ、シートステッキおよびむちならびにこれらの部分品、調製羽毛およびその製品、造花および人髪製品	717.6	653.9	9.7%	10,213.6	9,877.4	3.4%
XIII (68-70)	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品、ガラスおよびその製品	3,300	2,837.2	16.3%	10,653.3	9,347	14%
XIV (71)	天然または養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属および貴金属を張った金属ならびにこれらの製品、身辺用模造細貨類ならびに貨幣	154,950.6	137,385.8	12.8%	10,297.8	4,889.8	110.6%
XV (72-83)	鉄鋼および鉄鋼製品	104,778.9	94,463.7	10.9%	43,672.3	44,086.9	-0.9%
XVI (84-85)	機械類および電気機器ならびにこれらの部分品、録音機、音声再生機ならびにテレビジョンの映像および音声の記録用または再生用の機器ならびにこれらの部分品および附属品	58,900.4	55,738	5.7%	192,142.1	183,611.4	4.6%
XVII (86-89)	車両、航空機、船舶および輸送機器関連品	98,144.6	94,242.6	4.1%	77,875.6	84,125.8	-7.4%
XVIII (90-92)	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器および医療用機器、手術用機器および装置、時計、楽器、ならびにこれらの部分品および附属品	4,441	4,510	-1.5%	23,064	22,154.8	4.1%
XX (94-96)	雑品	3,507.6	3,343	4.9%	14,685.7	13,608.6	7.9%
XXI (97)	美術品、収集品およびこつとう品	762.2	917.4	-16.9%	698.6	551.5	26.7%
XXII (99)	その他分類不能品	4,638.6	6,407.4	-27.6%	876.2	969.2	-9.6%
XXIII (98)	特別分類規定：相手先商標部品	6.5	3	116.1%	75,701	69,897.3	8.3%
合計		810,939.7	763,468.9	6.2%	879,148.1	787,299.6	11.7%

2. 南アフリカの国家知的財産戦略

2.1 南アフリカにおけるマドリッド商標協定議定書への加盟および履行の可能性

南アフリカ政府は、数年前、マドリッド商標協定議定書に加盟し参加する計画があると示唆した。この議定書は、いわゆる国際商標登録出願を、マドリッド協定議定書に基づいて出願された外国の対応国際出願であって南アフリカを指定国とするものに基づいて、南アフリカ商標庁に出願し登録することを定めることになる。我々においては、数年かかっているものの、貿易産業省（Department of Trade and Industries）企業・知的財産委員会（Companies and Intellectual Property Commission）が南アフリカ商標法（South African Trade Marks Act）および規則（Regulations）の必要な改正を起草していると理解している。

よって、これらの改正は来年（2019年）中に House of Assembly（南アフリカ議会）に提出され検討・承認が行われる可能性がある。House of Assembly に承認された場合、これらの改正は 2020 年頭または 2020 年中に施行されるか、南アフリカ政府が必要な加盟手順および方式に対応次第施行されることが考えられる。

2.2 南アフリカ共和国知的財産方針 2018 年第 1 フェーズ

南アフリカ政府は、南アフリカにおける新たな知的財産（IP）政策の第 1 フェーズを公表した。政府は、特に、「南アフリカ憲法上求められている多数の義務を念頭に置いた IP への全体的な均衡の取れた協調的アプローチ」を推進することを目的とした、南アフリカが天然資源への過度の依存から知識経済へと移行するにあたっての中核的促進役としての IP 政策の重要性を強調している。この目標は、「イノベーション、生産性向上、知識経済の徹底的追求ならびに比較的・競争的優位のより良い活用のさらなる重視」を求めている政府のより幅広い国家開発計画の一部である。

IP 政策の包括的目標は以下のように要約することができる。

- 南アフリカの開発の動きを考慮し、公衆衛生分野を含む社会における IP による小規模組織や脆弱な個人の支援を充実させる。

- クリエイターや発明家が潜在能力のすべてを発揮し、南アフリカ産業界の競争力向上に貢献できるようにすることにより、イノベーション文化を育成・推進する。
- 南アフリカの芸術や文化を発信する。
- 南アフリカの遺伝資源および遺伝資源にまつわる伝統的知識に関する業務において、生物多様性条約（CBD）や遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（ABS に関する名古屋議定書）など、南アフリカの負っている様々な国際的義務を強化する。
- 南アフリカ経済の変革を補助し、もってより広範な経済的利益のために人的資源を活用し、国内生産を拡大し、さらなる雇用を生み出す。

この目的のため、IP 政策では以下の主な改革が提案されている。

- 特許審査への実体調査・審査（SSE）の導入
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）の定める柔軟性の活用
- IP に関する地域の協力・統合の推進
- 南アフリカが締約国であるすべての関係する国際的義務の遵守
- とりわけ、居住者小規模・中堅・零細企業（SMME）、歴史的に不利な立場に置かれてきた個人およびインフォーマル・セクターで事業を展開している会社による特許の登録を支援するための「実用新案」の実現を通じた経済的権利拡大の推進
- 固有資源や伝統的イノベーション、伝統的知識に関する国有 IP を保護するために南アフリカ国民の IP 意識を高めるためことを目的とした協調的アプローチ
- 不正目的使用や搾取を防ぎ、さらなる調査や伝統的知識に基づいた製品・サービスの開発を推進する伝統的知識保護制度の創設
- 南アフリカの開発目標に合致した IP に関する国際的ベスト・プラクティスの推進

さらに、IP 政策は、IP 政策の実施における協調的アプローチの実現を目的とした審議会および起草チームとして機能する知的財産に関する省庁間委員会（IMCIP）の設立を紹介している。IP 政策の主要戦略の一つは、緊急の課題、中期的な課題および監視・評価を要する課題に適切に対応できるよう、段階的に実施されることである。フェーズ1では、政府によって特定された短期的に主要な二つの課題である IP と公衆衛生および国際 IP 協力を重点が置かれている。IP 政策の完成は大きな節目であるが、フェーズ1の実施成功およびそれに続くフェーズの開発の進捗状況は全ての利害関係人によって注意深く見守られていくであろう。

2.3 国家知的財産管理庁 (NIPMO)

国家知的財産管理庁 (NIPMO) は、2008 年法律第 51 号公的資金研究開発の知的財産権法 (IPR-PFRD 法) 第 8 条に基づいて設立された。同庁の設立は、公的資金が提供された研究開発から生まれる知的財産が識別され、保護され、利用され商業化されると定めるものである。

この限りにおいて、IPR-PFRD 法は、公的資金が提供された研究開発から生まれる知的財産のより有効的な活用について定めることを目的としており、国家知的財産管理庁 (National Intellectual Property Management Office) および知的財産ファンド (Intellectual Property Fund) を設立しており、機関における技術移転局の設立、監督および国家的管理について定め、さらにこれらに関係する事項について定めている。

3. 南アフリカの知的財産に関する法律・規則および条約の概要

3.1 特許

3.1.1 1978 年法律第 57 号特許法およびその関連規則

1979 年 1 月 1 日に施行された 1978 年法律第 57 号特許法は、その規則と共に、発明および新技術への改良を保護するために整備されている。同法は、特許出願人が従うべき手順を定め、パリ条約および特許協力条約に基づく優先権の主張を認めている。

3.1.2 特許性の要件

特許を受けることができる発明は、新規または進歩性を有し、かつ商業および工業に適用することができるものである。「新規」とは、特許出願の優先日前においてその発明が技術水準の一部でないことを意味する。技術水準には、特許の出願日前に世界のいずれかの場所で公衆の利用に供された全ての事項（「先行技術」）を含む。そのため、南アフリカでは絶対新規性が要求されている。

3.1.2.1 新規性

南アフリカにおいては、南アフリカで出願された先行特許出願（「係属中の特許」）も、発明の最初の特許出願時に公衆の閲覧に供されておらず公知でないとしても、技術水準に含まれる。条約国で出願された特許出願の優先日を主張する当該優先日より後の特許出願も、技術水準に含まれる。特許または特許出願の優先日は、発明について最初の特許出願が行われた日である。そのため、南アフリカ特許法 1978 年法律第 57 号（以下「法」という）に従い、先行特許出願または先の優先日を主張する特許出願が技術水準の一部を構成することから、発明後可能な限り速やかに当該発明について特許出願を行うことが重要である。南アフリカ内で秘密に商業規模で使用されている発明も技術水準の一部を構成する。

3.1.2.2 進歩性

特許にかかる発明は、特許出願の優先日直前において当該技術に熟練した者にとって自明なものであってはならない。法は、進歩性について質的テストを要求している。要求されているのは、発明が、発明の最初の特許出願が行われた日の直前に公衆の利用に供されていたあらゆる事項を考慮に入れて、その技術に熟練した通常の者にとって自明であってはならないということのみである。進歩性の「量」は問題とされない。さらに、熟練した者とは、その技術について通常の技能を有する者であり、その技術の専門家や高度な資格をもった者ではない。たとえば、専門医は自らの技術の「熟練した通常の者」であろう。しかしながら、一部の専門医はほかに資格を有していることがあり、その場合「その技術に熟練した通常の者」とはみなされないことになる。

3.1.2.3 有用性

法は、特許を受けることができる発明は商業、工業または農業に使用または適用することができる旨定めている。さらに、法は、特許明細書に図解または例示されている発明が実施できないか、または特許明細書に記載されている成果および利点をもたらさない場合は特許を取り消すことができる旨定めている。

そのため、特許を受けることができる発明は「有用性」を有していなければならない。有用性を有するには、発明は商業、工業または農業で機能することができなければならない。さらに、発明は特許明細書に記載されている成果および利点をもたらさなければならない。

発明は、商業的に成功したものである必要はない。しかしながら、発明の商業的成功はその発明が実際に有用であることを示す場合がある。

3.1.2.4 特許を受けることができない対象

法は、一定の区分を特許を受けることができる対象から特に除外しているが、これには、発見、科学上の理論、数学的方法、言語、演劇、音楽もしくは美術の著作物またはその他の美的創作物、精神活動、遊戯もしくは事業を行うための計画、規則もしくは方法、コンピューター・プログラムまたは情報の提示が含まれる。これらの特許を受けることができない発明は、発明がそれに関係する範囲でのみ特許可能性を制限されるが、たとえば、一定の成果を得るために特定のコンピューター・プログラム（ソフトウェア）を使用した方法またはシステムについては、特許クレームがソフトウェアではなくシステムに対するものであることから、特許を受けることができる。同様に、アルゴリズムについても、特許が当該アルゴリズムを使用したハードウェアまたはシステムをクレームするものである場合は特許を受けることができる。さらに、不快なまたは不道德な行動を助長すると一般に予想されるような発明は特許を受けることができない。

3.1.2.5 動物、植物および生物学的な方法

動物もしくは植物の品種または動物もしくは植物の生産のための本質的に生物学的な方法であって微生物学的な方法でないものについては、特許を受けることができない。新たな植物の品種は、本マニュアルで後述する植物育成者権で保護されることがある。

しかしながら、微生物学的な方法およびそれによる製品は、製品が植物または動物でない限り特許を受けることができる。この方法の例としては、抗生物質剤の製造がある。

3.1.2.6 人間または動物の体の処置

外科もしくは治療による人間もしくは動物の体の処置、または人間もしくは動物の体について行われる診断にかかる発明は、特許を受けることができない。そのため、処置方法型のクレームは、南アフリカの特許実務においては認められていないが、第一および第二医薬用途クレームは認められている。

第一医薬用途クレームは、「Y の治療のための化合物 X の使用」と起草される。

第二医薬用途クレームすなわち「スイス型」クレームは、既知の物質の新たな用途を指し、「Y の治療用医薬を製造するための X の使用」と起草される。

人体または動物から分離された組織または体液の処置については、特許を受けることができる。そのため、インビトロ処置方法のクレームは認められているが、インビボのクレームは認められていない。

3.1.3 出願の準備および提出

出願は、プレトリアにある南アフリカ特許庁（**South African Patent Office**）において提出される。出願は、電子的に行うか、または特許庁に紙の書類を提出することによって行うことができる。出願人が南アフリカ内に通常の居住または事業上の住所を有していない場合は、特許庁に対して出願人を代理する権限を付与された代理人を選任しなければならない。

3.1.3.1 出願を行うことができる者

特許は、発明者が、または発明者から出願権を取得したその他の個人もしくは法人が、または当該発明者と当該他の者の双方が受けることができる。特許は複数の発明者が共同で出願することもでき、別段の合意がない場合、これらの発明者は当該特許について均等な非分割持分を共有する。

特許出願を行う権利に関して、または特許にかかる権利もしくは特許の権原に関して紛争が生じた場合、当該紛争については特許の特任裁判官（**commissioner of patents**）が決定を下し（下記第 5.1 項参照）、当事者は紛争について決定を下すよう特任裁判官に申請すること

ができる。特任裁判官は、特許出願を行う権利を行使する意思がないまたは行使することができない者がその権利を特許出願を行う意思を有する者に譲渡するよう命じることができる。特任裁判官は、これを受けて、権利を行使する意思がない参加者に対して補償が支払われるよう命じることができる。

共同発明者が1件の特許を受けた場合、共同発明者が別段の合意を行っていないときは、当該共同発明者はその出願について均等な非分割持分を有し、いずれの共同発明者も他の共同発明者の同意なくしていかなる方法でも出願を処理することができない。しかしながら、共同発明者は、出願が放棄されるのを防ぐためである場合は、他の共同発明者の同意なくして処理することができる。

特許出願は、南アフリカの11の公用語であるアフリカーンス語、英語、ンデベレ語、北ソト語、ソト語、スワジ語、ツォンガ語、ツワナ語、ヴェンダ語、コサ語およびズールー語のいずれによっても行うことができる。しかしながら、南アフリカで好まれているビジネス言語は英語である。出願がそれ以外の言語で行われた場合であっても、出願人は、出願後3カ月以内に特許庁に英訳を提出しなければならない。

出願は、仮明細書または完全明細書で行うことができる。仮明細書は発明を適切に説明するだけでよく、クレームまたは要約を含める必要はない。

出願人は、出願が出願日から18カ月以内に特許庁によって受理されるようにする責任がある。PCT出願の場合は、国内出願日から12カ月以内に受理されなければならない。出願は、この期間内に受理されない場合は、受理の遅れが出願人の作為または不作為によるものでなかったときを除き、失効する。出願人は当該失効について不服申立てすることもできる。出願人において出願が受理される準備ができていない場合は、3カ月の延長を申請することができる。

受理後、出願人は3カ月以内に特許が特許公報で公告されるようにする。この3カ月の期間内に公告されない場合、出願は失効したとみなされる。公報における特許の公告も付与日とみなされる。

優先権は、南アフリカの仮特許出願、パリ条約国を基礎として、または特許協力条約を通じて主張することができる。

完全明細書が提出される場合、南アフリカの仮特許出願を基礎とする優先権を主張するには、出願は仮出願から 12 カ月以内に行わなければならない。しかしながら、3 カ月の追加延長が利用できる。出願が条約国を基礎とする優先権を主張する場合、出願は条約国における出願から 12 カ月以内に行わなければならない。PCT を通じた出願は、出願の優先日から 31 カ月以内に行わなければならない。3 カ月の延長が可能である。

完全明細書については先願の優先権を主張する必要はなく、最初の段階で完全なものとして提出することができる。出願人が最初の段階から完全明細書を提出する場合、明細書には追加することができない。

南アフリカ特許法は、分割出願および追加特許の出願も認めている。分割出願は主出願が特許される前に提出されなければならない。通常は、発明の他の部分であってそれにより主出願が発明の単一性を欠くことになる事項に対するものである。分割出願には、主出願と同一の出願日が付与される。

追加特許は、主出願の特許権者が主出願に記載された発明に追加、改良または変更を加えた場合に提出することができる。この出願は、付与前であっても付与後であっても行うことができ、付与される期間は主出願の期間であってまだ経過していない部分である。

完全明細書は、

- 要約を伴うものとし、
- 当該発明にかかる技術に熟練した者が当該発明を実施できるよう、発明および発明を実施する方法を十分に説明し、確認し、かつ、必要な場合は図示しまたは例示するものとし、かつ
- 保護請求の対象である発明を明示するクレームを最後に記載するものとする。

クレームは、単一の発明にかかるものでなければならないが、特許が付与された場合は、何人も、手続において、特許が複数の発明から構成されているとの理由で当該特許に異議を申し立てることはできない。

南アフリカは PCT 加盟国であるため、特許協力条約 (PCT) に基づいて国際特許出願を提出することができる。優先権を主張しない場合、出願人は PCT の出願日から 31 カ月以内に南アフリカ国内段階に移行することができ、この期限は 34 カ月に延長可能である。

PCT を介して南アフリカ国内段階に移行する利点の一つは、出願が調査済であることである。本マニュアル執筆時点で南アフリカは無審査主義国であり、そのため方式審査を通過したすべての出願に特許が付与される。付与された特許の新規性および進歩性は、特許が訴訟対象となったときにのみ審査される。

3.1.4 関係書類

特許申請は、Form P1 で行い、以下の書類を添付する。

- Form P1、2 通。そのうち 1 通は提出の証拠として出願人に返却される。
- 申請記録書 (Form P2) 2 通
- 宣誓書および委任状 (Form P3) (後日提出可)
- 出願人が発明者から出願権を取得した場合は、出願人の出願権にかかる登録官の満足の行く譲渡証またはその他の証拠 (後日提出可)
- 仮明細書 (Form P6) 1 通または完全明細書 (Form P7) 2 通
- 発明を例示するために図面が必要な場合は所定の図面
- 申請に完全明細書を添付する場合はフォーム P8 の要約 2 通
- パリ条約の優先権を主張する場合は基礎出願の番号、日付および国
- 所定の手数料

さらに、申請に完全明細書を添付する場合、出願人は、発明が南アフリカ固有の生物資源、遺伝資源または伝統的知識もしくは用途に基づくまたは由来するものであるか否かを供述した供述書 (Form P26) を提出しなければならない。発明がこれらの資源または知識を利用したものである場合、出願人は、出願人が生物もしくは遺伝資源または伝統的知識を利用する権限を有することを示す証拠を提出するよう特許登録官に求められることがある。

委任状 (フォーム P3) および供述書 (フォーム P26) は、提出時に出願に添付する必要はないが、出願日から 6 カ月以内または登録官が申請に応じて認めることのあるこれより長い期間内に特許庁に到着しなければならない。

特許庁が請求する手数料および費用の情報は別表 A に記載する。これらは本マニュアル執筆時点の費用であり、値上げされる場合があることに留意されたい。実体審査開始に伴い値上げが予想される。そのため、出願人が南アフリカで出願することを希望する時は、南アフリカの特許弁理士に問い合わせることで実際の費用を知ることが推奨される。

上記第 2.2 項で言及したように、IP 方針は特許審査への実体調査・審査（SSE）の導入を提案している。2016 年 7 月 6 日に、SSE の実施を緊急国内検討対象とする知的財産に関する諮問枠組み（IP Consultative Framework）が内閣によって承認された。この枠組みによれば、主要な要素は、適切な医療サービスおよび医薬品に対する大衆の権利の実現である。これまでに任命された審査官の能力は多くの技術分野に広がっているものの、その圧倒的多数は化学、生化学および医薬品化学に重点を置いたライフ・サイエンス分野となっている。

審査官補は 2 年間の集中研修プログラムを受けているが、このプロセスは少なくとも 2018 年末にならなければ完了しない。審査官は、直接日本特許庁、シンガポール特許庁、WIPO および欧州特許庁の研修を受けているが、SSE は欧州実務に沿ったものとなることが予想されていることから、研修の大部分については欧州特許庁に委託されている。

しかしながら、今後 2、3 年は SSE が実施されないと予想される。

3.1.5 付与手続

南アフリカは、本マニュアル執筆時点において無審査主義国であり、そのため特許出願の付与手続は出願の方式審査から生じた不備への対応に限定されている。ここで不備が発見された場合、出願人は 3 カ月以内に当該不備を是正することができる。

特許庁が出願を受領次第、方式要件を満たしているかについて審査が行われる。不備があった場合、出願人は、3 カ月以内に、または登録官が申請に応じて認めることのあるこれより長い期間内に当該不備を是正するよう通知される。出願人が不備を是正しない場合、出願は放棄されたものとして扱われる。

特許法は、確立された自然の法則に明白に反するものを発明として主張している故に出願が取るに足りないものであるか、または出願にかかる発明の使用が不快感を与えるもしくは不

道徳な行動を助長すると一般に予想される場合に登録官が特許出願を拒絶するものと定めているのみである。

2015 年に（特許庁を管轄する）貿易産業省が新任特許審査官の研修を含む実体調査・審査部門の実現に向けた取り組みを開始したが、本マニュアル執筆時点において実体審査は実施されておらず、実施に至るまで何年かかるか定かではない。

そのため、出願人は出願日から 18 カ月以内に受理されるよう完全な特許出願を準備するようにならなければならない、さらに受理から 3 カ月以内に公告を手配しなければならない。南アフリカ法は完全明細書に特許弁護士が署名しなければならないと定めているため、完全明細書の出願はすべて南アフリカの特許弁護士を通して提出されなければならない。たいていの場合、特許弁理士が出願人にこれらの期日について注意を喚起し、特許庁が求める必要な提出を管理する。

特許出願の公告により特許が自動的に付与されるため、南アフリカ特許実務には異議申立手続が存在しないが、特許の取消は可能である。これについては下記第 2.1.5 項で扱う。

付与された特許は 9 カ月から 21 カ月以内に受理することができるが、十分な理由が示されたときは出願人により受理を遅らせることができる。十分な理由が示された典型的な例には、出願について方式が未完である（未処理のフォームがあるなど）場合や、出願人が南アフリカ出願を合わせるために対応外国出願の実体審査の結果を待っている場合がある。

3.1.6 付与後

3.1.6.1 特許の効果

特許の効果は、特許の存続期間中、南アフリカ共和国内の特許権者に対し、他者が発明を

- 製造し、
- 使用し、
- 行使し、
- 処分もしくは処分の申し出をし、または
- 輸入をすることを排除する権利を付与し、それにより特許権者が発明から生じる利益および利点の全体を享受できるようにすることである。

特許権者が発明品を処分した場合、当該他者は、権利の消尽として知られるものにより、当該物品を使用し、処分し、または処分を申し出る権利を取得する。

特許の付与は、特許権者が直ちに裁判手続により侵害者を阻止することを認めるものではない。このような手続は、特許の付与（または捺印）の日から9カ月経過しなければ提起することができない。しかしながら、これよりも早く訴訟を開始する十分な理由が存在する場合、特許の特任裁判官に対しその許可を求める申し出が行われることがある。

3.1.6.2 維持手数料および回復

維持手数料は特許出願の提出日から3年後に初めて納付期限が到来し、その後特許が20年目に満了するまで毎年納付期限が到来する。しかしながら、申請に基づき、適切な手数料を納付することを条件として、6カ月の延長が可能である。特許権者がこれらの追加された6カ月の期間中に更新料を納付しない場合、特許は失効したとみなされ、回復申請によるのみ回復することができる。

特許権者は、更新料の不払が意図的でなく、かつ申請が不当に遅延していない場合は、当該特許の回復を申請することができる。特許の回復は特許公報で公告され、公告から2カ月間は第三者が回復について異議申立てを行うことができる。回復に対する異議申立てがない場合は、登録官は特許を回復することができる。異議申立てが行われた場合は、特許の特任裁判官が決定を下す。回復された特許の特許権者は、更新料の納付期限が到来した日から6カ月の期間を経過した後であって当該特許が回復されるまでの間に特許を侵害した者を相手取った手続を提起することが認められない。回復された特許のために時間、資金または労力を費やした場合、補償を申請することが認められている。特許権者がこのような者に対して補償を支払うよう特任裁判官が命じ、特許権者がこれを支払わない場合、特許は失効し、この失効は取り消すことができない。

3.1.6.3 ライセンス

特許権者は、特許付与後いつでも、特許に「実施許諾用意」という語句を記載されるように登録官に申請することができる。登録官は、特許権者が当該特許に基づくライセンスを付与することを契約により禁じられていないと判断するときは、特許にこの記載を行う。これは特許公報で公告され、その後、利害関係人は特任裁判官が同意した条件で当該特許のライセ

ンスを取得することができる。特許権者にとっての主な利点は更新料の減額であり、通常の更新料の半額となっている。また、特許権者は記載の取消しを登録官に申請することもでき、この場合、特許権者は期間中に割り引かれていたすべての更新料の未納付分を納付しなければならない。

先行特許に基づくライセンスを取得すれば当該先行特許を侵害することなくある特許（「従属特許」という）を実施することができる場合において、従属特許の特許権者は、先行特許の特許権者とライセンスについて合意に達することができないときは、先行特許に対するライセンスを特任裁判官に申請することができる。従属特許の当該実施が従属特許の唯一の実施方法ではないことを先行特許の特許権者が証明することができる場合、当該先行特許の特許権者は特任裁判官による強制ライセンスの付与を妨げることができる可能性がある。このようなライセンスの条件は、従属特許を実施するために先行特許が必須である場合にのみ先行特許を使用し、それ以外のいかなる目的のためにも先行特許を使用しないよう従属特許の特許権者を制限するものとなるであろう。このようなライセンスは、従属特許が相当な経済的意義のある重要な技術の進歩を伴うものであり、従属特許権者が相応の条件でクロスライセンスを付与されず、かつ、先行特許について許可された使用权が従属特許の譲渡と共にするとの条件がなければ、付与されない。

また、特許権が濫用されている場合に強制ライセンスが付与されることもある。特許法は、以下4つの理由を特許権の濫用と認めている。

- 特許発明が、出願日から4年または付与から3年のいずれか遅く満了する期間の満了後に南アフリカにおいて商業的規模でまたは適切な程度に実施されておらず、かつ、特任裁判官がかかる不実施について十分な根拠がないと考える場合
- 南アフリカにおける特許物品に対する需要が適切な程度にかつ相応の条件で満たされていないこと
- 特許権者が相応の条件でのライセンスの付与を拒絶していることにより南アフリカの商業または工業が害されており、かつ、ライセンスが付与されることが公益に資すること
- 南アフリカにおける特許物品に対する需要が輸入により満たされており、かつ、特許権者により物品に付されている価格が、ライセンスに基づいて製品が製造されている国において物品に付されている価格に比して過大であること

特許ライセンスのライセンシーは、特許物品を製造し、および当該物品の販売を申し出る権利を有する。特許が方法に関するものである場合、ライセンシーは、当該方法による製品の販売を申し出る権利を有する。

3.1.6.4 取消し

南アフリカは特許出願の付与手続中または付与後の異議申立手続を定めていないが、特許法に網羅的に定める理由のいずれかによって特許を取り消すことができる旨定めている。

特許の取消申請の理由は以下のとおりである。

- 特許権者が、発明者ではないまたは発明者から出願権を取得していないために特許を出願できる者でないこと
- 特許の付与が出願人または出願人の主張の元となる者の権利の不正取得の結果であること
- 発明が、新規性、進歩性および産業上の利用可能性の要件を満たしていないか、または法で認められていないものを発明として主張するものであるために特許可能なものでないこと
- 完全明細書において図解または例示されている発明が実施できないか、または完全明細書に記載されている成果および利点をもたらさないこと
- 完全明細書が、当該発明にかかる技術に熟練した者が当該発明を実施することができるように、発明および発明を実行する方法を十分に説明し、確認しかつ必要な場合は図解もしくは例示することをしていないこと
- 完全明細書のクレームが明確でない、または明細書において開示されている事項に適切に基づいていないこと
- 出願に伴って提出された宣誓書に、重大な虚偽の陳述または表示であって、虚偽または表示が行われた時に虚偽であることを特許権者が知っていたまたは合理的に知っているべきであったものが含まれていること
- 特許出願が、取るに足りないもしくは自然の法則に明白に反しているものをクレームしているか、または発明の使用が公序良俗違反であるため、拒絶されるべきであったこと

- 発明が微生物学的方法をクレームしており、発明の実施のために必要な微生物が適切な寄託施設に寄託されていないために公衆の手に入らないこと

3.2 登録意匠

3.2.1 1993 年法律第 195 号意匠法およびその関連規則

1993 年法律第 195 号は 1995 年 5 月 1 日に施行され、その規則と共に、機能的意匠および美的意匠の保護について定めている。

3.2.2 登録可能性の要件

登録意匠は、機能的意匠と美的意匠の両方について取得することができる。機能的意匠は、新規性の要件を満たさなければならず、当該技術において陳腐であってはならない。美的意匠は、新規かつ独創的でなければならない。新規とは、その出願日または公表日の直前に技術水準の一部であってはならないということの意味する。新規性について、物品が公衆に公表された後に意匠登録出願を行うことができる期間であるグレース・ピリオドが設けられている。そのため、意匠の保護を求める者は、公表日から 6 カ月以内に意匠の保護を申請することができる。意匠が集積回路の回路配置、マスクワークまたは連続マスクワークに関するものである場合、適用されるグレース・ピリオドは 2 年である。

技術水準には、南アフリカまたはその他の場所で公衆の利用に供されているすべての事項ならびに南アフリカおよびその他の場所で行われたすべての意匠登録出願が含まれる。そのため、絶対新規性が必要とされている。

機能的意匠は、物品の模様、形状または輪郭（または上記の二つもしくは全部の組み合わせ）が適用された物品の意匠であって、その特徴により当該物品に特定の機能が付されるものである。集積回路の回路配置、マスクワークおよび連続マスクワークも機能的意匠とみなされる。

美的意匠とは、物品の模様、形状、輪郭または装飾（または上記の二つ以上の組み合わせ）が適用された物品の意匠であって、その美的特質にかかわらず、視覚に訴えるものをいう。

意匠登録は、機械、車両または装置の補修部品、また工業的方法により量産することを意図していない物品については取得することができないことに留意されたい。2013年法律第28号知的財産法改正法は、「固有知識を知的財産の一種として認識し保護する」ことについて定めており、そのため南アフリカ先住民の伝統的意匠について意匠の保護を取得することも可能かもしれない。

パリ条約は出願に6カ月の優先権期間を与えており、この期間内に意匠登録について、南アフリカでもこの期間に優先権を主張することができる。

南アフリカは、集積回路についての知的所有権に関するワシントン条約（Washington Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits）には加盟していないが、現行意匠法は同条約の大半の規定に従ったものとなっている。

南アフリカは意匠の国際登録に関するハーグ協定（Hague Agreement for the International Deposit of Industrial Designs）に加盟しているが、国内法は国際意匠出願を認める改正がなされておらず、そのため同協定を通じて意匠登録を取得することはできない。

南アフリカは意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs）に加盟していないが、ロカルノの分類体系を採用している。

3.2.3 出願の準備および提出

出願は、プレトリアにある南アフリカ意匠庁（South African Design Office）に提出される。出願は、電子的に行うか、または意匠庁に紙の書類を提出することによって行うことができる。出願人が南アフリカ内に通常の居所または事業上の住所を有していない場合は、商標庁に対して出願人を代理する権限を付与された代理人を選任しなければならない。

意匠法は、以下の主体を意匠の所有者として認めている。

- 意匠の創作者
- 意匠の創作者が他人のために仕事を実行する場合は、当該他人
- ある人または職務執行過程においてその範囲で行動するその被用者が合意に基づいて他人のために意匠を作成する場合は、当該他人

- 意匠の所有権が他人に移転した場合は、当該他人

意匠登録は、2人以上が共同で出願することもでき、別段の合意がない場合、各人は登録意匠について均等な非分割持分を共有する。

意匠出願は南アフリカ共和国の 11 の公用語のいずれによっても行うことができる。それ以外の言語で提出された場合、出願人は、出願後3カ月以内に特許庁に翻訳を提出しなければならない。なお、出願書類は英語で提出することが望ましい。

出願は、方式要件を満たしているか審査される。出願が要件を満たしているとみなされた場合は出願日が与えられる。出願が要件を満たしていない場合、意匠庁は出願人に通知し、出願人は要件を満たしていない旨の通知を受けた日から6カ月以内または登録官が申請に応じて認めることのあるこれより長い期間内に出願を是正することができる。

出願人が出願から12カ月以内または登録官から要件を満たしていない旨の通知を受けてから6カ月以内のいずれか遅いほうに出願を完了しない場合、登録官は出願人に再度通知を提供して出願人に当該不履行について知らせる。その後、出願人は1カ月以内に要件を満たしていない旨の通知に対応することができ、出願人がこれを行わない場合、出願が取り下げられたものとみなされる。

他に登録官による異議がない場合、登録官は美的意匠については登録簿の A 部に、機能的意匠については F 部に登録する。登録官は出願人に承認通知を提供する。出願人または代理人は意匠を特許公報で公告させなければならず、登録官はこれをもって登録証を発行する。

パリ条約国で行われた意匠登録出願についてはパリ条約の優先権を主張することができる。出願人は、出願の優先日から6カ月以内に南アフリカで出願を行うことができる。

機能的意匠の登録は、小特許、実用新案または意匠特許に関する条約の優先権に基づいて取得することができる。これは、他国からの出願人は先行出願を行う国の要件のみを遵守すればよく、当該他国の出願人の権利が南アフリカにおいて機能的意匠登録の形式で認められることを確実にするであろう。⁴

⁴ Deyhle's Design Application [1982] RPC 526 at 546.

3.2.4 関係書類

意匠登録の申請は、Form D1 で行い、以下の書類を添付する。

- Form D1、2通。そのうち1通は提出の証拠として出願人に返却される。意匠が登録簿の A 部または F 部のいずれかに登録されるべきか記載しなければならない。
- 出願記録書 (Form D2) 2通
- 出願人による意匠登録出願を行う権利を有する旨の宣誓を含んだ Form D3、または代理人が選任されている場合は委任状
- 同一の説明書または一連の説明書 (複数の図が使用される場合) 4通
- 定義陳述書 (Form D6) 2通
- 公告のため、公告明細書 (Form D8) 3通に添付図面2通を添えたもの
- 出願人が意匠が分類されるべきクラスがわからない場合、出願人は Form D9 により登録官にクラスの決定を求める申請を行うことができる。
- 所定の手数料

意匠庁が請求する手数料および費用の情報は別表 B に記載する。これらは本マニュアル執筆時点の費用であり、値上げされる場合があることに留意されたい。

3.2.5 付与手続

登録官は、登録出願が方式要件を満たしているかという点についてのみ審査し、出願が要件を満たしていると判断する場合は出願人に登録を承認する旨書面で通知しこれを登録する。

登録官が出願に異議を有する場合、登録官はその旨出願人に通知し、出願の不備を是正するために通知日から6カ月または登録官が申請に応じて認めることのあるこれより長い期間を出願人に付与する。出願人がこの期間内に異議または不備に対応しない場合、出願が取り下げられたものとみなされるものとする。

意匠登録について異議を申し立てることを希望する者は、異議申立通知および異議申立人が異議を申し立てる理由を記載した異議申立人の宣誓供述書を添えた Form D11 により異議を

申し立てることができる。これらの文書はすべて、登録の出願人（応答人）に送達されなければならない。

異議申立通知には、文書の送達から1カ月以上先の日付を期限として記載しなければならない。応答人は期限までに異議申立てを争う意思を表明しなければならない。また、応答人がこの期間内に争う意思に関する通知を送付しない場合は当該事項について1カ月間の満了から10日以上後に聴聞が設定されることも当該通知によって応答人に通知しなければならない。

応答人が争う意思に関する通知を提出した場合は、争う旨の通知を送達してから2カ月以内に答弁宣誓供述書および関係書類も異議申立人に提供しなければならない。やはり、応答人が答弁宣誓供述書を提出しない場合、異議申立人は2カ月間の満了から10日以上後に当該事件について聴聞を設定することができる。

登録官は、その裁量で異議申立人がさらに反対訴答宣誓供述書を提出することを認めることができる。その場合、期日は反対訴答宣誓供述書の提出から10日以上後に設定される。

異議申立人が適正な期間内に聴聞の設定を申請しなかった場合、応答人は当該期間満了後直ちに聴聞の設定を申請することができる。

登録官が当該事項について書類上で決定を下すことができない場合、登録官は当該事項を裁判所に付託することまたは公正かつ迅速な決定を確実にするために適切と認める命令を発令することができる。

3.2.6 登録後

3.2.6.1 登録意匠の効果

登録出願日または公表日のいずれか早いほうから、更新料が納付されていることを条件として、美的意匠は15年、機能的意匠は10年間存続する。

登録意匠の所有者は、所有者が登録から生じる利益の全体を享受できるよう、登録期間中、当該意匠が登録された類に含まれる物品であって登録意匠または登録意匠と実質的に相違し

ない意匠を実施したものを製造、輸入、使用または処分することから他人を排除する権利を有する。

登録意匠を実施した物品が所有者またはそのライセンサーによって処分された場合、購入者は購入者が適切と考えるところにより当該物品を使用し処分する権利を有する。

集積回路の回路配置については、所有者の権利は、私的使用のためまたは評価、分析、研究もしくは教育のために集積回路の回路配置を実施した物品を製造する者および当該物品を輸入または処分するが意匠が登録されていることを知らずそれを知るべき合理的な理由がない者には及ばない。しかしながら、後者について、法は、所有者の権利を知った後は登録所有者に対し合理的なロイヤルティを支払うよう求めている。

3.2.6.2 維持手数料および回復

維持手数料は登録出願の提出日から3年後に初めて納付義務が生じ、その後美的意匠については15年目、機能的意匠については10年目に登録が満了するまで毎年納付義務がある。更新料は、申請により、追加手数料の納付を条件として、更新料の納付期日が到来してから6カ月以内に納付することもできる。所有者が納付期日後6カ月以内に更新料を納付しない場合、登録が失効したとみなされ、回復申請によってのみ回復することができる。

所有者は、回復申請において、更新料の不納が意図的でなくかつ申請に不当な遅延が生じていないことを証明しなければならない。申請人は回復申請を公示させなければならない。その後、利害関係人が異議申立てを行うことができる。異議申立てを受けなかった場合、登録官は、その裁量で、登録を回復しまたは申請を却下することができる。同様に、異議申立てを受けた場合、登録官は申請人と異議申立人の双方を聴聞し、その裁量で、登録を回復するかまたは申請を却下するかを決定する。

当該登録の失効とその回復の間に第三者が登録意匠を実施した物品の製造または処分を行う目的で資金、時間または労力を費やした場合、当該第三者は費やした資金、時間または労力について補償を申請することができる。所有者が関係者にいくらかの金額を支払うべきであると裁判所が判断し、所有者が当該金額を支払わなかった場合、登録は失効し、この失効は取り消すことができない。

登録所有者は、いつでも意匠登録を放棄する申し出を通知することができる。登録官は登録簿において当該意匠に利害関係を有すると記載された者すべてに通知する義務を有する。当該利害関係人は放棄に異議を申し立てることができ、この場合、登録官は放棄の申し出を却下するか意匠登録簿から登録を取り消すかを決定する権限を有する。

また、登録所有者は、更新料の不納により登録を失効させることを選択することもできる。しかしながら、登録所有者は、この不納が意図的であったときは回復を申請することができない。

3.2.6.3 ライセンス

登録意匠の権利が濫用されていることを証明することができる利害関係人は、登録意匠に関する強制ライセンスの付与を裁判所に申請することができる。

登録意匠の権利は、以下のいずれかの場合に濫用されているものとみなされる。

- 登録意匠を実施した物品が、南アフリカにおいて商業的規模または十分な程度で提供されていない場合
- 登録意匠を実施した物品の提供が当該物品の輸入により妨害されている場合
- 登録意匠を実施した物品の需要が南アフリカにおいて十分な程度に満たされていない場合
- 登録所有者が合理的な条件でライセンスを付与することを拒絶したことにより南アフリカにおける商取引、工業または農業が損なわれている場合
- 登録意匠を実施した物品の南アフリカにおける需要が輸入により満たされている場合

3.2.6.4 取消し

意匠の登録に対する異議申立てについては法に定められていないが、法は利害関係人が法に列挙された1または複数の理由により登録意匠の取消しを申請することを認めている。ただし、特許法と異なり、これらの理由は網羅的なものではない。これらの理由は以下のとおりである。

- 登録出願がその権限を有する者、すなわち意匠の所有者または所有者から出願権を譲渡された者により行われなかったこと
- 意匠登録が所有者または譲渡された者の権利を偽ってなされていること。
- 美的意匠については新規かつ独創的ではないこと、また機能的意匠については新規でなく当該技術において新規かつ陳腐でないことにより登録できないこと
- 意匠登録出願に、重大な虚偽の陳述または表示であって、出願が行われた時に所有者が重大であるまたは虚偽であることを知っていたものが含まれていること
- 登録出願が所定の方法で行われていないことを理由に拒絶されるべきであったこと

3.3 商標

3.3.1 1993 年法律第 194 号商標法およびその関連規則

商標の保護は、南アフリカで既に使用されているか使用が予定されているかにかかわらず、1993 年法律第 194 号商標法（その後の改正を含む）（以下「法」という）に基づく登録によって得られる。法は、おおむね英国の 1994 年商標法に基づいたものとなっている。法は 1995 年 5 月 1 日に施行された。

規則は、商標庁における様々な段階に対応するための様々な実務的事項や措置について定めている。これには、電子出願、文書の提出および送達、料金、使用すべきフォーム、送達宛先にかかる要件（南アフリカ内の道路名住所を含まなければならない）、ならびに出願人に代わって行動する弁護士に関する要件などの事項が含まれる。規則は、法で言及された他の様々な事項に対応する権限を登録官に与えており、さらに、十分な理由が示されたときに一定の文書の提出遅延を容赦するなど一定の自由裁量権を登録官に付与している。

3.3.2 登録可能性の要件

南アフリカは、1883 年の工業所有権の保護に関するパリ条約（その後の改正を含む）の署名国であり加盟国である。従って、南アフリカでは、他のパリ条約国における国内出願日から 6 カ月以内に国際条約による優先権を主張することができる。

商標法は、伝統的標章および非伝統的標章、南アフリカにおいても周知である国際的に周知の標章、容器標章、誠実同時使用標章、証明標章および団体標章の保護について規定を置いている。

登録可能性の要件は、商標法の一定の定義および条項に定められている。すなわち、

- 「**図案**」とは、印刷、型押しまたはその他の手段によるかにかかわらず、外観上複製することができる視覚的表現または図解をいう。
- 「**標章**」とは、図により表示することができるすべての標識をいい、図案（またはロゴ）、名称、署名、語、文字、数字、形状、輪郭、模様、装飾、色彩もしくは商品の容器またはこれらの組合せを含む。
- 証明商標または団体商標以外の「**商標**」とは、ある者が、標章を使用しまたは使用しようとする商品またはサービスを他人との取引の過程で関連する同種の商品またはサービスから識別する目的で、当該商品またはサービスに使用しまたは使用しようとする標章をいう。

第9条（登録できる商標）は、商標は、登録できるためには、商標を登録しまたは登録しようとする者の商品またはサービスと他人の商品またはサービスを、一般的に識別できるか、または制限付きで商標を登録しもしくは登録しようとする場合は当該制限内での使用について識別できなければならないとしている。

標章は、登録出願日に本質的に識別できるかまたは先使用のために識別できる場合に、識別できるとみなされる。

第10条（登録することができない商標）は、法に基づいて登録することができないか、または登録された場合は商標登録簿から削除されるべき標章として17種類列挙している。これらの種類および文言は長すぎるのでここには記載しないが、これらの種類には、本質的に登録することができない標章（商品またはサービスを賛美または記述する標章など）と、相対的に登録することができない標章（先の商標出願または登録を理由として登録が禁じられる標章など）の双方が含まれている。先の出願または登録に基づく拒絶の場合、先の出願人または所有者の同意書があれば当該拒絶を覆すことができる。

同条のただし書は、登録出願日に（上記第9条の意味の範囲内で）標章が実際に先使用を通じて識別可能となっている場合は標章の登録が拒絶されないと定めている。

同条から分かる登録可能性のさらなる要件は、登録出願人が標章の真正な所有者でなければならず、標章が南アフリカ内で使用が予定されているか使用されていることである。当該使用予定または実際の使用には、許可を受けた使用者（ライセンシー）による使用や登録使用者による使用が含まれる。これらの要件は、所定の商標出願フォームに記載された出願人による宣誓によって確認されている。

第 12 条（人の名称または表示）は、人の名称または表現から成るまたはこれらを含む商標の登録出願が行われる場合は、登録官は、商標に表示されている名称または表示の使用について、当該人の、または当該人が死亡しているときはその法定代理人の同意書を提出するよう出願人に求めることができると定めている。

第 14 条（善意による併存使用）は、誠実な同時使用の場合またはその他の特別な事情がある場合は、登録官は、所定の方法による出願に基づき、先の商標登録に抵触するであろう—そして本来ならば第 10 条の規定の一部に違反するであろう商標を登録することができる—と定めている。

規則には、「特許」、「特許された」、「特許証により」、「登録済み」、「登録商標」、「登録意匠」、「著作権」、「認証済み」、「保証された」という語句またはこれらと同様の効果がある語句、ならびに登録への言及を意味すると解釈される可能性がある（丸で囲まれた）**R** もしくは **C** または類似の組合せを含む、登録することができない一部商標の一覧が記載されている。

紋章、記章、勲章または旗の表示が商標に表示されている場合は、登録官は、当該案件の状況から必要とされる正当化根拠（登録官が必要と認める同意を含む）を求めることができる。

最後に、南アフリカはコモン・ロー法制の国であり、それにより南アフリカにおける大量使用を通じて商標または呼称に対する登録されていないコモン・ロー上の権利を取得する場合があることを指摘しておかなければならない。このような使用により、地域的名声を獲得し、それによりグッドウィルを獲得する可能性がある。このような地域的名声およびグッドウィルはコモン・ローで保護されており、不法な競争および「パッシング・オフ」として知られるその一種を手段とした第三者による不法な使用によって損害を受けることがある。これら

のコモン・ロー上の権利は、適正に証明された場合、法に基づいて取得された登録済みの権利と共存する。

3.3.3 出願の準備

南アフリカ商標庁はプレトリアに置かれており、商標登録出願はすべて商標庁に対し英語により所定の方法で提出することが望ましい。出願が南アフリカの公用語の1以外の言語で行われる場合は、登録官の満足の行くように証明されたまたは宣誓された南アフリカの公用語の1への翻訳を添付しなければならない。

商標または出願にローマ字以外による語または数字が含まれている場合は、その翻字および／または翻訳を登録官の満足の行くように出願フォームに記入する。同様に、商標に南アフリカの公用語の1以外の言語で書かれた語が含まれている場合は、登録官はその翻訳を求めることができ、登録官がこれを求めた場合は当該翻訳を出願フォームに記入する。

所定の出願フォーム（TM1）に必要事項を記入して提出しなければならない。これにはまず、登録出願人の正式名称を要し、それと共に出願人の正式な道路名住所による宛先および国を提示する必要がある。加えて、出願人の地位（日本の企業／法人など）も表示しなければならない。法は、設立されようとしている法人に代わって行う登録出願についての規定を置いている。

出願フォームには、出願が通常の商標にかかるものか、または証明商標にかかるものか、または団体商標にかかるものか、または誠実な同時使用出願にかかるものかを表示しなければならない。

南アフリカの法律事務所や南アフリカの出願人自身の名称および道路名住所による宛先などの南アフリカ内の送達宛先が提示されなければならない。商標登録官は、南アフリカ外に所在する企業または法律事務所には連絡を行わない。この点に関して、南アフリカの法律事務所のみが出願人に代わって登録出願を提出することができることに言及しておかなければならない。

商標の表示は鮮明かつ明瞭な方法で提示されなければならない。商標が特定の色で登録され使用される場合、当該色が使用される形式で表示されなければならない、当該色は特定のパン

トン色番号で特定されなければならない。標章が外国語で書かれた語、文字、数字もしくは記号であるまたは標章にこれらが含まれる場合は、その意味を英語で提示しなければならない。

重要なのは、関係する商品またはサービスの国際分類に基づく特定の類を、それについて当該商標が南アフリカで登録され使用されるところの当該類に属する特定の商品およびサービスの説明と合わせて提供しなければならないということである。

出願が、たとえば前6カ月以内に出願された日本の先行商標出願などによる国際優先権を主張する場合は、当該先の出願の詳細を提示しなければならない。特に、先の出願の出願番号、出願日および提出された国を提示しなければならない。提出された出願の写し（にその英訳を添付したもの）が提供されれば役立つであろう。出願人がパリ条約に基づく優先権を主張する場合、出願人は、適正に証明された条約国で行われた出願の写しを、南アフリカにおける出願日から3カ月以内に登録官に提出しなければならない。

出願フォームは、必要事項を適切に記入したならば、所定の公的出願手数料と共に商標庁に提出することができる。当該提出は、電子提出によって行われ、出願提出後に下記の関係書類を提出することができる。

商標庁は、約2～3日以内に、提出された出願を記載しさらに出願日および割り当てられた公式出願番号を記載した出願受理証明を発行する。

出願人または所有者が南アフリカ現地の輸入および販売代理人（現地の製造業者およびマーケットターであってもよい）を任命または設定する意思を有している場合、これらの者は法に基づき商標の許可を受けた使用者となり、登録を要さない。しかしながら、法は、上記の場合において、出願人または所有者の選択による、南アフリカ国内のいわゆる登録使用者の任命および登録の規定を置いており、登録使用者については登録官への申請により商標登録簿にその旨登録することができる。登録使用者は、出願人または所有者がいつでもその旨登録ことができ、許可を受けた使用者が享受しない一定の権利を享受する。すなわち、所有者が南アフリカ国内の侵害者に対して侵害訴訟手続を提起することを拒否した場合にこれを提起することができる。

実務的に考慮すべき事柄として、出願前に登録可能性と侵害について調査を行うことが強く推奨される。こうして商標庁の公式記録とインターネットの双方を調査することにより、商標の本質的な登録可能性と相対的な登録可能性の双方について、また、南アフリカの既存の商標登録を侵害するリスクや南アフリカで既に使用されている登録されていない名称または商標と衝突するリスクがあるかについて事前に判断することができる。

3.3.4 関係書類

- 日付が記入され登録出願人（または出願人に正当に授権された職員または代表者）が署名した委任状を商標庁に提出しなければならない。南アフリカ商標庁は、授権された法律事務所が出願人に代わり全ての将来の出願および事項に対応することを認める全権委任状を受理する。この書類は、出願提出後に提出することができる。
- 出願が国際優先権を主張する場合は、南アフリカにおける商標出願の提出日から3カ月以内に、関係する外国の商標庁が発行した先に提出された出願の認証謄本を（宣誓付の英訳文と共に）南アフリカ商標庁に提出しなければならない。
- 出願が誠実な同時使用に基づくものである場合またはその他の特別な場合は、関係する商標出願には、事件陳述書および出願を裏付ける宣誓供述書を添付しなければならない。
- 証明標章の場合、出願には、関係する商品またはサービスについて取引を行っていない旨の出願人の陳述書および当該標章の使用を管理する規約を添付しなければならない。当該規約においては、当該標章の使用にかかる条件、所有者が当該商品またはサービスを証明することになる状況、および商品もしくはサービスの特徴または商品もしくはサービスのその他の側面のいずれが証明されるのかを明記しなければならない。
- 団体標章の場合、出願には、当該標章の使用を管理する規約を添付しなければならない。当該規約においては、当該標章を使用することを許可された者、当該団体の構成員の資格の条件、および該当する場合は、濫用に対する制裁措置を含む当該標章の使用の条件を明記しなければならない。

商標出願に関する手数料は別表 B に示す。

3.3.5 付与手続

登録官は、商標出願について完全な方式審査と完全な実体審査を行う。これには、出願された商標の本質的（絶対的）および相対的な登録可能性を含む。登録官の調査では、出願された商標の外観、呼称および觀念に関して同一のまたは類似の先行商標の存在が対象となる。これらの調査は関係する各類をカバーするが、いわゆる抵触するまたは関連する商品および／またはサービスの類にも及ぶ。

その後、登録官は、出願を受理することを示した調査報告書を発行するか、または登録官が必要とみなす補正、変更、条件もしくは制限を条件として出願を受理することができ、または出願を仮に拒絶することができ、または出願を完全に拒絶することができる。

登録官が受理のために求めることがある一般的な条件の一つとして、同一の出願人または所有者名義の同一のまたは類似の商標の連合がある。これは、これらの商標が違う人々によって使用される可能性を回避し、これらの商標がまとめて、すなわち一緒にまたは一つのグループとして譲渡可能かつ移転可能であるようにするためである。

登録官が受理のために求めることのある他の一般的な条件は、商品またはサービスを賛美または記述する標章の語または要素など、関連する商品またはサービスを識別することができる語または事項を排他的に使用する権利を放棄することである。

受理のために登録官が求めることのある他の条件は、承認（admission）である。この要件は法に定められておらず、通常の記述的な語のつづり違いから成るもしくはこれを含む標章または他の者が記述的方法で使用することを希望する可能性のある人の姿などの要素を含む標章に関して登録官が発達させた実務である。通常の綴りの語について承認するか、または人の姿などの要素が商品もしくはサービス（またはその業）で一般的であることを出願人が承認する。

登録官が出願を受理する前に課すことのある他の条件は、別名があるものに対して、別名を商標として使用しないと約束すること、または欺瞞もしくは混同を回避するために出願で指定された一定の商品もしくはサービスのみ商標の使用が制限されることである。

登録官の課す条件が満たされている場合、登録官は公式出願受理通知を発行し、これは、その後毎月最終水曜日に発行される公式の特許・商標公報で — 異議申立てのために — 公告される。

公報で公表された各出願については、公告から3カ月以内に第三者が異議を申立てることができる。一般的な手順としては、異議申立てを予定する人が登録官に対し最初に異議申立期間の3カ月延長を認めるよう請求する。登録官は当該請求を認める義務を有する。その後、異議申立期間はその旨登録官に通知する当事者間の書面による合意によりさらに延長することができる。

出願に対する異議申立てが行われなかった場合または異議申立期間の延長が請求されなかった場合は、出願は付与および登録に進み、登録官は相当の時期に公式登録証を発行する。

商標登録官の裁判所は南アフリカ高等裁判所ハウテン支部の下での民事訴訟においては単独の裁判官が有する権限および管轄権を有するため、登録前に提起される全ての手続は、出願人が依拠する事実に関する宣誓供述書により裏付けられた申請手続（すなわち申立通知書（notice of motion））の形式で提起されなければならない。登録官の決定については、3カ月以内に高等裁判所ハウテン支部に不服申立てすることができる。規則は、法で言及された他の様々な事項に対応する権限を登録官に与えており、さらに、十分な理由が示されたときに一定の文書の提出遅延を認容するなど一定の自由裁量権を登録官に提供している。

3.3.6 商標登録後

商標出願の登録が認められた後、登録は登録出願日から10年間存続し、登録出願日が登録の効力発生日となり、それにより10年ごとの更新日（すなわち応当日）が決まる。

登録はその後10年ごとに更新することができる。所定の更新料は更新日の6カ月前から登録官に提出することができる。または、追加（遅延更新罰金）手数料を納付することを条件として更新日から6カ月後までに提出することができる。

登録の更新は、登録にかかる商品またはサービスの分類および／または指定を変更または訂正可能な機会をもたらす。これは、登録出願時に有効であった分類の改定もしくは差替え、または商標の所有者が求めることのできる自発的な補正がきっかけとなることがある。

更新料が期限までに納付されない場合、登録は失効し、商標登録簿から削除される。しかしながら、登録失効後1年以内に他者が行った登録出願においては、登録官は当該1年のグレース・ピリオドの間登録が商標登録簿に残されているものとみなす。

登録が失効した場合、所定のフォームにより登録簿への登録回復を登録官に対して申請することができる。当該申請には、所定の更新料、追加回復料の納付、および登録を回復することが正当でありかつ登録官が課すことが適当であると考えられる条件について登録官が満足の行く証明を含める。この提出物には、原則として、失効が意図的でないこと、および所有者（またはその許可を受けたもしくは登録使用者）がいまだ南アフリカにおいて標章を使用していることに関する所有者による宣誓供述書が含まれる。回復申請には、失効した登録の満了日以降に抵触する標章が提出されていないことを確認する登記所が発効した特別調査報告書も添付しなければならない。

南アフリカの商標登録を維持するには、所有者（またはその許可を受けたもしくは登録使用者）が南アフリカにおいて善意で継続的に標章を使用することも求められることはぜひ指摘しておくべきであろう。商標の不使用の根拠には、登録出願人側に商標を南アフリカで使用する善意の意図が欠けていることや南アフリカで使用されていないという事実があり、また、過去5年以上にわたり南アフリカで商標が善意で使用されていないことが根拠とされることがある。上記のように商標を使用しないと、第三者に商標登録簿から登録を抹消するよう申請される可能性がある。

この南アフリカ商標法の概要説明においては侵害について説明していないが、法においては商標の保護および侵害について包括的な規定が置かれていることを指摘しておくなければならない。侵害規定は、同一のまたは紛らわしいほど酷似した商標を、欺瞞もしくは混同を生じさせるおそれがあるほどに登録商標と同一の商品もしくはサービスについて許諾を得ずに使用すること、または欺瞞もしくは混同を生じさせるおそれがあるほどに登録商標と同様の商品もしくはサービスについて許諾を得ずに使用すること、または南アフリカにおいて周知である登録商標に関して、混同もしくは欺瞞を生じさせないとしても、いずれかの商品もしくはサービスで使用すること、そして最後には、パリ条約に基づき南アフリカにおいて周知である商標として保護を受けることができる登録されていない商標について使用が欺瞞または混同を生じさせるおそれがある場合について定められている。上記の規定には、先の登録または使用に関する一定の除外規定が適用される。

登録商標は、担保証書によって担保に入れることができ、または支配権を確認するために添付することができる。

最後に、（使用されているだけである場合やいまだ登録出願対象である場合など）商標が南アフリカで登録されていないのに南アフリカで登録されていると表示する者、または実際はそうではないのに標章の一部が登録されているまたは商品もしくはサービスについて登録されていると表示する者、または登録簿に記載された制限に鑑みて登録が排他的使用の権利を生じさせないのに登録が当該権利を生じさせると表示する者は、犯罪行為の罪を負い、有罪となった場合は罰金または拘禁を科されると説明しておかなければならない。この規定の例外は、商標が南アフリカ以外の国で登録されており、当該表示が当該外国登録を指しているもしくは暗に指しているおよび／または当該使用が当該外国に輸出される商品に関するものである場合である。

3.4 著作権

3.4.1 1978 年法律第 98 号著作権法およびその関連規則

南アフリカの著作権法は、1978 年法律第 98 号著作権法（その後の改正を含む）（本書においては「著作権法」という）によって規律され規制されている。著作権法に基づき、著作物における著作権の所有者は自らの著作物に関して一定の指定された行為を実施する、または他者にこれを実施することを許諾し、もって許諾を得ていない人がこれらの行為を実施しないようにする排他的権利を与えられている。後述する指定された種類の著作物のみが著作権の保護を受けることができる。

3.4.2 著作権の保護を受けることができる著作物

著作物の一種である映画用フィルムを除き、南アフリカでは著作権を登録することができない。著作権は、一定の基準が満たされており著作権の存続期間が満了していない限りにおいて、自動的に著作物に存在する。

以下の著作物は、著作権法に基づいて著作権の保護を受けることができる。

- 以下を含む言語の著作物

- 小説、物語および詩
- 演劇用の著作物、舞台演出、映画用フィルム脚本および放送台本
- 教科用図書、学術書、歴史書、伝記、随筆および論説
- 辞典および辞書
- 書簡、報告書および覚書
- 講演、演説および説教
- コンピューターまたはコンピューターと共に使用される媒体に保存または実施されたデータの表および編集物を含む表および編集物（別の種類の著作物であるコンピューター・プログラムは含まない）
- 以下を含む**美術の著作物**
 - 絵画、彫刻、図画（技術的性質を有する図画または図形、地図、図表または図面を含む）、版画および写真
 - 建築の著作物。建物か建物模型かを問わない。
 - 工芸品
- 以下を含む**コンピューター・プログラム**
 - 何らかの方法で固定または保存された一連の命令であって、直接または間接的にコンピューターで使用された場合はコンピューターを作動させるものの。
- 以下を含む**音楽の著作物**
 - 音楽と共に歌われ、話されまたは実演されることを意図した語または動作のない音楽の著作物
- 以下を含む**映画用フィルム**
 - データ、信号もしくは画像シーケンスをフィルムまたはその他の資料に固定もしくは保存したものであって、他の機械、電子その他の機器と共に使用することで映画またはその複製として見ることができ、フィルムに関連するサウンドトラックで実施された音声を含む（だがコンピューター・プログラムは含まない）。
- 以下を含む**録音物**

- 音声または音声を表したデータもしくは信号を固定もしくは保存したものであって、複製可能なもの。ただし、映画用フィルムに関連するサウンドトラックは含まない。
- 以下を含む**放送**
 - 音声、映像、サインまたは信号から成る送信の電気通信サービスであって、周波数 3,000 GHz 未満の電磁波により行われ、公衆または一部の公衆によって受信されることを目的としたもの。プログラムを伝達する信号の人工衛星への発信を含む。
- 以下を含む**プログラムを伝達する信号**
 - 発信され人工衛星を通過するプログラムを実施した信号
- 以下を含む**発行された版**：
 - 処理方法を問わない、文学または音楽作品の特定の印刷配列の初版

3.4.3 著作権の存在要件

著作権は、以下のすべてを満たす場合は、直ちにかつ自動的に著作物に存在する。

- 著作物が上で引用した著作権の保護を受けることができる著作物の種類のいずれか一つに該当する
- 著作物が著作者自身の独自の労力、技能および努力の結果であるという意味でオリジナルである
- 放送または番組伝送信号の場合を除き、著作物が有形に固定されている（音楽の著作物は記譜法で提示されるなど）。放送の場合は、著作物は放送されていなければならない、番組伝送信号の場合は、衛星によって伝送されていなければならない。
- 著作物の著者が適格者である。適格者とは以下をいう。
 - **自然人**の場合は、南アフリカに居所もしくは本拠地を有する人または南アフリカもしくは法の適用が及んでいる国の国民である人
 - **法人**の場合は、南アフリカまたは法の適用が及んでいる国の法に基づいて設立された団体

あるいは、放送および番組伝送信号の場合を除き、著作物が南アフリカまたは南アフリカの著作権法の適用が及ぶ国で最初に発行されている。放送の場合、要件は当該放送が南アフリカで行われたことである。番組伝送信号の場合、要件は、当該信号が南アフリカ内から衛星に対して発信されたことである。

以下に詳細に説明するように、著作権の保護はベルヌ条約の加盟国に及んでいる。

3.4.4 著作権の存続期間

各種類の著作物の著作権保護期間は以下のとおりである。

- **文学、音楽または美術の著作物（写真以外）** – 著作権は、これらの著作物に、著作者の存命中および著作者が死亡した年の末日から **50 年** 存続する。ただし、著作者が死亡する前に当該著作物またはその翻案について以下のいずれの行為もなされていない場合、すなわち
 - 発行
 - 公衆の前での実演
 - 記録の市販申込み
 - 放送著作権は、上記の行為のうち最初のものが行われた年の末日から **50 年間** 存続する。
- **コンピューター・プログラム、写真または映画用フィルム** – 著作物が著作権所有者の同意を得て公開されたまたは最初に発行された年の末日から **50 年** のうちいずれか長いほう。または、このようなことがなかった場合は著作物が作成されてから **50 年以内** もしくは著作物が作成された年の末日から **50 年**
- **録音物** – 録音物が最初に発行された年の末日から **50 年**
- **放送** – 最初に放送が行われた年の末日から **50 年**
- **番組伝送信号** – 信号が衛星に対して発信された年の末日から **50 年**
- **発行された版** – 発行された版が最初に発行された年の末日から **50 年**

3.4.5 著作権の所有権

著作権法上、著作物の著作者が所有者であるということが基本的な立場である。しかしながら、現在この立場には一部例外がある。例外には以下が含まれる。

- 言語または美術の著作物が、著作者により、新聞、雑誌または同様の定期刊行物の所有者による雇用上役務契約または見習契約に基づき作成されたものであって、新聞、雑誌または同様の定期刊行物における発表を目的として作成されたものである場合、当該所有者は、著作権が新聞、雑誌もしくは同様の定期刊行物における著作物の発表またはこれにより発表されるための著作物の複製に関するものである限りにおいて著作物の著作権の所有者となる。ただし、それ以外のすべての場合においては著作者が当該著作物の著作権の所有者となる。
- 人が
 - 写真撮影
 - 肖像画の作成
 - グラビアの作成
 - 映画用フィルムの作成
 - 録音物の作成を委託し、その対価として金銭またはそれに見合うものを支払うまたは支払を約束する場合、著作物を委託した人が著作物の著作権の所有者である。
- 著作物が著作者の他者による雇用上役務契約または見習契約に基づき作成されたものである場合は、当該他者が著作物に存在する著作権の所有者である。

3.4.6 著作権侵害の形態

著作権の直接侵害と間接侵害が区別されている。

- **直接的な著作権侵害**は、著作権の所有者でない者が当該所有者のライセンスなくして所有者がするまたは許諾する排他的権利を有している行為をし、または第三者にさせる場合に生じる。著作権者による排他的利用に明示的に留保されている行為は著作物の各種類との関連で異なるが、一般的には以下の行為が含まれる。
 - 方法または形式を問わず、著作物の複製または翻案作成
 - 発行されていない著作物については著作物の発行

- 一部の種類については、著作物の実演、放送またはテレビ放映

コンピューター・プログラム、録音物および映画用フィルムに関する限りにおいて、所有者による排他的利用に明示的に留保されている行為には、フィルムのコピーを間接的にまたは直接的に取引として賃貸し、または賃借の申し出を行いもしくは賃借のために露出することを含む。

複製に関する限りにおいて、著作権の侵害は、著作物またはその相当部分もしくは重要な部分が所有者以外のものによってコピーされたときのみにも生じ得る。

直接的な著作権侵害の場合、侵害者は著作物が著作権による保護の対象であったことを知っている必要はない。

- **間接的な著作権侵害**は、著作物の侵害されたコピーに関する許諾されていない行為への関与を伴う。間接侵害行為には、著作物の侵害されたコピーである物品を南アフリカに輸入すること、南アフリカで販売し、賃貸し、販売もしくは賃借の申し出を行いもしくは販売もしくは賃借のために露出し、および頒布することを含む。

間接的な著作権侵害の場合は、侵害者側が犯罪であると知っていた、すなわち、侵害された物品が関係していることを知っていたことを要する。

3.4.7 著作権侵害に関して利用可能な救済

一般に、所有者または排他的ライセンシーは著作権侵害を根拠に訴えを提起することを選択することができる。たいていの場合、救済には差止命令、損害賠償請求の可能性および侵害された複製の引渡しが含まれる。損害は、訴えを提起した当事者の選択により、ライセンシーであればその状況で損害に代わって支払うことになっていたはずの相応のロイヤルティに基づいて計算することができる。

法は、侵害者側が犯罪であると知っていたことが確認された一定の場合における刑事制裁について定めている。

3.4.8 著作権侵害の例外

著作権法は著作権侵害請求について一定の例外を定めている。その内容はやはりかかわる特定の著作物によって異なるが、以下を含む（ただしこれらに限られるものではない）。

- 研究もしくは私的調査、当該著作物の批評もしくは書評を目的としている、または新聞、雑誌もしくは同様の定期刊行物において時事を報道することを目的としている特定の著作物のフェア・ディーリング
- 特定の著作物を司法手続に使用すること、または司法手続の報道を目的として複製すること
- 特定の著作物の引用であって、引用が公正な慣行に反せず、かつ当該使用がその目的により正当化される範囲を超えず、かつ出典が言及され、かつ著作者の氏名が著作物に表示されている場合
- コンピューター・プログラムに関する限りにおいて、これの著作権は、当該コンピューター・プログラムまたはその正規コピーの正当な占有権を有する者がバックアップ目的のために合理的に必要な範囲で、または個人的もしくは私的な使用のみを意図してそのコピーを作成する場合には侵害されない。
- 特定の著作物の複製または特定の著作物を映画用フィルム、テレビ放送または配信サービスでの伝送に含めたことについて、当該著作物が街路、街区または同様の公共空間に永久的に置かれる場合、またはこれを含めたことが単に偶発的であるかまたは背景による場合
- 美術の著作物の三次元複製または翻案を作成することについて、当該美術の著作物の三次元複製がすでに著作権所有者の同意を得て公衆の利用に供されており複製または翻案が主に実用上の目的を有するものであり工業的方法によって作成されている場合

上記は、著作権侵害の例外の一部について強調したものにすぎない。

3.4.9 ベルヌ条約の著作権保護との密接な関係

南アフリカはベルヌ条約加盟国である。ベルヌ条約は、著作権の保護について一定の最低基準を設けることを加盟国に義務付けることを目的としている。南アフリカは、世界貿易機関

(WTO) 協定および知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) も遵守している。後者の協定に基づく義務に関して、南アフリカは、他の加盟国で生まれた著作物について南アフリカの著作物に与えるものと同一の保護を与えなければならない。これは、内国民待遇の原則と呼ばれている。

3.4.10 著作権のライセンスおよび譲渡ならびに関連する手続

著作物における著作権の所有権は、譲渡、遺贈または法の適用によって移転することができる。著作物に存在する著作権に関してライセンスを許諾することもできる。譲渡または排他的ライセンスが効力を生じるためには、譲渡またはライセンスの合意が書面によるものでなければならない。かつ譲渡人またはライセンサーが正当に完成させなければならない。他のライセンスは口頭の合意を根拠とすることができ、当事者の行為から推定されることもある。

3.5 植物育成者権

3.5.1 1976 年法律第 15 号植物育成者権法およびその規則

南アフリカにおける植物育成者権の出願および付与は、1976 年法律第 15 号植物育成者権法により規律されている。南アフリカは植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV) の加盟国でもある。

3.5.2 付与の要件

植物育成者権は、新規性、区別性、均一性および安定性のある植物の品種に付与することができる。

この点に関して、品種は、その種苗または収穫物が次に掲げる時期の前に育成者によりまたはその同意を得て販売その他の譲渡がされていない場合には、新規性があるとみなされる。

- 南アフリカにおいては、申請日の 1 年以上前
- 条約国においては、ブドウおよび樹木については申請日の 6 年以上前、その他の品種については申請日の 4 年以上前

品種は、出願日において、その日にその存在が一般に知られている同種の他の植物の品種と明確に区別される場合は、区別性がある。

均一性は、その増殖の特殊性から予測できる変異を除くほか、品種の特性に関して品種が十分に均一であることを指す。

最後に、繰り返し増殖させた後にまたは特別な増殖周期がある場合にあっては当該周期の終わりに特性が変わらない場合は、安定性があるとみなされる。

3.5.3 出願の準備および提出

植物育成者権の付与出願は、プレトリアの農林水産省（Department of Agriculture, Forestry and Fisheries）に行う。登録官はすべての出願についてすべての方式要件を満たしているか審査し、植物の品種が付与の要件を満たしているか判断するために一連の試験を実施するか、前に植物育成者権の出願が提出された条約国または協定国で得られた結果を参照することができる。

南アフリカ共和国または南アフリカが加盟している条約もしくは協定の加盟国の国民またはこれらに本拠地を有する人は、植物育成者権を出願することができる。法人も、南アフリカまたは条約もしくは協定国に登録営業所を有している場合に限り出願することができる。

条約または協定国において同一の品種の保護に係る出願が行われている場合は優先権を主張することができる。この場合、出願人は条約または協定国での提出から 12 カ月以内に南アフリカ出願を提出しなければならない。

出願人は品種の名称を提案しなければならず、これは登録官の承認を受けなければならない。品種について提案する名称は、

- 品種を適切に特定するものであり、
- 問題の品種またはその育成者の特性、価値または識別について誤認または混同を生じさせるものであってはならず、
- 同一のまたは極めて類似する種類の植物の既存の品種を識別する各名称と異なるものであり、

- 商標として保護を受けている何らかの種類の標章と同一または酷似するものであってはならず、
- 公の秩序を害するまたは倫理に反するものであってはならず、
- すべての条約国または協定国で同一であるものとする。

品種の名称が商標として登録されている場合、出願人は、標章の所有者が植物育成者権の付与日以降当該標章に対する権利を放棄することについて十分な証拠を提出しなければならない。登録官において名称が不適切であると考えられる場合、出願人は代替案を提供しなければならない。さらに、出願人が条約出願に基づく優先権を主張する場合、出願人は、登録官の承認を条件として、条約出願と同一の名称を使用しなければならない。登録官が名称を拒否した場合、出願人は拒否の通知日から2カ月以内に他の名称を提案することができる。

出願人は、出願の提出から12カ月以内に試験材料となる植物資料を登録官に提供しなければならない。

登録官は、品種が必要な要件を満たしていると判断するときは、付与証明書を発行する。

登録官は、以下の理由により出願を拒絶することができる。

- 出願が植物育成者権法の規定を遵守していない
- 品種に新規性、区別性、均一性または安定性がない、または指定された種類の植物に属していない
- 出願人が保護を出願する権利を有する者でない
- 出願に重要な不実表示が含まれている
- 出願が植物育成者権の保有者の権利に不正に悪影響を及ぼすものである
- 出願人が容認可能な名称を提供しなかったまたは提供することができなかった
- 品種の増殖に、植物育成者権が付与された他の品種の種苗を使用する必要がある（当該使用がライセンス契約に基づく場合を除く）
- 提出された説明が品種について明確に説明するものでない
- 条約国の先行出願において提出された説明が登録官に対して提出された説明と異なっている

3.5.4 関係書類

出願は、登録官から入手することができる出願フォームで提出する。出願には次を添付しなければならない。

- 関係する品種を代表する植物の説明ならびに維持および再生産に使用すべき最善の手順を含んだ技術調査票
- 色つきの説明図
- 種苗（後日提出可）
- 出願を提出する法定代理人または代理人の肩書または権限の証明書
- 品種の育成者からの出願提出にかかる授權書
- 所定の手数料

法およびその規則は特定の言語を指定していないが、出願は英語で提出されるべきであり、そうでない場合は出願日から合理的な期間内に、出願書類の英語翻訳が登録官の元に到着すべきであると考えられる。この点、合理的な期間は出願日から3カ月以内であると推測される。

植物育成者権の出願にかかわる手数料は別表 D に記載する。

3.5.5 付与手続

拒絶理由通知に回答するとき、出願人には回答期限が通知される。ただし、法および規則には期限が定められていない。回答は英語で起草すべきである。

出願は、まず出願にかかる方式要件を満たしているか審査され、その後品種が新規性、区別性、均一性および安定性の要件を満たしているか判断するために登録官が試験を実施する。登録官が試験を進めるために、出願人は、出願日から少なくとも 12 カ月以内に適切な植物資料を登録官に提供しなければならない。

出願が南アフリカの加盟している条約または協定の加盟国における先行出願に由来するものである場合、出願人はその国の試験結果を同封して、それにより南アフリカで試験を実施する必要性をなくすことができる。登録官は、独自に試験を実施するかまたはこの他の条約または協定の加盟国からの結果を使用するか判断する裁量権を維持する。

登録官において植物育成者権の申請があった品種が要件を満たしていると判断するときは、登録証を保有者に発行し、*官報* (*Government Gazette*) で登録を公告させる。植物育成者権は、登録証を受領した日から、ブドウおよび樹木については 25 年間、その他のすべての植物については 20 年間付与される。

3.5.6 付与後

付与後、所有者は以下を行う独占権を有する。

- 生産または再生産または増殖
- 増殖のための調整
- 販売その他の商業目的による譲渡
- 輸出
- 植物育成者権が付与された品種の輸入
- 以下のいずれかを上記の目的のために保管すること
 - 該当する品種の種苗
 - 植物を含む収穫物であって、該当する品種の種苗について、許諾なしで用いることにより得られたもの

この保護は、以下のいずれかに該当する品種に及ぶ。

- 保護される品種に本質的に由来する（保護される品種自体が本質的に由来する品種でない場合に限る）
- 保護される品種と区別されない
- 保護される品種を反復して使用することが生産に必要である

ここで、本質的に由来するとは、品種が以下のすべてに該当することを意味する。

- 当該他品種（またはそれ自体が他品種に主として由来する品種）に主として由来している。ただし、当該他品種の本質的な特性を維持していることを条件とする。
- 当該他品種と明確に区別される
- 由来する品種を得る過程から生ずる差異を除くほか、本質的な特性において当該他品種に合致している

権利の消尽は、ある人が品種の種苗を正当な方法で取得し、その人が以下のいずれによっても植物育成者権を侵害しない場合に生じる。

- 当該種苗を再販売する
- 当該種苗に由来する植物、再生産用材料または生産物をそのさらなる繁殖又は増殖のため以外の目的で使用する
- 別品種の開発において種苗を使用するまたは増殖させる
- 善意の研究のために種苗を使用する
- 私的なまたは非商業目的で種苗を使用する
- 種苗から得られる収穫物について、増殖を目的として使用する農業者である。農業者は自己の土地から収穫された収穫物を自己の目的のために増殖することができるが、他者に繁殖目的で収穫物を取得させることはできない。

年間更新料を納付する必要がある、最初の更新料は植物育成者権が付与された日の翌年1月1日以前に納付期限が到来し、その後の更新料はすべて毎年1月1日に納付しなければならない。

更新料の納付は、追加手数料の納付を条件として、支払期日の6カ月後までに行うことができる。

植物育成者権は、保有者自身が自発的に放棄することができる。出願人が法の規定に従わない場合は登録官によって権利が取り消されることもある。このような不遵守にかかる措置については該当する表題の下で論じ、本段落では詳細を論じない。

自発的放棄には手数料の支払を伴うが、更新料の不納によっても植物育成者権は失効し、この場合出願人は特に料金を負担しない。しかしながら、植物育成者権を意図的に失効させると、保有者は失効した権利を復活させる権利を失う。

植物育成者権の所有者は自己の権利の一部または全部をライセンスにライセンスすることができ、植物育成者権に関するライセンスについて登録官に通知するようしなければならない。この通知は、ライセンス発行から30日以内に登録官の元に到着しなければならない。

強制ライセンスを得ることも可能である。自己にライセンスを許諾することを植物育成者権の保有者が不当に拒絶している、またはライセンスの発行について植物育成者権の保有者が不当な条件を課していると考える者は、強制ライセンスの発行を登録官に申請することがで

きる。植物育成者権の保有者は、ライセンスの発行に反対する機会を有する。登録官は、登録官が決定する日時および場所において両当事者の聴聞を行う。登録官は、保有者がライセンスを不当に拒絶しているまたは保有者がその発行について不当な条件を課していると考え、かつ当該拒絶または条件の結果品種に関する公衆の需要が満たされていないと判断するときは、強制ライセンスを発行することができる。

強制ライセンスの発行は植物育成者権の保有者が第三者にライセンスを発行することを妨げない。

植物育成者権の付与が公告された後、利害関係人はその付与について異議を申立てることができる。異議申立ての詳細は公告日から6カ月以内に登録官の元に到着しなければならない。異議申立人は、異議申立ての理由を述べなければならない、異議申立ての理由を立証する関係書類を含めなければならない。異議申立人は、この文書を出願人にも送達しなければならない、出願人は反対陳述書を提出する機会を有する。反対陳述書は、異議申立書の受領から60日以内に登録官および異議申立人に提出されなければならない。登録官は、異議申立書および反対陳述書の聴聞の日時および場所を設定し、すべての証言を聴聞した上で決定を下し、関係者全員に書面で通知する。

3.6 トレード・シークレット

トレード・シークレットは、通常、特定の会社によって守られており、その会社により競合相手に優る利点として利用されている調理法もしくは製法、製造過程、設計、機器、パターンまたは情報の組合せである。最もよく知られている例としては、コカ・コーラやケンタッキーフライドチキンの秘密の製法がある。

トレード・シークレットの主な利点の一つは、永久的であり期限がないということである。これに対して、特許では20年しか独占できず、意匠の独占期間は10年から15年の間である。トレード・シークレットには、不満を抱いている従業員や自らのために利益を得たいと考える従業員が漏洩する可能性があるというリスクが伴う。通常は、トレード・シークレットの開示を受ける従業員や第三者との秘密保持契約を通じて保護されている。トレード・シークレットが会社の生き残りや市場優位性にとって致命的なものである場合、このような秘密の知識が公衆または第三者に漏洩すれば大変な損害が生じるであろう。

トレード・シークレットは、独自の特徴を有する知的財産として正式に認識されている。トレード・シークレットは、以下のすべてに該当する情報と定義されている。

- 一般に知られていない
- 情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらす
- 保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしている⁵

雇用契約では、通常、従業員に対し、会社との雇用上その範囲内で従業員が生み出す知的財産の所有権に対する権利を譲渡することを求められる。これは会社に雇用される機会と引き換えに従業員に課される公平な制約であると考えられている。

他社のトレード・シークレットを利用して金銭的な利益を得たいと考える競合企業は、リバース・エンジニアリングを通してトレード・シークレットを発見したり、産業スパイ活動を通してトレード・シークレットを得たりすることができるかもしれない。トレード・シークレットについてはリバース・エンジニアリングの防止策は存在しないが、産業スパイ活動は違法である。産業スパイ活動によってトレード・シークレットが盗用された場合、不正使用されたとみなされ、取得者は自己の不正な行為について法的責任を負うことがある。この責任の範囲は、おそらく、トレード・シークレットの所有者が自己のトレード・シークレットを保護するために合理的な努力をしていたか否かに依存するであろう。

3.7 ドメイン名

3.7.1 ドメイン名とは

ドメイン名は、インターネット・プロトコルで使用されている数値アドレスよりも覚えやすいテキスト・ベースのラベルであることにより、コンピューター、ネットワーク、サービスなどのインターネット上のリソースを特定するのに役立っている。ドメイン名はインターネット・ユーザーを特定のウェブサイトへ誘導することができる。南アフリカの国別コードトップレベルドメイン（ccTLD）は **co.za** であり、一方、ジェネリックトップレベルドメイン（gTLD）のごく一部を挙げれば、**.com** や **.net**、**.org** などがある。

3.7.2 ドメイン名を登録すべき理由

⁵ Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS).

自己の商号または商標に関連するドメイン名は、第三者による侵害から保護し侵害者に対して権利を行使することができる知的財産権群の一部を構成するものであるから、確保しておくことが強く推奨される。ドメイン名の登録が可能であれば、登録は比較的簡単であり、登録料が発生する。一般に、ドメイン名を登録しようとする者は自己が当該ドメインを取得する権原を有していることを証明する必要はなく、この分野においてサイバースクワッティングがよく見られるのはこれが理由である。大半のドメイン名は、問題のドメイン名が利用可能であれば先着順で登録することができる。co.za ドメイン名は毎年少額の手数料を支払って更新しなければならない。

3.7.3 サイバースクワッティングとは

サイバースクワッティングはよく見られる行為であり、第三者のブランド名または商標を含んだドメイン名をそのブランド名または商標の真正な所有者に有料で買い取らせる目的で意図的に取得するのが典型例である。

3.7.4 登録されたドメイン名の権利行使を管理・支援している機関

ドメイン名が gTLD か ccTLD かにより、ドメイン名の登録に関する権利の行使を管理・支援する組織は異なる。

gTLD を管理する組織は ICANN (Internet Corporation of Assigned Names and Numbers) である。ICANN は統一ドメイン名の紛争解決ポリシー (UDRP) を発表しているが、このポリシーでは、ドメイン名を抹消し、または商標所有者へ移転することが可能な仲裁手順について規定している。UDRP は第三者による gTLD 登録によって権利を侵害された者が WIPO (世界知的所有権機関) 仲裁調停センターに救済を求めることを認めている。告発は同センターに提出され、パネルで審理され、当該事件を審理する管轄権を有する裁判所への不服申立てにかかわらず、パネルの決定が当事者を拘束する。

ccTLD は、その ccTLD を管轄する国の法に従って管理されることが一般的である。南アメリカでは、代替紛争解決規則 (Alternative Dispute Resolution Regulations) に基づいて南ア

フリカ知的財産法協会（SAIPL）が紛争解決手続の実施者の認定を受けている。⁶以前は、ドメイン名に関する紛争は南アフリカ高等裁判所に付託され、商標侵害手続の一部となっていた。しかしながら、2007年4月にgTLDに関する手続についてICANNが用意している手順に類似する新たな手順が開始された。⁷

3.7.5 南アフリカにおいて ccTLD に適用されるドメイン名の権利行使手続

新たな手続においては、そのドメイン名が自己の「権利を不当に利用している」場合または「法に反するまたは何らかの集団に属する人々を害するおそれがある」場合は、何人も **co.za**、**net.za**、**web.za** および **org.za** ドメイン名に対する告発を行うことができる。⁸告発は、登録商標を含むドメイン名について、さらには、登録されていないが周知である商標についても行うことができる。ヘイト・スピーチもしくは人種差別に等しいドメイン名または公の秩序に反するその他のドメイン名についても告発を行うことができる。新たな手続は、ドメイン名紛争の費用効率の高い迅速な解決法となっている。SAIPL に申立てられた紛争はオンライン手続を利用して通常2～3カ月で終結するが、裁判所における訴訟にはこれよりもはるかに長い時間がかかるであろう。手数料も通常の訴訟より格段に低額である。⁹

3.8 模倣品の取締

3.8.1 はじめに

1997年法律第37号模倣品取締法（以下「CGA」という）の目的は、とりわけ以下のとおりである。

- 模倣品に関する一定の行為ならびに一定の場合における模倣品の所持を禁止する
- 上記について犯罪を創設しこれに関する罰則を規定する
- 一定の場合に、検査官（inspector）および南アフリカ警察庁（South African Police Service）の一定の構成員に対し、令状を得たとき、またはその他 CGA

⁶ 2018年1月23日ウェブサイト www.domaindisputes.co.za から抜粋

⁷ 2018年1月23日ウェブサイト www.domaindisputes.co.za から抜粋

⁸ 官報第1228号により、net.za、web.za および org.za ドメインに関してドメイン紛争を提起することを認める電子通信取引法（Electronic Communications and Transactions Act No. 25, 2002）第94条と合わせて読まれる発行済の代替紛争解決規則第2条第2項の修正が発効した。

⁹ 2018年1月23日ウェブサイト www.domaindisputes.co.za から抜粋

によってまたは CGA に基づいて授權されたときに、施設に立ち入り当該施設において模倣品または模倣の疑いがある物品を捜索し、発見された場合はこれを差し押えて隔離し、CGA に基づいて提起される民事もしくは刑事手続またはそれにより許可されるその他の処分が終結するまでの間留置する権限を付与する。

- 税関局 (Customs and Excise) 長官 (Commissioned) およびその職員が、知的財産権の所有者によるその旨の申請を認めたときに、特定の期間内に共和国に輸入されまたは持ち込まれる当該知的財産権の侵害を意図した模倣品または模倣の疑いがある物品を差し押え留置する権限を有する旨定め、かつ付随する事項について定める。

3.8.2 「模倣」という語の意味

「模倣」については CGA において明確に定義されており、「知的財産権」の定義と合わせて解釈されるべきである。

模倣の定義は、模倣により知的財産権が侵害されることを基礎としており、従って、模倣が発生するには有効な知的財産権が存在しなければならない。

「模倣」とは、以下のいずれかを意味する。

- (a) 共和国または他の地域において、保護品について共和国に存在する知的財産権の所有者の許可なく、製造、生産または製作された物品が保護品と実質的に同一の模倣となるような態様および程度により、物品の製造、生産または製作を行うこと
- (b) 共和国または他の地域において、保護品について共和国に存在する知的財産権の所有者の許可なく、当該知的財産権の対象品またはその偽造物の製造、生産もしくは製作または物品への適用を行い、当該物品を当該所有者の保護品または当該所有者の許諾の下で製造、生産または製作された物品と混同させまたは誤解させること
- (c) 1941年商品表示法 (1941年法律第17号) 第15条に基づく通知により当該通知で指定された人が使用する場合を除き物品に関して特定の標章を使用することが禁止されている場合においては、共和国または他の地域において、当該指定された人の許可なく、当該標章を製作しまたは物品に適用することを意味する。

ただし、該当する模倣行為は問題の知的財産権を侵害してもいなければならない。

3.8.3 「知的財産権」という語の意味

CGAにおける「知的財産権」の定義は狭義であり、以下に限定されている。

- 1993年法律第194号商標法で与えられた商標法に関する権利。これには、南アフリカで有効に登録されている商標と外国の周知の登録されていない商標の双方を含む。
- 1978年著作権法に基づく著作物における著作権
- 1941年商品表示法第15条に基づく通知により当該通知で指定された人が使用する場合を除き物品に関して特定の標章を使用することが禁止されている場合においては、このように当該標章を使用するという当該指定された人の付随する独占権を意味する。

3.8.4 模倣品の取扱いは禁止されており犯罪である

CGA第2条第1号は、以下のとおり、模倣品の「取扱い」行為を禁止している。

2.(1) 模倣品である物品については、

- (a) 何人も、当該物品を取り扱う目的で業として所持しまたは管理下に置くことができない。
- (b) 当該物品を製造、生産または製作した人の私的な家庭内使用のためによる場合を除き、製造、生産または製作することができない。
- (c) 販売、賃貸、物々交換もしくは交換し、または、販売、賃貸、物々交換もしくは交換の申し出を行いまたはこれらのために陳列することができない。
- (d) 取引のために公に展示することができない。
- (e) 以下のいずれの目的のためにも頒布することができない。
 - (i) 取引のため
 - (ii) 特定の保護された物品に関する知的財産権の所有者が不利益を被る限りにおいて、その他のあらゆる目的のため
- (f) 共和国にもしくは共和国を通じて輸入し、または共和国からもしくは共和国を通じて輸出することができない。ただし、それぞれ輸入者または輸出者の私的な家庭内使用のために輸入または輸出する場合を除く。
- (g) その他の態様により取引の過程で処分することができない。

CGA第2条第2項は、模倣行為を行うまたは模倣行為に従事する人が以下のいずれかに該当する場合はこれらの取引が犯罪であるとしている。

(a) 行為または行動の時に、当該行為または行動に係る物品が模倣品であることをその人が知っていたまたは疑う理由があった

あるいは

(b) その人が、当該模倣品に関して、第1項の意図する性質を有する行為または行動が行われまたは従事されないようにするためにあらゆる合理的な措置を取らなかった

CGA は、国境と市場の双方において発見された模倣品の差押えに関する規定を置いている。具体的な措置および適用される手続については以下第6章で詳述する。

3.9 その他の IP に関する国内法および規則

3.9.1 2008 年法律第 51 号公的資金研究開発の知的財産権法

この法律は 2010 年 8 月 2 日に発効したものであり、その目的は、公的資金が提供された研究開発から生まれる知的財産が、社会的利益か、経済的利益か、軍事的利益かその他の利益かを問わず共和国の国民の利益のために識別され、保護され、利用され商業化されると定めることである。

3.9.2 2013 年法律第 28 号知的財産法改正法

この法律（以下「IPLA 法」という）は、既に存在する四つの南アフリカ知的財産権法、すなわち 1967 年法律第 11 号演技者保護法（Performers Protection Act）、1978 年法律第 98 号著作権法、1993 年法律第 194 号商標法および 1993 年法律第 195 号意匠法にそれぞれ追加的な保護形態を設けようとしている。これらの追加的な保護形態は、基本的に、南アフリカの伝統的共同体や原住民共同体のいわゆる伝統的知識や固有知識（以下「TK/IK」という）または伝統的慣習表現や固有慣習表現（以下「TCE's/ICE's」という）に関するものである。

より具体的には、IPLA 法は、新たな知的財産形態（いわゆる「伝統的・固有 IP」）の認識および保護ならびに創設について定めている。これには、固有の実演、固有の著作物、固有の意匠、および固有の商標のそれぞれが含まれる。加えて、IPLA 法は上記に対応するいわゆる新たな派生的知的財産形態も複数創設しているが、これらはオリジナルの固有の形態から生

み出された知的財産形態である。IPLA 法は、法全体を通じて、固有の用語または表現には固有の文化的表現または知識が含まれると定義している。このように、知的財産法において、原則として技術を保護せず、本質的には固有の文化的用語または表現（「TCE's/ICE's」）を、伝統的・固有の知識（「TK/IK」）をとして含めることは明確でなく、かつ、理解しにくい。

さらに、IPLA 法は、とりわけ上記の事項およびその他の関連事項について貿易産業相および商標、意匠、著作権等の登録官に助言するため、貿易産業相が固有知識評議会（National Council for Indigenous Knowledge）を設立することを定めている。

最後に、IPLA 法は、原住民共同体に TK/IK および TCE's/ICE's の販売による収入を提供することを狙って、TK/IK および TCE's/ICE's の商業化およびライセンス許諾について定めている。

今のところ（2018 年 11 月現在）、いまだ規則および運用のためのフォームの策定が待たれているために IPLA 法はまだ施行されていない。この法律の適用・使用範囲はまだ分かっていない。

3.9.3 1941 年法律第 17 号商品表示法

この法律は、一部の条項が、削除され、かつ、最近の 2008 年法律第 68 号消費者保護法（Consumer Protection Act）に挿入されることによって大きく改正されている。この法律の残りの条項では、以下で論じる三つの側面を扱っている。一つめの側面は、条約国の国旗もしくはこれを紋章学上の観点から模倣したもの、または紋章もしくはその他の国章、または公の記号もしくはその印章などの一定の象徴を含んだ標章または商標を、管轄当局の同意なく許可なく使用することの禁止である。ついでながら、上記の禁止規定は 1993 年法律第 194 号商標法第 10 条に規定されたさまざまな形態のなかにも登場している。

この禁止規定は、1941 年 2 月 1 日より前に登録された商標については適用されない。さらに、標章または商標の使用がその組織と標章またはその所有者との間に関係があると公衆に示唆するものでない場合やその組織と標章またはその所有者との間に関係があると公衆に誤認させるおそれがない場合も適用されない。

上記の禁止事項に違反したまたはこれらを遵守しない者は、有罪となる。

同法の二つめの側面は、貿易産業相が禁止すべき一定の標章（すなわち、いわゆる「禁止標章」）の使用について定めている。貿易産業相は、調査を行った上で、官報で通知することにより、共和国の国旗もしくは以前の国旗または標章、語、文字もしくは図形またはこれらの配置もしくは組合せを、取引、事業、専門職業、職業もしくはイベントに関連して、または物品に適用される商標、標章もしくは商品表示に関連して使用することを絶対的にまたは条件付きで禁止することができる。

同法の三つめの側面は、保護されたイベントに関する商標の濫用（すなわち、いわゆる「アンブッシュ・マーケティング」）について扱っている。貿易産業相は、調査および適切な協議を行った上で、かつ事情に適した条件に従い、官報で通知をすることで、イベントを保護されたイベントに指定することができる。貿易産業相は、当該通知において、保護が開始される日および保護が終了する日を定めなければならない。保護が終了する日は、イベントの完了または終了から1カ月以上後であってはならない。

イベントの開催が公益に資するものであり、かつ、貿易産業相において主催者が小企業および特に以前不利な立場に置かれていた共同体に十分な機会を提供していると判断しなければ、貿易産業相は当該イベントを保護されたイベントに指定することができない。

イベントが保護されている期間は、何人も、イベントの主催者から事前に許可を得ることなくして、商標について注目を集めることを意図して、それによってそのイベントから特別な販売促進上の便益を得る態様により当該イベントに関して商標を使用することができない。上記の規定に違反した者は有罪となる。実務上、アンブッシュ・マーケティングには二つの形態がある。すなわち、「関連付けによる」アンブッシュ・マーケティングと、「外観による」アンブッシュ・マーケティングである。

3.10 南アフリカが加盟国である国際条約および協定

3.10.1 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）

TRIPS 協定は、1995 年 1 月 1 日に発効し、現在最も包括的な多国間の国際所有権協定であると認識されている。TRIPS 協定の目的は、各加盟国において提供されるべき知的財産の保護に関する最低基準を提供することである。著作権および関連する権利、特許、意匠、集

積回路の回路配置、商標、地理的表示およびトレード・シークレットの各分野が対象となっている。

TRIPS 協定は、世界知的所有権機関（WIPO）の基本条約であるパリ条約とベルヌ条約の基準を遵守することを求めている。TRIPS 協定は、加盟国が一定の一般的な権利行使および紛争解決手続を遵守することを求めている。

TRIPS 協定は、国際貿易にもたらされる歪みおよび障害を軽減させ、知的財産権の有効な保護を促進することを目指しており、権利行使手続自体は国際貿易を防げるものではない。

3.10.2 世界貿易機関（WTO）を設立する協定

世界貿易機関（WTO）は公式には 1995 年 1 月 1 日に成立したが、同制度に関する規則は、1948 年以来、関税と貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade）によって定められている。

同協定は、加盟国が加盟国同士で発生することのあるあらゆる種類の貿易問題について交渉し解決することを認めている。同協定は、貿易を自由化する規則および手続を定めているが、消費者保護や病気の蔓延防止を目的としたものなど、一定の貿易障害も支持している。

同協定は、貿易当時国の相反する利益に関して中立的に機能することを目指した紛争解決手続についても規定している。

3.10.3 世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約

WIPO 条約は 1967 年 7 月 14 日にストックホルムで署名されたが、その起源はパリ条約とベルヌ条約が国際事務局の設立を定めた 1883 年および 1886 年にさかのぼる。1893 年に二つの事務局が統合され、1970 年に WIPO に引き継がれた。

WIPO には以下の二つの主な目的がある。(1) 全世界にわたって知的所有権の保護を促進する。(2) WIPO が管理する条約によって設立された知的財産同盟間の協力を確保する。

同盟のいずれか、国際連合の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国または WIPO の一般総会により招請された国は、WIPO の加盟国になることができる。

3.10.4 特許協力条約 (PCT)

PCT の導入により、各国・各地域で別々に複数の特許出願を行うのではなく、国際特許出願を一度行うことにより多数の国々で同時に発明について特許による保護を求めることが可能となった。これにより一つの国際特許が付与されるのではなく、付与についてはあくまでも指定された国の裁量によっている。南アフリカは 1999 年 3 月 16 日に PCT が施行されることになった。

3.10.5 特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約

この条約は、特許による保護を目的として国際寄託機関への微生物の寄託について定めている。特許出願は十分な開示の要件を満たさなければならず、そのため、発明を実施するために使用される微生物を開示しなければならない。特許が発明された国とは別の国で特許出願が行われる場合、この微生物を入手することができず、特許出願を実施することの確認ができないために特許出願が瑕疵のあるものとなることがある。そこで、同条約はこのような特許による保護を得る上での障害を克服するために微生物の寄託を認めている。南アフリカは 1997 年 7 月 14 日に締約国となった。

3.10.6 植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)

UPOV は、植物育成者権および植物品種の保護のための簡単な統一出願制度を定めている。UPOV は、植物育成者権、名称および技術調査票について模範申請書フォームを提供している。南アフリカは 1977 年 11 月 6 日に加盟国となった。

3.10.7 生物の多様性に関する条約に対する遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

名古屋議定書の主な目的は、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保し、もって生物多様性の保全および持続可能な利用に貢献することである。特許出願の主題が遺伝資源および／または関連する伝統的知識を利用している場合、出願人は当該資源の提供国ならびに同国内の当該遺伝資源および／または関連する伝統的知識の出所を開示することを求められる。南アフリカは2011年5月11日に締約国となった。

3.10.8 工業所有権の保護に関するパリ条約

上述のように、パリ条約は1883年に採択され、特許、意匠、実用新案、商標、サービス・マーク、地理的表示および不正競争の防止に適用される。その目的は、所有者がその本国で享受することのできるものと同一の知的財産保護を締約国において提供することである。

さらに、所有者が他の締約国において最初の出願と同一の出願日を有する出願をすることを認める特許、意匠および商標に関する優先権について定めている。

3.10.9 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

ベルヌ条約は、著作権の保護について一定の最低基準を設けることを加盟国に義務付けることを目的としている。南アフリカは、世界貿易機関（WTO）協定および知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）も遵守している。後者の協定に基づく義務に関して、南アフリカは、他の加盟国で生まれた著作物について南アフリカの著作物に与えるものと同一の保護を与えなければならない。これは、内国民待遇の原則と呼ばれている。

4. 南アフリカの知的財産保護を含む知的財産に係る官庁

4.1 特許庁、意匠庁、商標庁および著作権庁

企業および知的財産に関する事項はすべて、企業・知的財産委員会（CIPC）が管理している。新しく企業を登記したいまたは知的財産の保護を求めたい人は、CIPC でこれらを行う。

南アフリカの特許庁、意匠庁および商標庁はすべて企業・知的財産委員会（CIPC）の一部であり、これらの庁はすべて同一の住所および連絡先を共有しているものの、それぞれに独自の登録官と職員が置かれている。

著作権に関する事項も CIPC が管理している。

開庁時間は月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日、祝日およびその他の休廷日を除く）の 8 時半から 12 時までと 13 時半から 15 時半までである。

各庁の連絡先は以下のとおりである。

- 住所：
The Department of Trade and Industry Campus
Block F
77 Meintjies Street
Sunnyside
Pretoria
0002.
- 住所：
企業（Companies）
PO Box 429
Pretoria
0001.
- 住所：

知的財産 (Intellectual Property)

Private Bag X400

Pretoria

0001.

- 住所：
協同組合 (Co-operatives)
Private Bag X237
Pretoria
0001.
- コール・センター：086 100 2472/
- 国際電話番号：+27 12 394 9573/
- ウェブサイト：www.cipc.co.za

ウェブサイトでは、CIPC 職員が管理するオンライン問合せシステムも提供している。

4.2 植物育成者権庁

植物育成者権庁はプレトリアに置かれている。

同庁の連絡先は以下のとおりである。

- 住所：
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries
253 Harvest House
30 Hamilton Street
Pretoria
0001.
- 登録官
Noluthando Netnou Nkoana
電話：+27 12 319 6183
Fax：+27 12 319 6385
メールアドレス：noluthandon@daff.gov.za

住所：

Directorate: Genetic resources

Private Bag X973

Pretoria

0001.

- 植物品種登録官（plant variety registration officer）：鑑賞植物および果菜類

Marcini Govender

電話：+27 12 319 6226

Fax：+27 12 319 6385

メールアドレス：marcinig@daff.gov.za

- 植物品種登録官：農作物および野菜作物

Elna de Bruyn

電話：+27 12 319 6096

Fax：+27 12 319 6385

メールアドレス：elnadb@daff.gov.za

南アフリカの DUS（新規性・区別性・均一性）評価センターの連絡先は以下のとおりである。

- 農作物、野菜および観賞植物

Heléne Nel

電話：+27 83 230 4806 / +27 83 230 4791 / +27 82 565 3689/90/91/62

Fax：+27 83 235 9378

メールアドレス：Helenen@daff.gov.za

住所：

Division Variety Control

Private Bag X11

Gezina

0031.

- 落葉果樹、イチゴ、ブドウ、トンネル栽培野菜およびヤマモガン科

Robyn Hierse / Carensa Petzer

電話：+27 21 809 1648/1650/1653/1655

Fax：+27 887 2264

メールアドレス : Robynh@daff.gov.za / carensap@daff.gov.za

住所 :

Division Variety Control

Private Bag X5044

Stellenbosch

7599.

- 柑橘類および亜熱帯果樹

Mark Schaffner

電話 : +27 13 753 7099/7100

Fax : +27 13 752 3854

メールアドレス : marks@arc.gric.za

住所 :

Division Variety Control

Private Bag X11208

Mbombela

1200

5. 南アフリカの知的財産保護に関する司法制度と裁判所

5.1 特許

特許に関する法的手続は民事事件の性質を有しており、特許の特任裁判官が行使することのできる略式処分権限を除き、刑事裁判管轄権はこの裁判所の管轄外である。

特許登録官（以下「登録官」という）は、担当する法的手続における手続違背の容赦または訂正に関して広範な裁量権を有している。登録官は、所定のフォームで行われた特許出願の変更または補正を承認することもできる。登録官はすべての特許出願に関して自由裁量権を享受しているものの、出願人または異議申立人に聴聞を受ける機会を与えなければこの権限を出願人または異議申立人に不利になるように行使することができない。

登録官が違法な行政行為または手続違背行為をした場合、登録官は *functus officio*（権限消滅）となり当該行為を是正する権限を有さない。当該行為は、不服ある者の申請に基づき裁判所により取り消されるまで効力を有する。

特許の特任裁判官は、南アフリカ高等裁判所ハウテン地方支部の首席裁判官により、同支部の裁判官または臨時裁判官の中から随時任命される。そのため、この裁判所は特許法に定められたすべての事項について管轄権を享受している。

特任裁判官は（高等裁判所同様）固有の管轄権を有しており、登録官が行った決定に対する不服申立てを審理する権限を付与されている。特任裁判官の決定を不服とする者は、高等裁判所の大法廷および／または最高控訴裁判所（Supreme Court of Appeal）に決定に対する不服申立てをすることができる。最高控訴裁判所は、特許事件に適用される最高上訴裁判所である。南アフリカの最高裁判所は憲法裁判所（Constitutional Court）であり、例外的な事情があれば第一審として利用することができ、憲法事件に関する上訴裁判所となることができる。特許事件が憲法裁判所に進むことはめったにない。

5.2 意匠

意匠登録官（以下「登録官」という）は特許登録官と同様の自由裁量権を有しており、そのため意匠事件に関して広範な裁量権を享受している。

登録官が違法な行政行為または手続違背行為をした場合、登録官は *functus officio*（権限消滅）となり当該行為を是正する権限を有さない。当該行為は、不服ある者の申請に基づき裁判所により取り消されるまで効力を有する。

南アフリカ高等裁判所のいずれの支部も意匠事件を審理し登録官の決定に対する不服申立てを審理する管轄権を有している。実務上、大半の意匠事件はプレトリアの高等裁判所ハウテン支部によって審理されている。

不服ある者が高等裁判所の決定に対し不服申立てをしたい場合は、高等裁判所の大法廷および／または最高控訴裁判所に不服申立てをすることができる。

憲法裁判所も例外的な事情があれば第一審として利用することができ、憲法事件に関する上訴裁判所となることができる。特許事件同様、意匠事件が憲法裁判所に進むことはめったにない。

5.3 商標

商標登録官（以下「登録官」という）も特許登録官や意匠登録官と同様の自由裁量権を享受しており、そのため商標事件に関して広範な裁量権を享受している。

登録官が違法な行政行為または手続違背行為をした場合、登録官は *functus officio*（権限消滅）となり当該行為を是正する権限を有さない。当該行為は、不服ある者の申請に基づき裁判所により取り消されるまで効力を有する。

南アフリカ高等裁判所のいずれの支部も商標事件を審理し登録官の決定に対する不服申立てを審理する管轄権を有している。実務上、大半の商標事件はプレトリアの高等裁判所ハウテン支部によって審理されている。

不服ある者が高等裁判所の決定に対し不服申立てをしたい場合は、高等裁判所の大法廷および／または最高控訴裁判所に不服申立てをすることができる。

憲法裁判所も例外的な事情があれば第一審として利用することができ、憲法事件に関する上訴裁判所となることができる。特許事件および意匠事件同様、商標事件が憲法裁判所に進むことはめったにない。

5.4 著作権

著作権審判所 (Copyright Tribunal) (以下「審判所」という) は、著作権法によって創設されており、特許の特任裁判官として指名された裁判官が長を務めている。審判所は、通常、著作権に由来するライセンス紛争を扱っている。

審判所の決定に不服ある者は、高等裁判所の大法廷および／または最高控訴裁判所に決定の不服申立てをすることができる。

著作権審査委員会 (Copyright Review Commission) は、著作権および商標の侵害に対抗すること、ならびに芸術家や音楽家に対し著作権および著作権ロイヤルティの共同管理のために小企業を設立することを奨励することを主な目的として、2009年に南アフリカ共和国大統領によって設立された。

5.5 植物育成者権

植物育成者権登録官 (以下「登録官」という) も植物育成者権に関して広範な裁量権を享受している。登録官が違法な行政行為または手続違背行為をした場合、登録官は *functus officio* (権限消滅) となり当該行為を是正する権限を有さない。当該行為は、不服ある者の申請に基づき裁判所により取り消されるまで効力を有する。

登録官の決定に対する不服申立ては、農林水産相宛てに行われる。農林水産相は不服ある者の聴聞を行う部会 (board) を選任し、部会は登録官の決定を確認し、取り消しまたは変更する裁量権を有する。

5.6 消費者保護

国家消費者委員会（National Consumer Commission）（以下「委員会」という）は、2008年法律第68号消費者保護法に基づいて設立されたものであり、南アフリカにおける消費者と企業の相互関係を規制している。同法の目的は、消費者の経済的福祉を確保することである。委員会は、告発の登録および評価を行い、企業による不正行為があったとの主張の調査を行い、消費者審判所（Consumer Tribunal）において消費者を代理する。

国家消費者審判所（National Consumer Tribunal）（以下「審判所」という）は、2005年法律第34号国家信用法（National Credit Act）に基づいて設立された。主な目的は、国家信用規制機関（National Credit Regulator）、消費者または製品・サービス、信用供与者、クレジット・カウンセラーと信用調査所との間の紛争について裁定することである。

同法の委任では、審判所が国家信用規制機関の行った決定を審査することも認めており、事件は第三者の申請があれば高等裁判所の命令によって提起することができる。

6. 税関による知的財産の執行

6.1 適用される法律

- 1997 年法律第 37 号模倣品取締法（その後の改正を含む）。現在この法律に規則はない。
- 税関法（1964 年法律第 91 号）は、1964 年 7 月に裁可され、1995 年 1 月 1 日に発効した。南アフリカで初めて関税および消費税に関する事項の双方が一つの法律に定められた。この法律は、税関の監督・管理下にある物品の検査および留置に関する職務遂行にかかる税関の権利および義務を規律している。
- 1993 年法律第 194 号商標法および規則。この法律は、この法律により付与された商標権の有効性および侵害の判断に関係する。
- 1978 年法律第 98 号著作権法。この法律は、保護される著作物と著作権の侵害の判断に関係する。
- 1941 年商品表示法（その後の改正を含む）。特に、CGA の規定に基づいて保護される知的財産権の第三のカテゴリーである禁止標章について規定する同法第 15 条。
- 1977 年刑事訴訟法。南アフリカ警察庁（SAPS）の職員は、模倣品取締法の規定に基づく特別な権限に加え、原則として刑事訴訟法を職務遂行権限の根拠としている。

6.2 差止対象の模倣品

南アフリカ市場について考えると、模倣品の過半数は南アフリカの主要な港湾および／または空港経由で輸入されている。我々のこれまでの調査や経験によると、全模倣品のうち 95%以上が南アフリカに輸入されており、輸入品の過半数は中国から来ていることが確認されている。

CGA の主な目的の一つは、模倣品の南アフリカ国内市場への放出を防止することである。

結果として、実効的な模倣品対策戦略の遂行においては、模倣品が市場に流通する前に国境において模倣品を検出し留置することができるよう徹底することが不可欠である。

税関局は、南アフリカの国境や港を通じた（輸入および／または輸出される）模倣品の検出および留置を目的として特別な検査官を雇用しており、従って、実効的な模倣品対策戦略にはこうした検査官の関与が極めて重要である。

南アフリカ歳入庁（SARS）の職員は、1964年税関法第113A条に基づき、南アフリカへの輸入時に物品が本当に1997年模倣品取締法の想定する模倣品か確認するために物品を留置することができる。

（1997年模倣品取締法第15条第1項に定めるように）これらの措置はCGAを管理する貿易産業省に代わって行われるものである。

前に述べたように、模倣品取締法の規定はCGAの定義するところの知的財産権が侵害されている場合にのみ発動する。当該知的財産権は定義により以下に限定されている。

- 商標侵害（共和国で有効に登録されている商標および／または登録されていない周知の商標のいずれも）
- 著作権で保護されている著作物の侵害
- 拡大解釈により禁止標章（1941年商標表示法第15条）

CGAの規定は、それ以外の知的財産権、すなわち意匠および特許ならびに／または共和国において周知の商標として保護される資格のない登録されていない商標権の侵害に関して発動しまたは依拠することができない。商標が共和国において周知であるかの判断にあたっては、その商標の普及促進の結果によって得られた認識を含む、公衆の関連分野におけるその商標の認識を十分に考慮しなければならない。これは通常、公衆の関連分野において入念に準備された市場調査を実施することによって判断され、商標所有者からのまたは商標所有者を代理する添付の宣誓供述書の形式によって提出される。

CGAの規定が適用される商品の特定については、CGAの規定は「保護品」という用語を採用している。

「保護品」とは、以下を意味する。

(a) 知的財産権の所有者の許可を得て当該知的財産権の対象を備えた、付した、実施したもしくは組み込んだ物品、または当該所有者によってもしくはその許諾を得て当該対象が適用されている物品

(b) 法律上知的財産権の所有者の許諾がある場合にのみ知的財産権の主題を備え、付し、実施しまたは組み込むことができるか、または法律上当該所有者によりもしくはその許諾を得た場合にのみ当該主題を適用することができるが、まだ当該所有者の許諾を得てもしくは当該所有者により（いずれか該当するほう）製造、生産もしくは製作されていないまたはまだそれに対して当該主題が適用されていない特定の分類または種類の物品

税関における執行措置との関連においては、CGA の適用条項は第 15 条であり、この規定は税関法第 113(A)条の規定と共に解釈されなければならない。

6.3 税関における知的財産権の登録制度

6.3.1 はじめに

1997 年模倣品取締法第 15 条第 1 項は、知的財産の所有者に、特定の期間中特定の知的財産権を組み込んだ物品を差し押え留置しそれに関して存在するおそれのある侵害を算出するか、または当該期間中当該権利の保護を補助するよう SARS 長官に対し申請する権利を与えている。

この申請は第 15 条申請と呼ばれており、以下宛てとしなければならない。

The National Coordinator: Counterfeit Goods,
Lehae La SARS, 299 Bronkhorst Street,
Nieuw Muckleneuk,
Pretoria,
または
Private Bag X923,
Pretoria,
0001

税関は、ブランド保有者が有効な第 15 条申請を行っている場合に、規定および要件に従い、特定された模倣の疑いがある物品を留置しこれに関して対応するのみである。

このような第 15 条による税関登録が行われていない場合または失効している場合は、税関は当該物品に関して措置を講じることを拒絶するため、我々は市場においてこれらの製品に対処する必要がある。

従って、南アフリカにおいて実効的な模倣品対策戦略を遂行するために取るべき第一段階は、税関にブランドを登録すること、そして主要な港湾および空港において検査を実施する税関職員が模倣の疑いがある物品を特定するための訓練を受けていることを確実にすることである。

6.3.2 税関に対する第 15 条申請に必要な情報および書類と関連する手数料

申請は、税関が政策指針（Policy Guidelines）に基づいて要求するところにより、既定のフォーマットで提出する必要がある。

各ブランド所有者名義で別々に第 15 条申請を行う必要があることに注意されたい。したがって、商標または著作権で保護されている著作物の名義が複数人である場合、税関は現在、各ブランド所有者名義で別々に申請を行うよう求めている。

第 15 条申請に必要な事項を記入し作成するためには以下の情報が必要である。

1. **ブランド所有者の詳細情報**（会社の正式名称および住所）：申請書の作成にあたって、ブランド所有者は、登録されている商標の所有者および／または著作権で保護されている著作物が識別されている場合は著作権の所有者と同一でなければならない。
2. 会社を代表して申請書に署名する権限を有する（企業内の）**人の氏名および肩書**
3. **ブランド**：ブランドの簡単な概略と関税表および申請に従った物品として含めるものや性質
4. **知的財産権**：
 - a. 知的財産権：商品表示法の規定に基づき商標（登録されている、および登録されていない周知の商標権）、著作権で保護されている著作物または禁止標章に限定されると定義されている。
 - b. 税関は第 15 条申請に列挙され詳細が記載された知的財産権に関してのみ対応する。

c. 商標：

- i. 南アフリカで登録されているか南アフリカにおいて周知の商標として保護される資格のある標章限定
- ii. 南アフリカで登録されている商標の場合、申請の裏付けとして商標庁から取得した抄本が必要とされる（これらは南アフリカで登録された商標に関する送達宛先として登録された弁護士事務所が取得し提供すべきである。商標登録簿からこれらの文書を取得するにあたっては公的手数料が発生する）。

d. 著作物：

- i. 著作権の存在を証明する一応の証拠として著作権の存在を確認する宣誓供述書を要する（必要な存在宣誓供述書の起草は有料）。
- ii. 他の法域で著作権登録を得ている場合は、申請の裏付けとして提供することができる。
- iii. 注：南アフリカ法において登録可能な唯一の著作物は映画用フィルムである。

5. 補償：

- a. 税関は、留置に起因する損害または損失について税関に補償を提供することを求めている。
- b. これはいかなる点においても修正または変更することができない標準文書である。

6. 委任状：標準版。登録されている弁護士（現地代理事務所）が疑いのある物品に関する情報の受領を任命されており、ブランド所有者に代わって対応する権限を授権されている場合。

7. 正規流通チャネルの詳細：オリジナル製品の正規の輸入者・販売店・ライセンサー一覧を提供する。これはオリジナル品を模倣の疑いがある物品や違法品と区別するための情報や補助を提供するものである。

8. 最低数量：ブランド所有者が対応する準備がある物品の最低数量を特定するよう求められている。数量が提示された最低数量よりも少ない場合、ブランド所有者は通知を受け、対応するか選択することができる。

6.3.3 第 15 条申請プロセス：

1. 上述した通り、SARS のガイドライン、方針および手順に従って申請書を作成し、署名と必要事項を記入した申請書原本を関係書類および情報と共に提出する。
2. 税関は申請書および関係書類を受領次第評価し、通常申請書提出後 7～14 日以内に回答を戻す。
3. 税関は以下のいずれかを行うことができる。
 - (a) 申請を無条件で承認する
 - (b) 満たされていない要件を満たすことを条件として、申請を条件付きで承認する
 - (c) 申請を拒絶する。この場合、税関は当該決定の理由を示す。
4. 承認の場合、税関は第 15 条申請証明書を発行する。
5. 第 15 条申請は承認日から 2 年間有効である。
6. 第 15 条申請はその後申請によりさらに 2 年更新することができる。
7. 登録次第、第 15 条の規定が南アフリカのすべての税関および国境に伝達される。

6.3.4 第 15 条申請プロセスに関する手数料

- **弁護士料** — 第 15 条申請およびその後の更新に含める商標登録数に応じて、また著作権クレームの複雑度に応じて報酬が発生する。
- **公的手数料** — 第 15 条申請に添付するために商標登録簿から取得する必要がある登録簿のページ数による。

6.4 差止手続

6.4.1 必要書類

税関職員が模倣の疑いがある物品に対応するためには、有効な第 15 条申請がなされていないければならず、第 15 条申請にはその性質上委任状および補償が含まれる。

6.4.2 模倣品取締法の規定に基づく差押前の手続

6.4.2.1 はじめに

現在のところ、税関による模倣の疑いがある物品の差押えに適用される短縮手続または行政手続は存在しない。

税関職員は、1964年税関法第113A条に基づき、南アフリカへの輸入時に物品が本当に1997年模倣品取締法の想定する模倣品か確認するために物品を留置することができる。

6.4.2.2 税関法第113A条：

模倣品に関する職員の権限および職務

(1) 職員は、

(a) 物品が模倣品取締法（1997年法律第37号）の想定する模倣品か確認するために物品を留置することができる。

(b) 同法の別段の定めにかかわらず、同法の定義する検査官として行動する際は、

(i) 同法第15条の規定に従い要請された場合は、物品が税関の管理下にあるか否かにかかわらず、物品を差し押え留置し、

(ii) 当該職員において物品が同法の定義する明らかな模倣品であると判断する合理的な原因がある場合は、当該物品が税関の管理下にある間に同法の規定に従い当該物品を差し押え留置し、または

(iii) 当該職員において物品が同法の定義する明らかな模倣品であると判断する合理的な原因がある場合は、当該物品が共和国を通過中である間に当該物品を、または管理官（Controller）の管理下にある地域で発見された通過貨物を差し押え留置することができる。

職員は、

(a) 要請が同法の要件に適合していない場合は第(1)(b)(i)号の想定するところにより物品を留置することを拒絶することができ、

(b) 長官が当該差し押えおよび留置から生じる可能性のあるあらゆる性質の請求について補償されていない場合は模倣品を差し押えまたは留置してはならない。

(3) 第43条第6項を条件として、1997年模倣品取締法の想定するところにより検査官として行動する職員が差し押えまたは留置したいずれの物品も、国の倉庫に保管

することができない。ただし、当該物品が本法の目的のために差し押えまたは留置されたものである場合を除く。

(4) 他の法律の別段の定めにかかわらず、何人も、本条が関係する物品に対する損失もしくは損害または当該物品に関する職員の善意の行為によって被った損失もしくは損害について賠償を受ける権利を有さない。

(5) 長官は以下の事項について規則を定めることができる。

(a) 第(1)(a)号の規定に基づく物品の留置または模倣品の差押えおよび留置に関連する権限の行使または職務の遂行にあたって職員が従わなければならない手続

(b) 本条の目的のために必要事項を記入することが求められることのあるフォームの指定

(c) 長官において本条の規定を管理するために合理的に必要であり有用であると考えられることのあるその他の事項

[第113A条は2002年法律第30号第52条により挿入された。]

6.4.2.3 CGAに基づく正式差押え前の実務手続

(a) 税関による模倣の疑いがある物品の留置および分析

- 検査を行った上で、税関職員において輸入品が模倣品である可能性があると考えられる場合、税関職員は分析のためにブランド保有者による当該物品のサンプルの徴収および回収を手配する。
- 同時に、税関は税関法第113A条に基づき留置通知を提供する。
- CGAの規定に基づく物品の正式差押えを求める告発については具体的な期限が定められていないが、南アフリカでは許容される期間について規律する以下の実務が確立されている。
- 現行の方針および手続においては、当該通知日から3日間がサンプル回収期間として定められている。
- 回収後、ブランド保有者および／またはその正当に授権された代表者は5日の間に物品を分析しCGA第3条に基づき正式な告発を行うことができ、これに基づき告発人は税関に対しCGAの規定に基づき物品貨物の正式差押えのための捜索・差押令状を申請するよう求める。
- 当該5日の期間は、十分な理由が示されたときはブランド保有者および／またはその正当に授権された代表者の申請により延長することができる。

- 物品がオリジナルの正規品であると認定された場合は、税関職員に通知され、適用される未解決の関税および国内消費税問題がないことを条件として物品が輸入者に解放される。
- 物品が模倣品であると認定された場合は、すべての物品の差押えおよび留置のためCGA第3条の規定に従い税関局長官に以下を記載した告発を行うことを要する。
 - どれが模倣品であるか、および
 - どれが特定の期間中に南アフリカに輸入されまたは入国したか

(b) CGA第3条告発

3. (1) 保護品に関する知的財産権の所有者としてかライセンシーとしてか、またはその輸入者、輸出者もしくは販売店としてかを問わず、保護品に利害を有する者（これらの人の正当に授権された代理人もしくは代表者または弁護士を含む）であって、第2条第2項の罪が犯されているまたは犯されようとしているまたは犯されるおそれがあると合理的に疑う者は、検査官にその旨告発することができる。

(2) (a) 告発人は、検査官の満足の行くように、それについて罪が犯されているまたは犯されようとしているまたは犯されるおそれがあるとする物品が明らかに模倣品である旨の情報および明細を提供しなければならない。

(b) (a)号において、告発人は、模倣品であると主張する物品の見本、または合理的に可能でない場合は模倣品であると主張する物品の本質的な物理的およびその他の顕著な特徴、要素および特性を確認することができる十分な情報および明細、ならびにその対象が模倣品であるとする物品に適用されていると主張する知的財産権の存在および範囲に関するならびに告発人の当該権利に対する権原または利害に関する十分な情報および明細、ならびに、模倣品であると主張する物品が第1条第1項に定義する「保護品」の定義(a)号の想定する保護品に関して存在するまたはこれに適用されている知的財産権を侵害することを意図している場合は関連する保護品の見本も、検査官に提供することができる。

(3) 行われた告発に関して、検査官は、以下のとおり合理的に判断した場合は、第4条第1項に基づき同項を条件として適切な措置を講じなければならない。

(a) 告発を行った人が明らかに第1項に基づき当該告発を行う権利を有すること、ならびに

(b)

(i) 保護品であると主張された物品が明らかに保護品であり、かつ

(ii) 侵害品にその対象が適用されていると主張されている知的財産権が明らかに存在しており、かつ

(c) 申立ての根拠となっている疑念が状況に照らして合理的であると思われること。

(4) 本条第1項から第3項までの規定は、検査官が模倣品の取扱いであると考えられるまたは疑われる行為または行動に関して自ら主導して第4条第1項に基づき適切な措置を講じることを妨げるものではない。ただし、同条の要件を満たしていることを条件とする。

(c) 第3条告発に続く手続

- 正式な第3条告発を受領次第、税関局長官は第3条の要件のすべてが満たされていることを確かめ確認するために当該告発を評価する。
- 長官は、合理的な期間内に申請および申立てを検討し対応しなければならず、かつ以下のように判断した場合は捜索・差押令状の申請を認めなければならない。
 - 物品が明らかに保護品であり、
 - 知的財産権が明らかに存在しており、かつ
 - 申請人が明らかに知的財産権の所有者である。
- 必要な捜索・差押令状を受領次第、税関職員は輸入者および申立人に以下を送達する。
 - CGA第9条の規定に従った正式差押通知（また、この通知では、物品の移動先である模倣品倉庫の詳細を輸入者に通知する）
 - 差押品の全目録

このとき、差押品は、事件の終結まで差押品を保管する必要がある登録された模倣品倉庫に移動させる必要がある。

6.4.3 CGAに基づく物品の正式差押後の手続

6.4.3.1 はじめに

模倣品取締法第9条に基づく物品の正式差押えの後、ブランド保有者は特定の法定期限内に正式な手続を提起する必要がある。ブランド保有者は民事手続を取ること、または刑事手続を取ること、または双方を取ることを選択することができる。これらの法定期限を遵守しなかった場合、物品は輸入者に解放されることになる。以下、民事手続と刑事手続について別々に手順と要件の詳細を述べる。

第9条：被疑者に対する刑事捜査または刑事もしくは民事手続が予定されていない場合は差押品を解放すること

- (1) (a) 第4条第1項に基づき検査官によって模倣の疑いがある物品が差し押えられた場合、告発人または告発人となる見込みの者（その場合による）は、被疑者を第2条第2項の罪を犯したとして南アフリカ警察庁に刑事告発しその事件について刑事捜査を実施するよう要請することを希望するときは、第7条第2項の通知日から3日以内にこれを行わなければならない。
- (b) 当該3日の期間が満了した時に刑事告発がなされていない場合、第2項を条件として、差押品は被疑者に開放されなければならない。
- (2) 第3項を条件として、第4条第1項に基づき差し押えられた物品は、以下の場合も被疑者に開放されなければならない。
 - (a) (i) 第7条第1項(d)(i)号に基づき被疑者に通知がなされた日から10営業日以内に、国が、改めて書面で通知することにより、第2条第2項の罪を犯したとして被疑者を刑事訴追する意思を被疑者に通知しなかった場合
 - (ii) 第7条第1項(d)(ii)号に基づいて通知が提供された人が当該通知から10営業日以内に（中略）しなかった場合

6.4.3.2 刑事手続

前述のように、刑事告発には適用される法定期限が存在し、この期限内に民事手続または刑事手続を取らない場合は物品が被疑者または輸入者に返還されることになる。

しかしながら、この期限は、たとえばブランド所有者が差押後に初めて民事手続を開始することを決定し、当該手続が適用される期限内に開始された場合など、ブランド所有者が後の段階で刑事手続を提起することを妨げるものではない。こうした状況は、たとえば、物品の正式差押えを受けてさらなる調査が行われた後にブランド所有者または告発人が刑事訴追を裏付ける十分な証拠があると判断する場合などに生じることがある。この場合、告発人は告発を行うことができる。

犯罪捜査は主に南アフリカ警察庁の職責であるが、模倣品の場合、CGA に基づいて任命される検査官および税関職員が捜査および執行の職務を遂行する。

さらにブランド所有者が独自で調査を行い、捜査および刑事事件記録の作成にあたって警察および検査官に十分な支援を提供する。

刑事手続の遂行は国家検察局（National Prosecution Authority）の職責である。南アフリカの商業犯罪裁判所（Commercial Crime Court）は、模倣品の取扱いに基づく訴追を含む商業犯罪の訴追に特化した専門裁判所である。

検察官（Prosecutor）は、以下のように疑うに足りる合理的な理由がなければ訴追手続を開始してはならない。

- 犯罪があった、かつ
- 有罪判決を得るために十分な許容性のある証拠がある

CGA 第2条第1項は禁止行為（模倣品の取扱いにあたる）の詳細を定め、模倣品である物品について以下のように定めている。

(a) 何人も、当該物品を取り扱う目的で業として所持しまたは管理下に置くことができない。

(b) 当該物品を製造、生産または製作した人の私的な家庭内使用のためによる場合を除き、製造、生産または製作することができない。

(c) 販売、賃貸、物々交換もしくは交換し、または、販売、賃貸、物々交換もしくは交換の申し出を行いまたはこれらのために陳列することができない。

(d) 取引のために公に展示することができない。

(e) 以下のいずれの目的のためにも頒布することができない。

(i) 取引のため

(ii) 特定の保護された物品に関する知的財産権の所有者が不利益を被る限りにおいて、その他のあらゆる目的のため

(f) 共和国にもしくは共和国を通じて輸入し、または共和国からもしくは共和国を通じて輸出することができない。ただし、それぞれ輸入者または輸出者の私的な家庭内使用のために輸入または輸出する場合を除く。

(g) その他の態様により取引の過程で処分することができない。

CGA第2条第2項は、模倣行為を行うまたは模倣行為に従事する人が以下のいずれかに該当する場合はこれらの取引が犯罪であるとしている。

(a) 行為または行動の時に、当該行為または行動に関する物品が模倣品であることをその人が知っていたまたは疑う理由があった

または

(b) その人が、当該模倣品に関して、第1項の想定する性質を有する行為または行動が行われまたは従事されないようにするためにあらゆる合理的な措置を取らなかった

国は、犯罪者の訴追を成功させるためには、この犯罪であると知っていたことについての必須とされる証拠を固める必要がある。

第19条は、第2条第1項の模倣品の取扱いの罪で有罪とされた場合に適用される罰則を定めている。

19. (1) 第2条第2項の罪で有罪とされた者は、以下の刑に処す。

(a) 初犯の場合は、当該罪に関する当該模倣品取扱い行為に関わった各品物もしくは物件について、品物もしくは物件一つにつき5,000ランド以下の罰金、または3年を超えない禁固、または当該罰金および当該刑期の双方

(b) 再犯または累犯の場合は、これらの各品物もしくは物件について、品物もしくは物件一つにつき10,000ランド以下の罰金、または5年を超えない禁固、または当該罰金および当該刑期の双方

第18条はさらに様々な罪について規定している。

18. 以下に該当する者は有罪となる。

- (a) 本法の規定に従い検査官が行ったもしくは課した要請、指示、要求または命令を遵守しなかった
- (b) 本法に基づく職務の遂行にあたって検査官を阻止または妨害した
- (c) その者が、必要な権限なくして、本法に基づき検査官の施した封印を開封し、毀損もしくは手を加えたか、または本法に基づき検査官により施封もしくは密封された、または模倣品保管所に留置もしくは保管された物品、書類、品物、物件、物体または物を収去した
- (d) 第5条第1項(f)号に基づきその者が知っている事項に関して情報または説明を求められた場合に、
 - (i) 当該情報または説明を提供することを拒絶したまたは提供しなかった
 - (ii) 誤りであるまたは誤解を招くことを知りながら情報または説明を提供した

第18条の罪で有罪とされた者は、罰金または6カ月以下の禁固に処せられる。

6.4.3.3 民事手続

告発人が民事手続を開始する意思を有している場合、申立人は物品の正式差押日から 10 日以内に被疑者に対し書面で当該民事手続を通知する（実務上「民事通知 (civil notice)」と呼ばれている）ことを要し、かつ、民事通知の送達から 10 日以内に正式な民事手続を開始しなければならない。これらの期限に従わない場合は、これらの法定期限に従わない結果として物品が被疑者に開放される。

CGA は民事通知の性質を明記していないが、このような被疑者に対する民事手続の開始意思の通知は、被疑者側の模倣品の取扱行為に基づくものであるとのみ定めている。

実務上、民事通知は関係する知的財産権の侵害行為および法第 2 条の規定で求められるところによる模倣品の取扱いにあたる必要行為について詳細に記載された催告書の形を取っている。

模倣が存在するためには、前提となる知的財産権侵害がなければならず、そのため民事手続は関係する知的財産権の侵害およびそれ以外の模倣を根拠として提起される。

法は提起すべき手続の形式を特定していないため、ブランド保有者は訴訟手続によっても申立手続によっても当該手続を提起することができる。

これらの民事手続の規律には通常の裁判所の規則および手続が適用される。

民事手続を提起する当事者は、商標法、著作権法および／または商品表示法に規定された通常の救済を請求する権利を有する。

6.4.3.4 裁判所が発令することのできるその他の命令

法第 10 条は、法に基づいて提起された民事手続および刑事手続の双方において裁判所が発令することのできる他の命令を明記している。

10. (1) 模倣品に関する裁判所の民事または刑事手続における権限を損なうことなくして、当該裁判所は以下を命じる命令を発令することができる。

(a) 問題の物品が模倣品であると認定された場合に、手続の結果にかかわらず、その主題が当該物品に違法に適用されたところの知的財産権の所有者に、または当該所有者に由来する権原を有する告発人に引き渡すこと

(b) 命令で指定する者に当該物品を開放すること

(c) 告発人が物品の差押えを受けた人に対して裁判所が決定する金額の損害賠償金を支払い、当該人の費用を支払うこと

(d) 当該物品が模倣品であると認定された場合に、被告発人または被告人もしくは応答人（その場合による）が当該物品の出所ならびに模倣品の輸入、輸出、製造、生産または製作および流通ならびにこれらの物品の流通チャネルに関与したまたは名目上関与した人の身元を開示すること

(2) 第1条第1項の「模倣」の定義の(b)または(c)号の想定する模倣過程に由来する模倣品であると認定された物品を、裁判所が民事または刑事手続においてある人に引き渡すことを命じた場合、いかなる法律の規定にもかかわらず、これらの物品は、

(a) 当該物品に違法に適用されていた知的財産権の対象を単に収去しただけでは商取引チャネルに解放することができない。

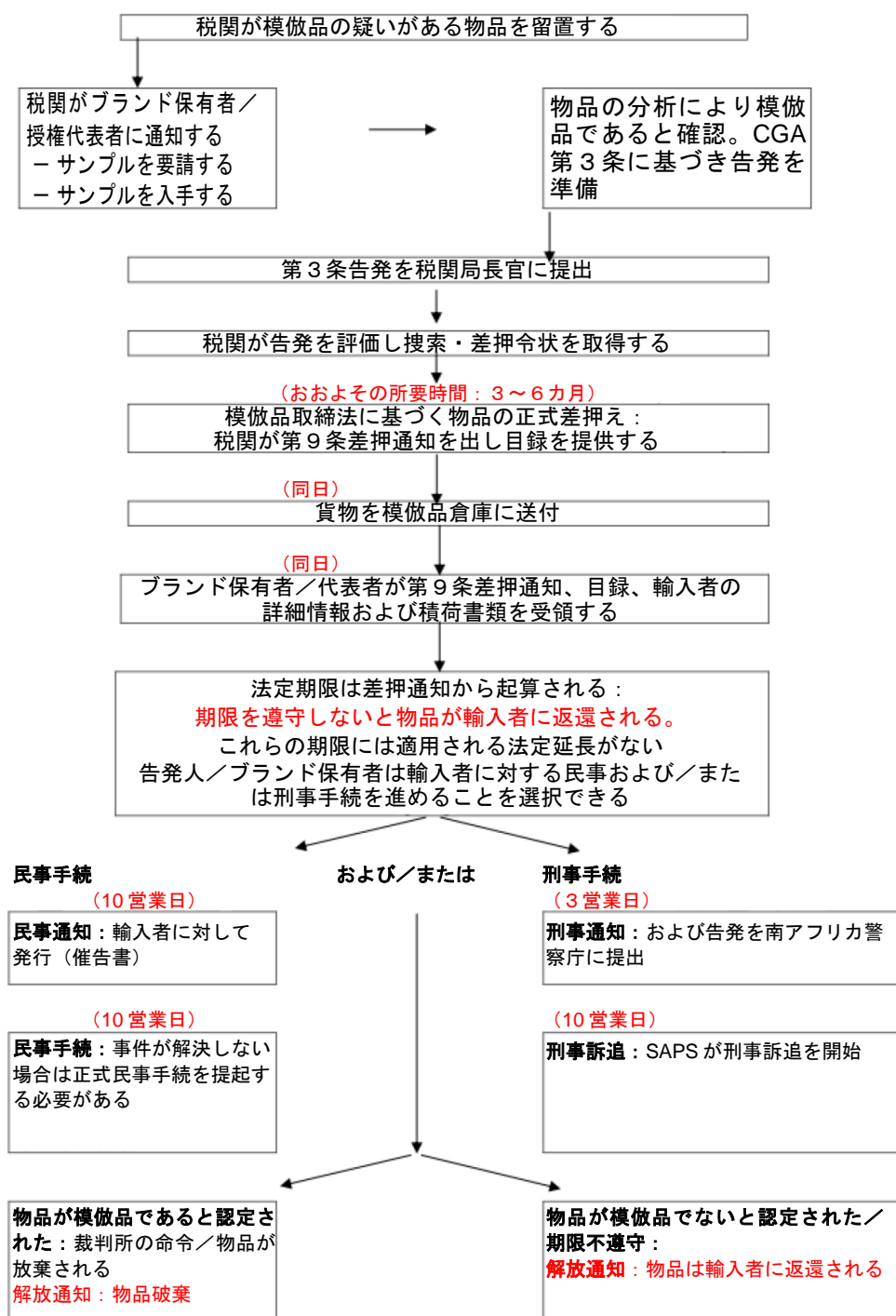
(b) 輸入された場合は、裁判所が十分な理由が示されたときに別段命じない限り、同じ形で輸出することができない。

6.4.4 手数料

- **公的手数料**：税関の課す公的手数料はない。
- **輸送**：ブランド保有者は模倣品倉庫への物品の輸送に関連するすべての費用について責任を負う。
- **保管料**：ブランド保有者は問題が決着するまでの保管料について責任を負う。この費用は輸入者から民事および／または刑事手続で請求されることがある。
- **滅却手数料**：ブランド保有者は税関の監督を含む物品の滅却費用について責任を負う。これは輸入者から民事および／または刑事手続で請求されることがある。
- **代理人手数料**：適用される標準的な手数料はない。当該シナリオで扱った物品の性質および数により各サービス提供者やブランド代表者と交渉する必要がある。

6.4.5 手続フローチャート

南アフリカ：税関手続



6.5 税関における情報共有

税関職員による模倣の疑いがある物品の検査および識別の円滑化および補助のため、税関に対する第15条申請の詳細が共和国内のすべての国境および港湾で入手できるようになっている。

該当するものには、保護されているブランドのほか、申請の一部を成す特定の商標その他の知的財産権が含まれる。

加えて、ブランド保有者らは税関による当該職務の円滑化および支援のため定期的に税関職員および検査官を対象にブランド啓発研修を実施している。

しかしながら、税関法第4条は、以下のとおり、税関がブランド保有者および他の第三者と共有することができる情報を制限している。

第4条：長官の職務および権限の委譲

(3) いずれの職員も、以下の場合を除き、職務遂行にあたって得た人、企業または事業に関する情報を開示してはならない。

(a) 本法の目的のため

(b) 司法裁判所において証人として求められた場合

(c) 中央統計局 (Central Statistical Services) の長 (Chief) が1976年統計法 (1976年法律第66号) またはその関連規則の規定に従って統計収集に関連して求めることのある、人に関する情報

(3A) 中央統計局長または当該長の指示および管理下で行動する者は、当該長の権限の行使または当該長の指図および管理下においてその者の職務を遂行するにあたってこれを行う場合を除き、統計を収集するためまたは統計を匿名の形式で公開するために、第3項(c)号に基づいて提供された情報を人に開示し、または人にこれらへアクセスすることを認めてはならない。

(3B) 第3項の規定は、職員が本法に基づきその権限の行使または職務の遂行にあたって取得した情報を当該職員が管理する他の法律のために使用することを妨げるものと解釈してはならない。

これらの規定の結果、税関は、税関法の規定に基づく物品の初回留置時に輸入者の詳細情報および積荷書類を提供することができない。

しかしながら、CGAの規定に基づき物品が正式に差し押えられ次第、税関は、必要な積荷書類および／または輸入書類をブランド保有者および／またはその正当に授權された法定代

理人に提供する。ブランド保有者は、この段階に至って初めて輸入者、輸出者の身元および貨物の全詳細に関する情報を受領することになる。

6.6. 税関による国境管理運用の実際

南アフリカ税関は、南アフリカにおける模倣品の検出および留置について有能であり、積極的に活動している。残念ながら、マンパワー上の制約や利用できる施設の問題から、実際に検査されている貨物はごく少数である。

南アフリカ税関はプロファイリング・システムおよびデータベースを確立して活用しており、これらにおいてはシステム上警告が表示される貨物の調査が最優先されている。

これらの制約の結果、輸入される模倣品の相当数が南アフリカの市場へ入り込んでおり、そのため南アフリカにおける模倣品の対応には強力な存在感と市場対策戦略が必要であり推奨される。

6.7 典型的な成功・失敗事例と将来に向けた提言

模倣品事件の過半数は当事者間で解決されており、その場合は、物品が滅却のために引き渡されるよう輸入者や被疑者から約束が取り付けられる。これは主に、刑事および／または民事手続の終結まで物品の保管にかかる費用をブランド保有者が主に負担するという事実が理由である。

CGA の規定に基づく手続および実務の具体的な側面について扱った裁判事件が多数起きている。参考のため、以下に最も重要な事件のいくつかについて詳述する。

1. *Minister of Trade and Industry and Another v EL Enterprises and Another 2011 (1) SA 581 (SCA)*

第二控訴人の後、検査官が 1997 年法律第 37 号模倣品取締法（以下「法」という）に基づき被控訴人の管理下にある模倣の疑いがある模倣品を令状なくして差し押え、控訴人らは原審に対し当該差押えを確認する法第 5 条(4)(a)に基づく命令を求めた。

控訴人らの申請は成功せず、控訴人らの失敗の原因は第5条(4)(a)の手續上の要件の解釈であった。

判決において、最高控訴裁判所は、1997年法律第37号模倣品取締法第5条(4)(a)に基づく申請は、被控訴人に送達されなければならない裁判所に宛てた申立通知書（notice of motion）の申請ではないと宣言した。

2. Puma AG Rudolf Dassler Sport v Rampar Trading (Pty) Ltd and Others 2011 (2) SA 463 (SCA) 模倣品 – 模倣 – 保護品

この重要な判決は、主に「模倣」の定義 – 「保護品」の定義について扱ったものであり、模倣品取締に関する南アフリカの歴史的な判例である。

SCA は、クローン化は模倣の要件の一つではないと判断し、商標における「保護品」の意味並びに第1条(1)(xvi)(a)および(b)の意味を扱い、以下のように判断した。

- (a) 登録商標を備えた保護品。関連する知的財産権（IP 権）を組み込んだクローン化の保護を意図したものである。
- (b) 登録商標を付している可能性があるがまだ生産されていない、または知的財産権の所有者の許可を得てそれが適用されていない特定の類もしくは種類の物品を含む。

3. Cadac (Pty) Limited v Weber-Stephen Products Co & Others 2011 3 SA 570 (SCA)

本件では、令状を取得するための手續上の要件について扱われ、裁判官または治安判事（magistrate）の令状を發布する決定に影響を及ぼす可能性のあるすべての重要な事実を完全に開示することが必要であると確認された。重要な非開示があった場合、令状は取り消される。

本件では、さらに、損害を判断するための調査にかかる要件についても扱われた。

4. AM Moolla Group Ltd and Others v The Gap Inc and Others [2005]3 All SA 101 (SCA), 2005 2 SA 412 (SCA)

本件において、最高控訴裁判所は、積替えが模倣品取締法の規定に該当するか否か判断するよう求められた。本件においては、「輸入される」と「積替え」は明確に

区別されており積替えは模倣品取締法第 2 条(1)(f)の規定に該当しないと判断された。
しかしながら、この判決では税関法第 113A 条の規定については扱われなかった。

模倣品について扱われた他の著名な事件の例：

1. *Cadac (Pty) Limited v Weber-Stephen Products Co & Others* [2005] BIP 439
2. *Stirling Auto Distributors CC v The Commissioner for the South African Revenue Services (Unreported judgment)* TPD, 26 September 2003, Case No 19300/03
3. *Commissioner for South African Revenue Services and other v Sterling Auto Distributors CC (unreported TPD)* Case No A1796/04, 13 October 2005
4. *LA Group Ltd and Others v B&J Meltz (Pty) Limited and Others Unreported judgement* TPD 2672/ 2004, 24 February 2005
5. *Ster-Kinekor Home Entertainment (Pty) Limited and Others v Entertainment and Others* [2005] BIP 399
6. *Pick n Pay Retailers (Pty) Limited v The Commissioner of South African Revenue Services and others (Unreported judgment)* CPD 6 May 2008 Case No 13354/2007
7. *Shoprite Checkers (Pty) Limited v Commissioner of South African Revenue Services and Others (unreported judgment)* CPD 5 February 2008 case No 1460/2006
8. *Greenberg & Others v Minister of Safety & Security and others (Unreported judgment)* D & CLD 10 January 2004 case No 8751/2003 (Warrants)
9. *Zeta Enterprises v Minister of Safety & Security and Another (Unreported judgment)* D & CLD 5765/04, 17 March 2005

7. 警察による知的財産の執行

7.1 適用される法律

- 1997 年法律第 37 号模倣品取締法（その後の改正を含む）。現在この法律に規則はない。
- 1977 年刑事訴訟法。南アフリカ警察庁（SAPS）の職員は、模倣品取締法の規定に基づく特別な権限に加え、原則として刑事訴訟法を職務遂行権限の根拠としている。
- 1993 年法律第 194 号商標法。この法律は、この法律により付与された商標権の有効性および侵害の判断に関係する。
- 1978 年法律第 98 号著作権法。この法律は、保護される著作物と著作権の侵害の判断に関係する。
- 1941 年商品表示法（その後の改正を含む）。特に、CGA の規定に基づいて保護される知的財産権の第三のカテゴリーである禁止標章について規定する同法第 15 条。

7.2 差止対象の模倣品

物品が税関を通過し市場に入り次第、南アフリカ警察庁および CGA の規定に基づいて任命されたその他の検査官が市場の取締りおよび市場で遭遇した模倣品に関する対応について責任を負う。

検査官は、取引の過程で模倣品が取り扱われている場合以外の市場で遭遇するあらゆる模倣品に対応する。従って、検査官はこれらの物品が私的な家庭内使用のために使用されている場合は対応しない。

7.3 レイド手続

7.3.1 必要書類

- **委任状**：授権された法定代理人が告発人またはブランド保有者に代わって行動する場合は、告発を行う権限を当該法定代理人に付与する委任状が必要である。
- **知的財産権の証拠**：明確かつ行使可能な権利が知的財産権に存在することの一応の証拠が必要である。
 - 登録された権利に依拠する場合は登録証の提供が必要である。これは以下の場合に適用される。
 - 商標法の規定に基づいて南アフリカで登録された商標
 - 1977 年法律第 62 号映画要フィルム著作権登録法の規定に従って登録された映画用フィルム
 - 1941 年法律第 17 号商品表示法の規定に従って登録された保護標章
 - その他の著作物や登録されていない周知の商標などの登録されていない権利の場合、これらの証拠は知的財産権の存在に関する宣誓供述書の形式で提供される。
- **試験購入の宣誓供述書**：第三者が試験購入を行っている場合は、当該購入に参加した者の詳細ならびに購入品および購入場所の具体的な詳細情報を含む試験購入の詳細を確認する宣誓供述書が必要とされるであろう。この情報は、捜索・差押令状のため施設を特定するために必要とされる。
- **分析の宣誓供述書**：模倣品を識別するために必要な能力および専門的知見を有する専門家または識者が宣誓供述した宣誓供述書。これは、告発の宣誓供述者が当該分析を実行するために必要な知識および専門的知見を有さない場合を除き、通常、告発宣誓供述書に含まれる。
- **第 3 条告発書**：これはブランド保有者、ブランド保有者の代理人またはその他の利害関係人が宣誓供述した宣誓供述書の形式を取る。告発は CGA 第 3 条に詳述された要件を満たす必要があり、模倣品の取扱いが CGA 第 2 条に基づいて行われているまたは行われるおそれがあることを確認する。

7.3.2 レイド前の手続

レイドを実施する前に、ブランド所有者および／またはその授権された法定代理人は、模倣品の取扱い行為が実際に行われているおよび／または急迫していることを確認するために必要な証拠を集めて照合することを要する。この要件は、模倣品の取扱い行為を確認するために、取引で予備調査を実施することで満たされる。

実務では、実際の物品の取扱い行為を確認するため、ならびにサンプルを分析し物品の模倣性を確認する機会をブランド所有者に提供するために、模倣品の試験購入が行われる。

告発人は、必要な告発書ならびに裏付けとなる証拠および宣誓供述書を準備し、関係する検査官に告発を行って評価を求める。

CGA 第3条は、告発の実行に関する要件を定めている。

7.3.2.1 告発の実行

3. (1) 保護品に関する知的財産権の所有者としてかライセンスーとしてか、またはその輸入者、輸出者もしくは販売店としてかを問わず、保護品に利害を有する者（これらの人の正当に授権された代理人もしくは代表者または弁護士を含む）であって、第2条第2項の罪が犯されているまたは犯されようとしているまたは犯されるおそれがあると合理的に疑う者は、検査官にその旨告発することができる。

(2) (a) 告発人は、検査官の満足の行くように、それについて罪が犯されているもしくは犯されようとしているまたは犯されるおそれがあるとする物品が明らかに模倣品である旨の情報および明細を提供しなければならない。

(b) (a)号において、告発人は、模倣品であると主張する物品の見本、または合理的に可能でない場合は模倣品であると主張する物品の本質的な物理的およびその他の顕著な特徴、要素および特性を確認することができる十分な情報および明細、ならびにその対象が模倣品であるとする物品に適用されていると主張する知的財産権の存在および範囲に関するならびに告発人の当該権利に対する権原または利害に関する十分な情報および明細、ならびに、模倣品であると主張する物品が第1条第1項に定義する「保護品」の定義(a)号の想定する保護品に関して存在するまたはこれに適用されている知的財産権を侵害することを意図している場合は関連する保護品の見本も、検査官に提供することができる。

(3) 行われた告発に関して、検査官は、以下のとおり合理的に判断した場合は、第4条第1項に基づき同項を条件として適切な措置を講じなければならない。

- (a) 告発を行った人が明らかに第1項に基づき当該告発を行う権利を有すること、ならびに
- (b)
 - (i) 保護品であると主張された物品が明らかに保護品であり、かつ
 - (ii) 侵害品にその対象が適用されていると主張されている知的財産権が明らかに存在しており、かつ
- (c) 申立ての根拠となっている疑念が状況に照らして合理的であると思われること。
- (4) 本条第1項から第3項までの規定は、検査官が模倣品の取扱いであると考えられるまたは疑われる行為または行動に関して自ら主導して第4条第1項に基づき適切な措置を講じることを妨げるものではない。ただし、同条の要件を満たしていることを条件とする。

第4条、第5条および第6条は、告発による検査官の権限および職責ならびに令状の取得および執行手続について扱っている。

7.3.2.2 模倣品に関する検査官の権限

4. (1) 検査官に対して行われた告発により、または検査官が自由に利用することができるその他の情報により、第2条第2項の罪が犯されているまたは犯されようとしているまたは犯されるおそれがあると疑うか、または模倣品の取扱行為が行われているまたは行われようとしているまたは行われるおそれがあると判断する合理的な理由を検査官が有する場合は、検査官は、第5条第1項(a)号から(f)号までに従い、以下の措置を講じる権限を有する。
- (a) 関連する物品を検査し模倣の疑いがある物品を差し押えるために場所、施設または車両を取得しまたはこれらに立ち入る。また、本法に従い発見された模倣の疑いがある物品を差し押え、留置させることができ、かつ、然るべき場合は模倣の疑いがある物品を留置のために隔離することができる。
 - (b) 模倣の疑いがある物品または関係する模倣品の取扱行為に関する証拠を収集および取得する
 - (c) これらの場所、施設または車両において、(a)号または(b)号のために合理的に必要なあらゆる捜索を実施する（人の捜索を含む）
 - (d) 関係する模倣品の取扱行為を終了させるために合理的に必要とされることのあるあらゆる措置を講じる
- (2) 第5条第2項を条件として、第1項により検査官に付与される権限は、第6条に基づいて発布された令状によらなければ行使することができず、模倣品の取扱いに該当すると疑われる

行為が行われたもしくは行われようとしているもしくは行われるおそれがある、または行われているもしくは行われようとしていると合理的な理由で疑われる場合はいつでも行使することができる。

7.3.2.3 模倣品に関する検査官の権限の範囲

5. (1) 第6条に基づいて発布された令状により当該令状に従って行動する検査官は、合理的な時間に、

(a) 模倣品であると合理的に疑われる物品が発見されるであろう、またはこれが存在するまたは製造、生産もしくは生産されていることが合理的な理由により疑われる場所、施設または車両を取得しまたはこれらに立ち入り、かつこれらの場所、施設または車両およびこれらの場所、施設または車両にいる人を、これらの物品および模倣品の取扱いに該当すると主張されているまたは疑われている行為の他の証拠を探して捜索することができる。当該車両に立ち入り、検査し捜索するために、警察官であるまたは警察官に補助されている検査官は、公道その他の公共の場所を含むどこで発見したかにかかわらず、必要があれば強制的に車両を止めることができる。

(b) 当該場所、施設または車両で実施されている模倣品の製造、生産もしくは製作またはその他の模倣品の取扱行為を終了させ、これらの行為の将来における再発を防止するために合理的に必要とされることのある措置を講じることができる。これらの措置には、(c)号、(d)号および(e)号で想定する措置を含むことがあるが、本法に基づき裁判所に許可されない限り関連物品の滅却または移転は含まない。

(c) 当該場所、施設または車両で発見された問題の物品のすべてを差し押え、留置し、かつ然るべき場合は留置のために隔離することができる。

(d) 当該場所、施設または車両であって以下のいずれかがあった場所を施封もしくは密封することができる。

(i) 全部であれ一部であれ、問題の物品の発見、または製造、生産もしくは製作

(ii) 商標または第1条第1項の「模倣」の定義(c)号の想定する排他的標章または著作権の対象である著作物のこれらの物品への適用

(iii) これらの物品のための梱包の準備

(iv) これらの物品の梱包

(e) これらの物品の製造、生産、製作もしくは梱包または商標もしくは排他的標章もしくはこれらの著作物のこれらへの適用に使用することができる道具を差し押え、留置し、かつ然るべき場合は留置のために隔離することができる。

(f) 当該場所、施設または車両にいる人が模倣品の取扱行為に関して情報を提供することができるかと合理的に疑う場合は、

(i) その人を尋問し当該者の発言を記録することができる。

(ii) その人から、問題の物品の性質、数量、所在地、出所もしくは仕向地または問題の物品の供給者、製造者、生産者、製作者、販売店、卸売業者、小売業者、輸入者、輸出者もしくは運送業者またはその他の業者として関与しているもしくは名目上関与している者の身元および住所に何らかの形で関係することのある帳簿、文書、品物、物件または物体を要求し入手することができる。

(2) 第3項を条件として、以下のいずれかに該当する場合、検査官は、日中に、令状なくして、自己の身分を明かした上で場所、施設または車両を取得しまたはこれらに立ち入り、かつ、第1項(a)号から(f)号までに従い、第4条第1項(a)号、(b)号および(c)号の想定する差押え、隔離、留置、証拠収集および搜索の権限（人を搜索する権限を除く）ならびに第4条第1項(d)号の想定する措置を講じる権限を行使することができる。

(a) 立ち入りおよび当該搜索、差押え、隔離および留置に同意する資格を有する人が当該同意を与えた

(b) 検査官が合理的な理由により以下のように判断する

(i) 自己が必要な令状を申請すれば第6条に基づき自己に対して当該令状が発布されること

(ii) 最初に令状を取得することで発生するであろう遅れにより立ち入り、搜索、差押え、隔離、留置、証拠収集その他の措置の対象または目的が損なわれるであろうこと

(3) 第2項(b)号は、個人宅の立ち入りおよび搜索の許可の代わりになるものではなく、これらのために適用することができず、また個人宅においてこれらの差押えおよび隔離、証拠収集の遂行ならびに上記のその他の措置を実行する許可代わりになるものでもなく、これらのために適用することもできない。

(4) 第1項および第2項の規定にかかわらず、

(a) 第1条(a)号、(b)号、(c)号もしくは(d)号に従って検査官が講じた措置または第2項により検査官が講じた同様の措置は、これらの措置が講じられた日から10公判日以内に提起された検査官または関係告発人（適用される場合）の申請に応じて裁判所が当該措置を終局的にまたは訴訟継続中に限り確認しない限りあらゆる法的効果を失う。

(b) 第1項(f)(i)号に基づく権限を遂行している検査官に対してなされた、または第2項により同様の権限を行使する検査官に対してなされた何人の回答または発言も、自らの有罪を認めるものである場合は、その人に対して裁判所に提起された刑事手続においてその人に不利な証拠として許容されない。ただし、その人が第18条(d)(ii)の想定する罪について裁かれる

刑事手続における場合を除き、かつこの場合であって当該回答または発言が問われている罪の証明に係る範囲に限る。

(5) 捜索の実行方法に関する第6条第4項の規定ならびに第6条第5項(b)、第6項、第7項、第8項および第9項は、本条第2項により行動する検査官に準用する。

7.3.2.4 令状の発布および執行に関する規定

6. (1) 第5条第1項と合わせて解釈される第4条第2項の想定する令状は、関係する模倣品の取扱いに該当すると疑われる行為が行われているまたは行われようとしているまたは行われるおそれがあると主張されている地域を管轄する高等裁判所の裁判官または治安判事が非公開で発布し、宣誓または確約に基づき提供された情報から模倣品の取扱行為が行われているまたは行われようとしているまたは行われるおそれがある判断する合理的な理由があると当該裁判官または治安判事に思われる場合にのみ発布され、令状を求める検査官は第4条第1項の想定するいずれの権限が行使されているかまたは行使されそうか特定するよう求められることがある。

(2) 本条に基づく令状は、1件のみの模倣品の取扱いに該当すると疑われる行為に関しても、また複数の当該行為に関しても発布することができ、当該行為にかかわる違反者とされる者が1名か複数名かを問わず、かつ、当該違反者または複数の違反者が名前によって、または特定の場所もしくは状況および時点を参照することによって明確に特定されているかにかかわらない。

(3) 本条に基づく令状は、いずれの日においても発布することができ、以下のいずれか先に到来する時まで効力を有する。

(a) 執行された時

(b) 発布した裁判官もしくは治安判事によって、または、これらの者が対応することができない場合は他の裁判官によって、または同様の権限を有する他の治安判事によって（その場合による）取り消された時

(c) 発布日から3カ月を経過した時

(d) 令状が発布された目的が存在しなくなった時

(4) 本条に基づいて発布された令状は、令状を発布した人が合理的でなければならない場合に夜間に行使することを許可したときを除き、日中のみに行使することができ、令状に明記された場所、施設または車両の取得およびこれらへの立入りおよびこれらの捜索および当該場所、施設または車両にいる人の捜索は、以下を含む礼儀および秩序を厳に配慮して実施しなければならない。

(a) 尊厳にかかわる権利、尊厳の尊重および尊厳の保護

(b) 人の自由および身体の安全に対する権利

(c) 人のプライバシーに対する権利

(5) 本条に基づく令状を執行する検査官は、執行開始直前に以下の行為をしなければならない。

(a) 取得しようまたは立ち入ろうとする場所、施設または車両を管理する人がいればその人に対して自己の身元を明らかにし、その人に対し令状の写しを手渡すか、その人がいなければ令状の写しをその場所、施設または車両の目立つ場所に掲示する。

(b) その人の請求に応じてその人に対し検査官の令状執行権限に関する詳細情報を提供する。このため、検査官は第22条第3項に基づき自己に関して発布された証明書の呈示を求められることがある。

(6) 第1項に基づいて発布された令状により任意の場所、施設または車両を取得しまたはこれらに立ち入り、当該場所、施設または車両にいる人を捜索することができる検査官は、立ち入りおよび捜索に対する抵抗に対応するために合理的に必要な実力を行使することができる。

(7) 検査官は、最初に聞こえる形でそれへのアクセスを求め、かつ立ち入りの目的を告知した場合に限り、任意の場所、施設または車両を取得しまたはこれらに立ち入り、当該場所、施設または車両にいる人を捜索することができる。ただし、最初にアクセスを求め目的を告知すると物品、書類、品物または物件が破棄されまたは紛失するおそれがあると検査官が合理的な理由で判断する場合を除く。

(8) 本条に基づく令状の執行中に問題の場所、施設または車両で発見された物品、書類、品物または物件に秘匿特権で保護される情報が含まれていると人が主張しその調査または隔離を拒絶する場合、当該令状を執行している検査官は、当該物品、書類、品物または物件が告発または模倣品の取扱行為であると主張されているもしくは疑われる行為の捜査に関係し必要とされる可能性があるとは判断するときは、裁判所が問題の情報が秘匿特権で保護される情報であるか否かという問題について決定を下すまで安全に保管するため、管轄権を有する高等裁判所の補助裁判官 (registrar) または当該補助裁判官の代理人に当該物品、書類、品物または物件を差し押え隔離するよう請求しなければならない。

(9) 模倣の疑いがある物品の捜索、調査および差し押えを実行するにあたって、検査官は、物品を模倣の疑いがある物品として特定する際に告発人 (いれば) またはその他の識者の補助を受けることができる。

7.3.3 レイド後の手続

捜索・差押令状の規定に従ってレイドを実施した後、検査官は以下の行為をすることが求められる。

- 差し押えた物品の全数を数え、全目録を作成する。目録には、差し押えられた物品の数量および明快な説明を記載する。
- 実務上、差し押えられた物品は、証拠の連続性維持のため、保管袋に保管されて施封される。
- 物品は登録された模倣品保管所に輸送され当該保管所で保管される必要がある。
- 被疑者および告発人に対して模倣品の正式差押を確認する差押通知を発行する。差押通知には、物品が保管される模倣品倉庫の詳細を含める。
- 差押通知と共に、差し押えられた物品の性質および数量を確認する目録の写しを発行する。

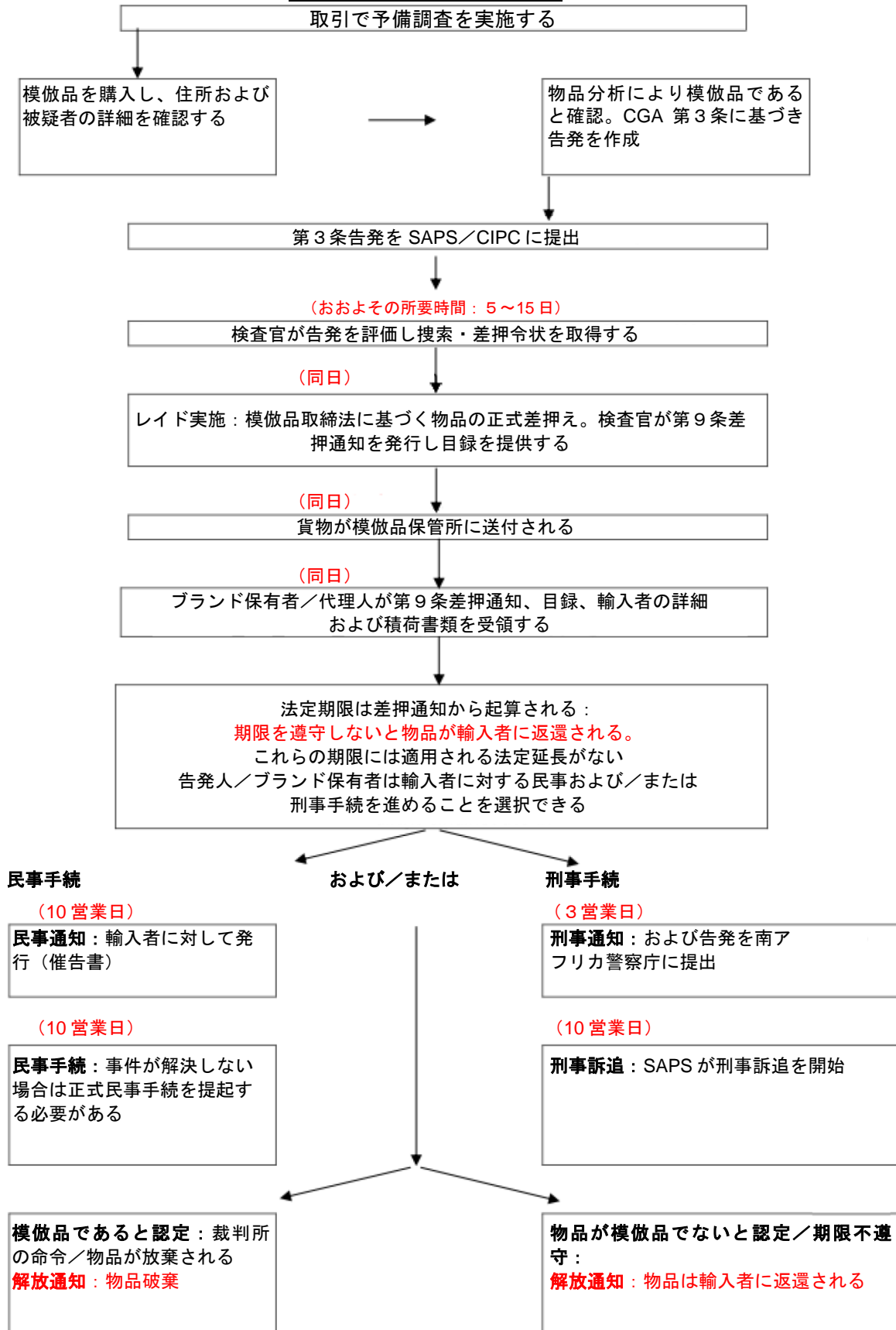
差押通知の発行後のすべての期限および手続は、既に税関の項に記載したものと同一である。

7.3.4 手数料

- **公的手数料**：検査官（SARS）の課す公的手数料はない。
- **輸送**：ブランド所有者は模倣品倉庫への物品の輸送に関連するすべての費用について責任を負う。
- **保管料**：ブランド所有者は問題が決着するまでの保管料について責任を負う。この費用は輸入者から民事および／または刑事手続で請求されることがある。
- **滅却手数料**：ブランド所有者は税関の監督を含む物品の滅却費用について責任を負う。これは輸入者から民事および／または刑事手続で請求されることがある。
- **代理人手数料**：適用される標準的な手数料はない。当該シナリオで扱った物品の性質および数により各サービス提供者やブランド代表者と交渉する必要がある。

7.4 手続フローチャート

南アフリカ：市場対策手続



7.5 警察による運用の実際

商業犯罪部門が市場で遭遇する模倣品に関する対応について主たる責任を負っている。告発は商業犯罪部門に提出され、レイド作戦は南アフリカ警察庁の他部署の支援を受けて商業犯罪部門が実施する。

優先事件捜査局（DPCI）は、2008年南アフリカ警察庁改正法（2008年法律第57号）によって改正された1995年南アフリカ警察庁法17C条に基づき、南アフリカ警察庁内の独立した局として設立された。

優先事件捜査局は、現在、1995年南アフリカ警察庁法（その後の改正を含む）第17B条および第17D条に基づき、重大な組織犯罪、重大な商業犯罪や重大な腐敗など、国家的に優先される犯罪への対抗、捜査および防止の職責を有している。

DPCIはさらに、市場における模倣に対応し市場における模倣品の流通および小売の主な領域を標的として共同対応を実施する権限も委託されている。

7.6 刑事訴訟手続

差押通知の発行後、告発人は被疑者のさらなる訴追のためSAPSに対して刑事告発を行う必要がある。

国は、その後10日以内に刑事訴追および刑事手続を開始する必要がある。これらの期限を遵守せず、関連する法定期限に基づいて適時に民事訴訟が提起されていない場合は、解放通知が発行されることになる。

レイドを実施する検査官および捜査官は、刑事訴追において国家検察局（NPA）と密接に協力する。

事件記録を受領次第、NPAは事件を評価し、以下の場合にのみ刑事訴追を進める。

- 罪が犯されていると判断した
- 訴追を進めるために十分な許容できる証拠がある

これらの要件が満たされていると **NPA** が判断しない場合、**NPA** は訴追を辞退する。この場合、ブランド所有者／告発人は被疑者に対して民事手続のみを進めることを選択するか、または、私人訴追を検討することができる。

これらの要件が満たされていると **NPA** が判断する場合は、刑事召喚令状が発行され訴追審理が開始される。ブランド所有者または代理人は、事件の訴追を裏付けるため承認として呼び出される。

これらの事件の訴追は、商業犯罪裁判所で行われる。

7.7 典型的な成功・失敗事例と将来に向けた提言

関連する判例は上記税関の項に詳述した。

実務上、模倣品事件の訴追成功を支援するため、ブランド所有者および／またはその代表者は検査官および検察官を支援している。

残念ながら、有罪判決が下された場合、罰金は **CGA** に規定されているものよりも著しく低額であることが普通である。

8. 司法救済（民事訴訟）

8.1 適用される法律

南アフリカの知的財産について規律する特別な法律以外に、南アフリカの民事手続においては以下の法律が重要となっている。

- 1965年法律第25条民事訴訟証拠法（Civil Proceeding Evidence Act 25 of 1965）
- 1996年南アフリカ共和国憲法（Constitution of the Republic in South Africa, 1996）
- 1944年治安判事裁判所法（Magistrates' Courts Act 32 of 1944）
- 1986年法律第90号司法行政官法（Sheriffs Act）
- 2013年法律第10号上位裁判所法（Superior Courts Act 10 of 2013）
- 1959年法律第59号最高裁判所法（Supreme Court Act 59 of 1959）

これらの法律は、適用される規則と共に、南アフリカの民事訴訟実務における手続に関する仕組みおよび事項について規定している。

8.2 南アフリカの裁判所

8.2.1 はじめに

南アフリカの基本的な裁判所制度は、下位から上位の順で以下の裁判所から構成されている。

- 治安判事裁判所
- 南アフリカ高等裁判所
- 最高控訴裁判所
- 憲法裁判所

治安判事裁判所は知的財産事件の管轄権を有していないので、同裁判所についてはこれ以上論じない。

8.2.2 南アフリカ高等裁判所

南アフリカ高等裁判所（以下「高等裁判所」）は以下の複数支部（南アフリカの州に一つずつあり、各州の名を付けられている）から成る一つの裁判所である。

- 東ケープ支部。拠点はグラハムズタウン
- フリーステイト支部。拠点はブルームフォンテーン
- クワズール・ナタール支部。拠点はピーターマリッツバーグ
- リンポポ支部。拠点はポロクワネ
- ムブラマンガ支部。拠点はネルスプロイト
- 北ケープ支部。拠点はキンバリー
- ハウテン支部。拠点はプレトリア
- 北西支部。拠点はマフィケンゲ
- 西ケープ支部。拠点はケープタウン

上記の支部に加えていくつかの地方支部が設けられている。各登録官の事務所はプレトリアに所在するため、知的財産事件はハウテン支部で扱われることが多い。南アフリカ高等裁判所は、大半の知的財産および関連事件の第一審裁判所である。

8.2.3 最高控訴裁判所

最高控訴裁判所はブルームフォンテーンに置かれており、南アフリカ全土を管轄しているが、控訴裁判所にすぎない。

8.2.4 憲法裁判所

憲法裁判所はヨハネスブルクに置かれており、南アフリカの最上位裁判所である。共和国の全事件を審理する管轄権を有する。例外的な場合は第一審裁判所となるが、控訴審となることのほうが多い。しかしながら、知的財産に関する事件を審理することはめったにない。

8.3 裁判所手続

8.3.1 申請手続

申請手続は、第一審裁判所に救済を訴える方法の一つである。申請は書類上で判断され、口頭証拠は提供されない、

高等裁判所における申請は、論拠宣誓供述書（**founding affidavit**）を添付した申立通知書の形で行われる。論拠宣誓供述書には、各事件により裏付けとなる宣誓供述書を添付することができる。申請手続において、当事者は申請人および応答人と呼ばれる。

申請手続を開始する場合、申請人は高等裁判所の補助裁判官に申請書を送達し、かつその写しも司法行政官によって応答人に送達されるようにする。応答人は、申請人の論拠宣誓供述書に答えて異議申立通知書および答弁宣誓供述書を提出する機会を有する。申請人は、反対訴答宣誓供述書を交付することにより答弁宣誓供述書に対応することができる。一般的にはこれが宣誓供述書の提出の最後であるが、裁判所はさらなる宣誓供述書を認める裁量を有する。その後、事件について聴聞が設定される。

8.3.2 訴訟手続

訴訟手続は公判（**trial**）として知られており、通常、当事者が裁判所に口頭証拠を提供する。当事者は原告および被告と呼ばれる。

訴訟は、原告が請求の詳細を記載した召喚状を被告に送達させた時に開始する。被告は防御の意図の通知を提出する機会を有し、その後原告の請求の詳細に回答する被告の答弁を提出する。被告が答弁を提出した場合、原告は再抗弁書を提出することによって回答する機会を有する。一定の複雑な事件では再抗弁書にその他の様々な訴答が続くことがあるが、あまり多くはない。通常、再抗弁書提出後は訴答が終結したとみなされる。この段階で公判期日を設定することができる。

訴訟費用は事件の性質により劇的に異なるため、費用の目安を提示することはできない。南アフリカで司法救済を求めようとする読者は、南アフリカで開業している知的財産弁護士に問い合わせるべきである。

9. その他の行政組織の執行

模倣品取締法の規定に基づき知的財産権の侵害を基礎として取られる措置に加えて、規制の不遵守を基礎とした措置を検討することもでき、これは通常業界ベースで対応される。

加えて、ブランド所有者の弁護士は条例の不遵守について地方自治体の法執行機関などの執行機関と協力する。これは通常、非公式な商人が禁止エリアにおいて、または非公式取引について与えられた許可の範囲外で取引を行っている場合に利用されている。

これらの措置はブランド所有者にとって模倣品を非公式市場から除去する迅速かつコスト効率のよい手段となっている。これらの措置は模倣品取締法の範囲外であるため、これらの条例に基づいて適用される罰金が適用されることになるであろう。

10. 南アフリカにおける知的財産保護を補助する検討すべき その他の規制面

10.1 南アフリカにおける広告規制

過去 50 年以上にわたり、南アフリカ広告基準局（以下「ASA」という）がコマーシャル・スピーチの自己規制、誤解を招く潜在的に有害な広告からの消費者の保護、ならびに製品ラベル、商標、ロゴなどのマーケッターの価値ある広告および知的財産の保護について貴重な役割を果たしていた。

2018 年 11 月 5 日、ASA は、マーケティング、広告および通信業界の構成員が設置しその費用を負担する独立の自主規制機関としての新たな機関、すなわち広告規制委員会（「ARB」）に引き継がれた。ASA の指導文書である広告実務規範（Code of Advertising Practice）は、南アフリカの広告コンテンツの規制に関して引き続き ARB によって管理される。

苦情申立手続は引き続き仲裁手続と同様の方法で実施され、既存の消費者および競争者を不誠実で詐害的な取引実務から保護する法制を補完している。これらの特別な補完分野の一つは、たとえば、長年にわたって南アフリカで認められていなかった比較広告について容認される範囲または要件の設定などである。他の特別な分野は、他者の商標もしくはブランドの広告グッドウィルへの便乗、または他者の商標もしくはブランドの模倣をそれぞれ防止することである。

10.2 2008 年法律第 71 号会社法

2008 年法律第 71 号南アフリカ会社法（以下「会社法」という）は、他者が届出る社名における第三者商標の違法使用を保護している。

会社法第 11 条第 2 項(a)(iii)および(b)(i)に基づき、会社の名称は、

当該会社以外の人に所属する登録商標または 1993 年商標法第 35 条の想定するところにより商標または周知の商標としての登録が共和国において申請されている標章と同一でありまたは酷似してはならず、かつ

当該会社が他の人または法人の一部であるまたはこれらと関連していると誤って黙示もしくは示唆し、または人を合理的に誤解させて誤って信じさせるようなものであってはならない。

さらに、会社法第 160 条第 1 項、第 2 項(b)および第 3 項(b)(ii)に基づき、

(前略) 会社の名称に利害関係を有するその他の人は、会社審判所に対し、所定の方法およびフォームにより、当該名称が第 11 条の要件を満たしているかの判断を申請することができる。

その他の場合は、第 2 項に基づく申請は、十分な理由を示して、申請の対象である名称の予約または登録の日の後いつでも行うことができる。

第 1 条に基づいて行われた申請ならびに申請人および申請の対象である名称または名称の予定について利害関係を有するその他の人の提出物を検討した上で、会社審判所は、会社審判所がその場合において正当、衡平かつ迅速と考える期限内に会社審判所がその場合において正当、衡平かつ迅速と考える条件 (中略) に従って新たな名称を選択し定款 (Memorandum of Incorporation) の変更通知を提出するよう会社に指示する行政決定を行うことができる。

10.3 2008 年法律第 68 号消費者保護法

2008 年法律第 68 号消費者保護法 (以下「CPA」という) は、広く製品の不正表示から消費者を保護しており、侵害者である第三者による知的財産権の悪用に対する権利行使の補助に利用することができる。同法の目的は、公平で、アクセスしやすく持続可能な消費者製品およびサービス市場を推進し、この目的のため消費者保護に関する全国的な標準および基準を設けること、改善された消費者情報基準を定めること、一定の不正な販売慣行および商慣行を禁止すること、責任ある消費者行動を推進すること、消費者取引および消費者契約に関

する一貫した立法および権利行使の枠組みを推進すること、ならびに国家消費者委員会を設立することである。

10.4 1972 年法律第 54 号食品、化粧品、殺菌剤法 (Foodstuffs, Cosmetics and Disinfectants Act)、1990 年法律第 119 号農産物基準法 (Agricultural products standards Act) およびこれらの関連規則

上記の法律ならびにこれらの関連規則および指針は、一定の食品について何を商標に使用することができるか、何をすることができないか、すなわち実際の製品自体を考慮すれば公衆を誤解させるおそれのある名称について潜在的な商標出願者に案内することにより、広く役立っている。また、この立法は製品の表示について広く消費者を保護している。

11. 引用文献

1. Burrell *Burrell's South African Patent and Design Law* 4th ed (LexisNexis, 2016) - chapters 1 to 9 (pages 1-444) in respect of the sections concerning patents and chapter 9 (pages 445-519) in respect of registered designs.
2. <https://www.dst.gov.za/index.php/nipmo2/about-nipmo>.
3. Peté, Hulme, Du Plessis, Palmer, Sibanda and Palmer *Civil Procedure A Practical Guide* 3rd ed (Oxford University Press, 2017).
4. <https://www.businesslive.co.za/bd/economy/2018-09-21-in-full-ramaphosa-on-his-plan-to-rescue-the-sa-economy/> (利用日：2018年10月25日)
5. <http://www.sars.gov.za/ClientSegments/Customs-Excise/Trade-Statistics/Pages/default.aspx> (利用日：2018年11月7日)
6. www.domaindisputes.co.za (利用日：2018年11月23日)
7. Grant Makokera C. and Wood C. *South Africa and the G-20* <http://www.gegafrika.org/q20-blog/south-africa-and-the-g-20> (利用日：2018年10月26日)
8. *Deyhle's Design Application* [1982] RPC 526 at 546.
9. 世界貿易機関を設立する協定
10. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
11. 1990年法律第119号農産物基準法およびその関連規則
12. 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
13. 特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約
14. 2008年法律第71号会社法
15. 2008年法律第68号消費者保護法
16. 世界知的所有権機関を設立する条約
17. 1978年法律第98号著作権法およびその関連規則
18. 1997年法律第37号模倣品取締法およびその関連規則
19. 1993年法律第195号意匠法およびその関連規則
20. 1972年法律第54号食品、化粧品、殺菌剤法およびその関連規則
21. 2013年法律第28号知的財産法改正法
22. 2008年法律第51号公的資金研究開発の知的財産権法
23. 植物の新品種の保護に関する国際条約

24. 物品の国境検査の協調に関する国際条約（International convention on the harmonization of frontier controls of goods）
25. 1941年法律第17号商品表示法
26. 生物の多様性に関する条約に対する遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書
27. 工業所有権の保護に関するパリ条約
28. 1978年法律第57号特許法およびその関連規則
29. 特許協力条約
30. 1976年法律第11号演技者保護法改正法
31. 1976年法律第15号植物育成者権法およびその関連規則
32. 1993年法律第194号商標法およびその関連規則

別表 A - 特許に関する手数料

項目 番号	摘要	対応フォーム	南アフリカ ランド	米ドル
1.	特許出願 - 仮明細書添付	1 および 6	60	4
2.	特許出願 - 完全明細書添付	1、7 および 8	590	40
3.	優先権の出願遅延 1 月あたり	1	50	3,5
4.	登録官に対する請求：			
	(a) 登録簿および文書の検査	4	4	0,3
	提出された写し 1 頁あたりの追加額		1	0,07
	(b) 弁護士の特権の延長申請	4	145	10
	(c) 補正または新たな申請を行う申請	4	50	3,5
	(d) 完全明細書の仮明細書への変更	4	50	3,5
	(e) 先日付申出の措置	4	50	3,5
	(f) 独立特許の取消および追加特許の独立特許としての付与の申請	4	90	6
	(g) 完全明細書の受理にかかる期間の延長申請			
	(i) 18 カ月間の末日まで	4	50	3,5
	(ii) その後 1 月または 1 月に満たない期間あたり (3 カ月を超えない)	4	50	3,5
	(iii) 21 カ月より後 (1 月または 1 月に満たない期間あたり)	4	145	10
	(h) 失効した出願の返却申請	4	50	3,5
	(i) 受理の公告期間の延長申請 その後 1 月あたり	4	90 50	6 3,5
	(j) 誤記の訂正および補正の申請	4	90	6
	(k) 登録簿の更生申請	4	90	6
	(l) 裏書または裏書の取消し	4	90	6
	(m) 送達宛先の変更	4	20	1,5
	(n) 登録官側の理由	4	245	17
	(o) 規定がないその他の請求	4	26	2
5.	文書の提出遅延	5 および 8	50	3,5
6.	更新料納付期間の延長申請	10	90	6

	(a) その後1月または1月に満たない期間あたり (5カ月を超えない)	10	50	3,5
	(b) 失効した特許の回復申請時	申立通知書	286	20
7.	更新料:			
	(a) 3年目の満了前	10	130	9
	(b) 4年目の満了前	10	130	9
	(c) 5年目の満了前	10	130	9
	(d) 6年目の満了前	10	85	6
	(e) 7年目の満了前	10	85	6
	(f) 8年目の満了前	10	100	7
	(g) 9年目の満了前	10	100	7
	(h) 10年目の満了前	10	120	8
	(i) 11年目の満了前	10	120	8
	(j) 12年目の満了前	10	145	10
	(k) 13年目の満了前	10	145	10
	(l) 14年目の満了前	10	164	11
	(m) 15年目の満了前	10	164	11
	(n) 16年目の満了前	10	181	12
	(o) 17年目の満了前	10	181	12
	(p) 18年目の満了前	10	206	14
	(q) 19年目の満了前	10	206	14
8.	仮明細書の補正申請	11	70	5
9.	公衆の閲覧に供される前の完全明細書の補正申請	12	70	5
10.	公衆の閲覧に供された後の完全明細書の補正申請	13	242	16,5
11.	特許明細書の補足開示を行う申請	14	50	3,5
12.	登録官に対する異議申立手続	15	90	6
13.	特許の自発的放棄にかかる申請	21	50	3,5
14.	寄託機関からのサンプルの公開を許可する登録官 の証明書の請求 (微生物学的サンプル)	24	100	9
15.	南アフリカが PCT 出願の指定受理官庁である場合 の送付手数料		500	34
16.	PCT 出願の基本手数料		3580	244
	(a) 30 頁を超える場合 1 頁あたり		80	5,5
	(b) 指定手数料		780	53
	(c) PCT-EASY の場合の減額		1100	75

	調査手数料			
	(a) 米国特許商標庁		7300	1000
	(b) 欧州特許庁		8760	1000
	(c) オーストラリア特許庁		4700	600
17.	優先権書類にかかる手数料		200	14

別表 B - 意匠に関する手数料

項目 番号.	摘要	対応フォーム	南アフリカ ランド	米ドル
1.	意匠の登録出願	1	240	17
2.	登録官に対する決定の理由の説明を求める申請	17	220	16
3.	文書の提出遅延	5	44	3
4.	登録官に対するもの			
	(a) 登録簿および文書の検査請求	16	3	0,2
	(b) 条約による優先権主張請求	4	44	3
	(c) 登録意匠の取消し	14	82	6
	(d) 登録簿の更正申請	4	82	6
	(e) 宛先変更登録	4	17	1,5
	(f) 抵当権設定登録の抹消	4	44	3
	(g) 分類請求	9	220	16
	(h) 登録意匠の回復	18	260	18,5
	(i) 規定がないその他の請求	4	60	4
	(j) 意匠登録証の写しまたは原本の申請	4	33	2
	(k) 他の条約申請における最初の条約申請に関して提出された証明書の承認請求	4	44	3
	(l) 文書または登録簿明細の写し 1 頁あたり	15	1	0,07
5.	更新料納付期間の延長申請 初月分	10	82	6
	その後 1 月または 1 月に満たない期間あたり (5 カ月を超えない)	10	44	3
6.	更新料			
	(a) 3 年目の満了前	10	120	8,5
	(b) 4 年目の満了前	10	120	8,5
	(c) 5 年目の満了前	10	120	8,5
	(d) 6 年目の満了前	10	77	5,5
	(e) 7 年目の満了前	10	77	5,5
	(f) 8 年目の満了前	10	90	6
	(g) 9 年目の満了前	10	90	6
	(h) 10 年目の満了前	10	110	8
	(i) 11 年目の満了前	10	110	8

	(j) 12年目の満了前	10	132	9
	(k) 13年目の満了前	10	132	9
	(l) 14年目の満了前	10	149	11
7.	文書の誤記の訂正および補正の申請	12	82	6
8.	意匠出願または登録意匠に関する権利に影響を及ぼす取引の登録			
	(a) 最初の申請	7	75	5
	(b) その後の各申請	7	24	2
9.	登録意匠の自発的放棄	13	42	3
10.	登録簿または文書の複写抄本であることの認証	15	22	1,5

別表 C - 商標に関する手数料

項目 番号	摘要	対応フォーム	南アフリ カランド	米ドル
1.	以下に関する登録出願			
	(a) 一つの類に含まれる物品／サービスの指定に関する商標	TM1	590	43
	(b) 一つの類に含まれる物品／サービスの指定に関する善意による併存使用	TM1	310	22
	(c) 一つの類に含まれる物品／サービスの指定に関する証明標章	TM1	310	22
	(d) 一つの類に含まれる物品／サービスの指定に関する団体標章	TM1	310	22
2.	登録官に対する申請、通知または請求			
	(a) 公告をを求める請求	TM2	90	6.5
	(b) 決定に関する陳述書を求める請求	TM2	363	26
	(c) 登録商標と他の登録商標の間の連合関係の解消を求める申請	TM2	48	3.5
	(d) 宛先または送達宛先の変更を求める申請	TM2	19	1.5
	(e) 誤記の訂正または書類の補正許可申をを求める申請	TM2	19	1.5
	(f) 出願人、登録所有者または登録使用者の名称または説明の変更の記入を求める申請	TM2	19	1.5
	(g) 登録簿への記入の取消しを求める申請	TM2	19	1.5
	(h) 物品・サービスの削除を求める請求	TM2	19	1.5
	(i) 権利の部分放棄または付記の記入を求める請求	TM2	26	2
	(j) 商標の付加または変更を求める申請	TM2	100	7
	(k) 調査を求める請求 標章ごと、類ごと	TM2	190	14
	(l) 将来の手續に関する情報（通告）を求める請求	TM2	100	7
	(m) 商標の譲渡予定に関する登録官の証明書を求める申請	TM2	48	3.5
	(n) 聴聞手数料の納付通知	TM2	261	19
	(o) 証明書の申請	TM2	34	2.5
	(p) 規定がないその他の申請、通知または請求	TM2	26	2
3.	異議申立／更正通知書	TM3	260	19

4.	防御の意図の通知	TM4	48	3.5
5.	登録の更新			
	(a) 通常の登録	TM5	260	19
	(b) 善意による併存使用者の登録	TM5	260	19
	(c) 証明標章	TM5	260	19
	(d) 団体標章	TM5	260	19
	(e) 満了日から1月以内の追加手数料		48	3.5
	(f) 更新手数料の不納のために抹消された商標の回復のための追加手数料		145	10.5
6.	商標の譲渡、移転、抵当権設定または差押えに関する権利に影響を及ぼす取引の登録の申請			
	(a) 最初の標章	TM6	150	11
	(b) 追加される各標章	TM6	26	2
	(c) 登録商標の譲渡または移転の遅延登録の罰金 —各12月又は月の一部の期間について	TM6	48	3.5
7.	以下の申請			
	(a) 登録使用者の登録			
	最初の標章	TM7	150	11
	追加される各標章	TM7	26	2
	(b) 登録使用者の記入の登録の変更	TM7	60	4
	(c) 登録使用者の記入の取消し	TM7	60	4
	(d) 登録使用者の記入の維持	TM7	60	4
8.	各出願または登録商標に関する書類の写し		1	0.07
9.	登録簿、ファイルまたは書類の閲覧		4	0.3
10.	認証のための書類の照合 100語あたりまたは 100語に満たない部分一つあたり		4	0.3
11.	書類の複写 1頁あたり		1	0.07
12.	登録簿または書類の抄本の認証 1書類あたり		34	2.5
13.	登録簿への標章または当該標章が新たに登録された標章と連合関係にある旨の注記の記入		5	0.4

別表 D - 植物育成者権に関する手数料

項目 番号	摘要	南アフリカ ランド	米ドル
1.	植物育成者権の出願	2226	152
2.	a) 審査手数料：カテゴリーA（普通作物、野菜作物、牧草および一年生観葉植物）	3651	250
	b) 審査手数料：カテゴリーB（果実、ぶどう、柑橘類および多年生観葉植物）	4946	337
	c) 審査手数料：カテゴリーB（白および黄とうもろこし）	4169	284
3.	条約国または協定国の出願の優先権主張	1154	80
4.	植物育成者権の付与に対する異議申立て	7183	490
5.	条約国または協定国に対する登録官が実施した試験および検査結果の提供	為替レートにより料金は変動する：350 スイスフラン	
6.	条約国または協定国の然るべき機関が実施した試験および検査結果の取得	為替レートにより料金は変動する：350 スイスフラン	
7.	更新料（1年ごと）	354	24
8.	強制ライセンスの発行を求める申請	5805	396
9.	植物育成者権の譲渡通知	965	66
10.	承認された品種名の変更または補足を求める申請	2343	160
11.	承認された品種名の変更または補足の承認予定に対する異議申立て	965	66
12.	植物育成者権の出願に関連して登録官に提出された文書の閲覧	563	39
13.	植物育成者権の出願に関連して登録官に提出された文書の写し	10（出願1件あたり） 2（コピー1通あたり）	0.68（出願1件あたり） 0.14（コピー1通あたり）

			り)
14.	登録官が行った決定または措置に対する不服申立ての提出	4969	339
15.	品種の純度を判断するためのサンプル調査	3651 (カテゴリーA) 4946 (カテゴリーB) 3980 (カテゴリーBと うもろこし)	249 (カテゴリーA) 337 (カテゴリーB) 271 (カテゴリーBと うもろこし)

[特許庁委託事業]

南アフリカの知的財産制度およびその運用に関する調査

2019年3月発行

[作成協力]



[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-5645878

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp



本報告書は、日本貿易振興機構が2019年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。